

294  
1  
146

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25

始





特116

79



中島報岳

大正  
14. 12. 22  
内交



中島鼓岳氏像



自刀子しい人夫



藤岳氏二十二歳の像

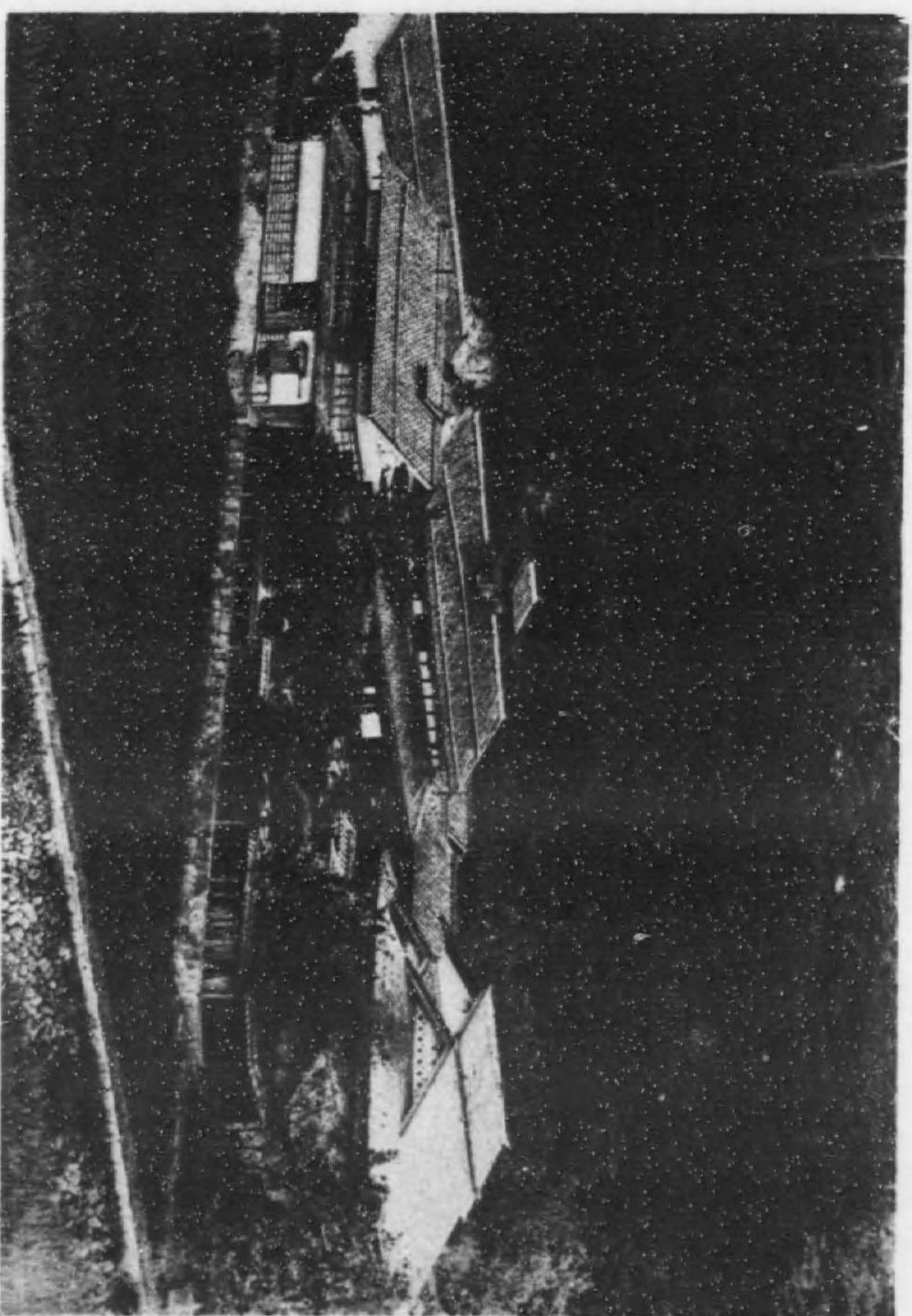
（明治二十年四月） 四山博覽會撮影



(君一唯男七二大) (氏次守主當) (代靜人夫氏次守)

(君已一男長次守)

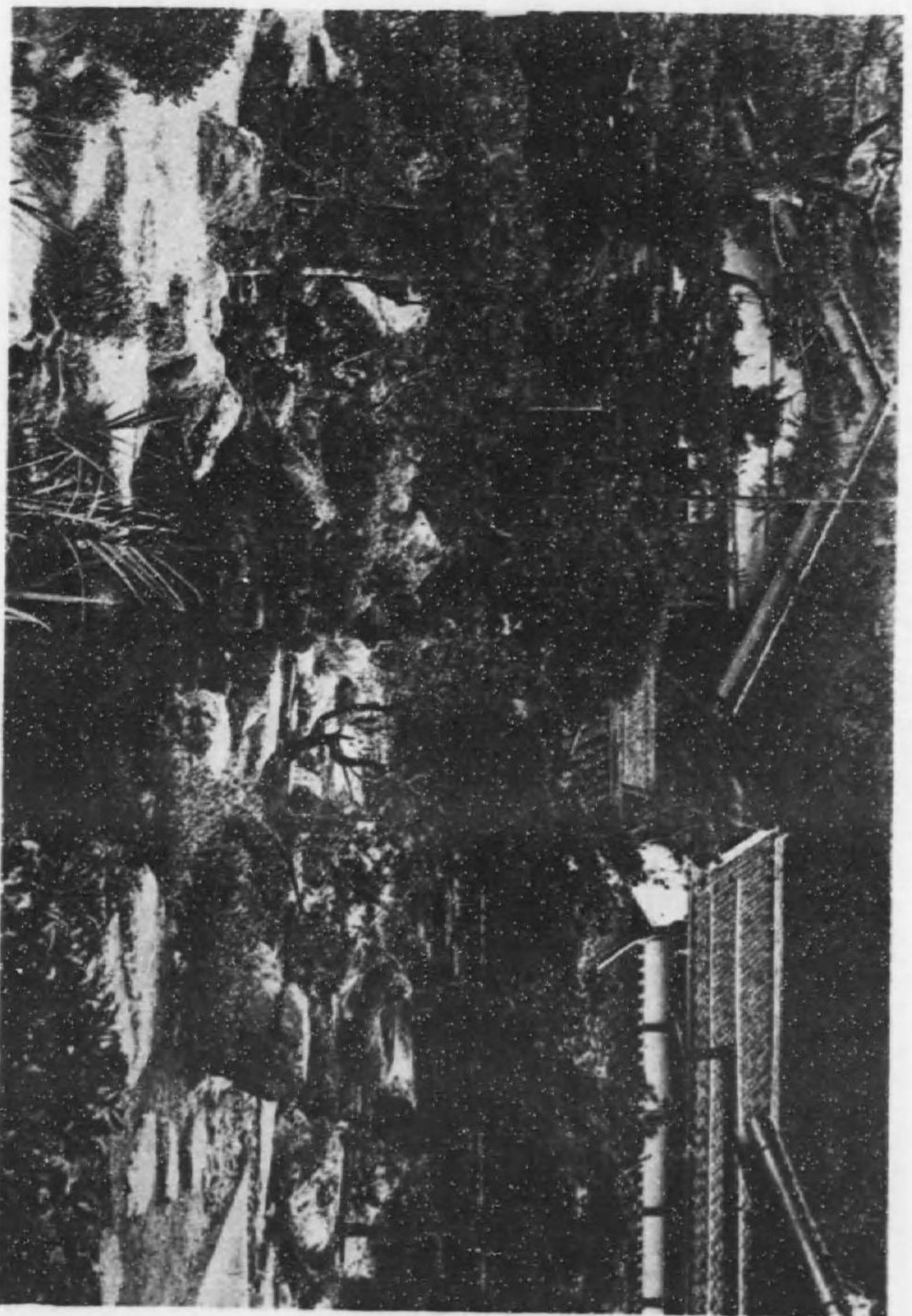
(女長次守) (女三二大) (男二次守)  
(嬢子綾) (代房川香) (君郎二)



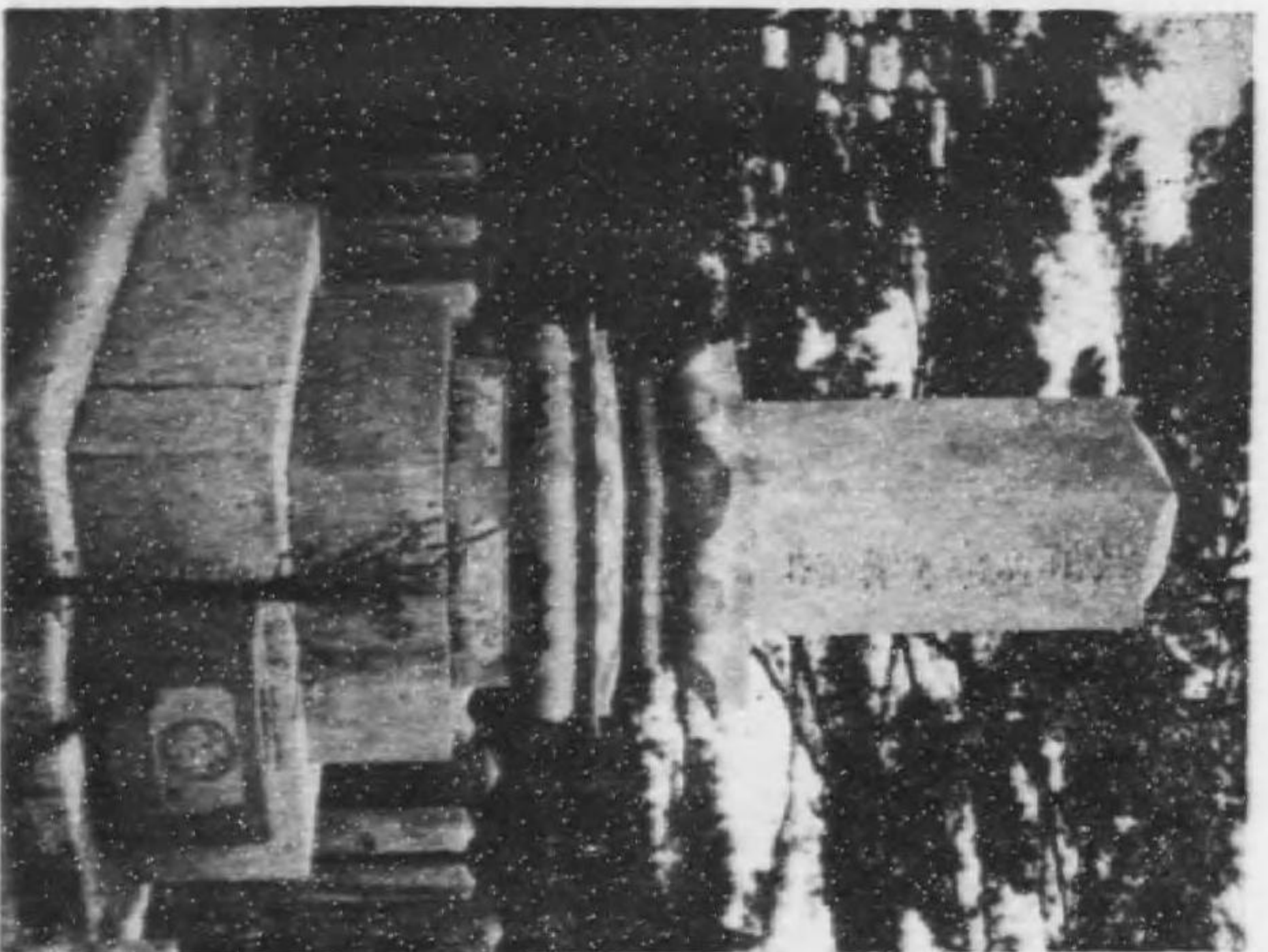
中 島 氏 邸 全 景



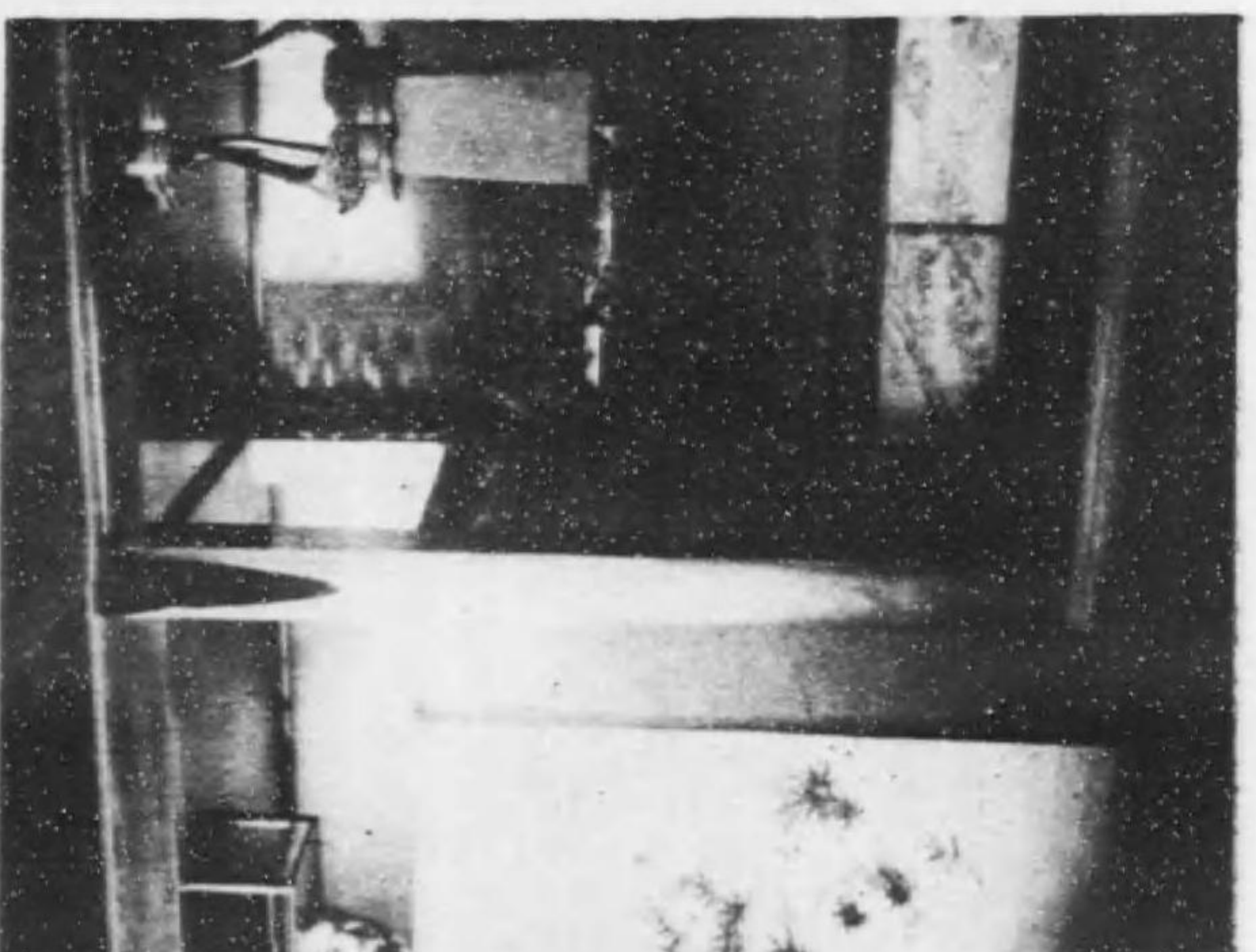




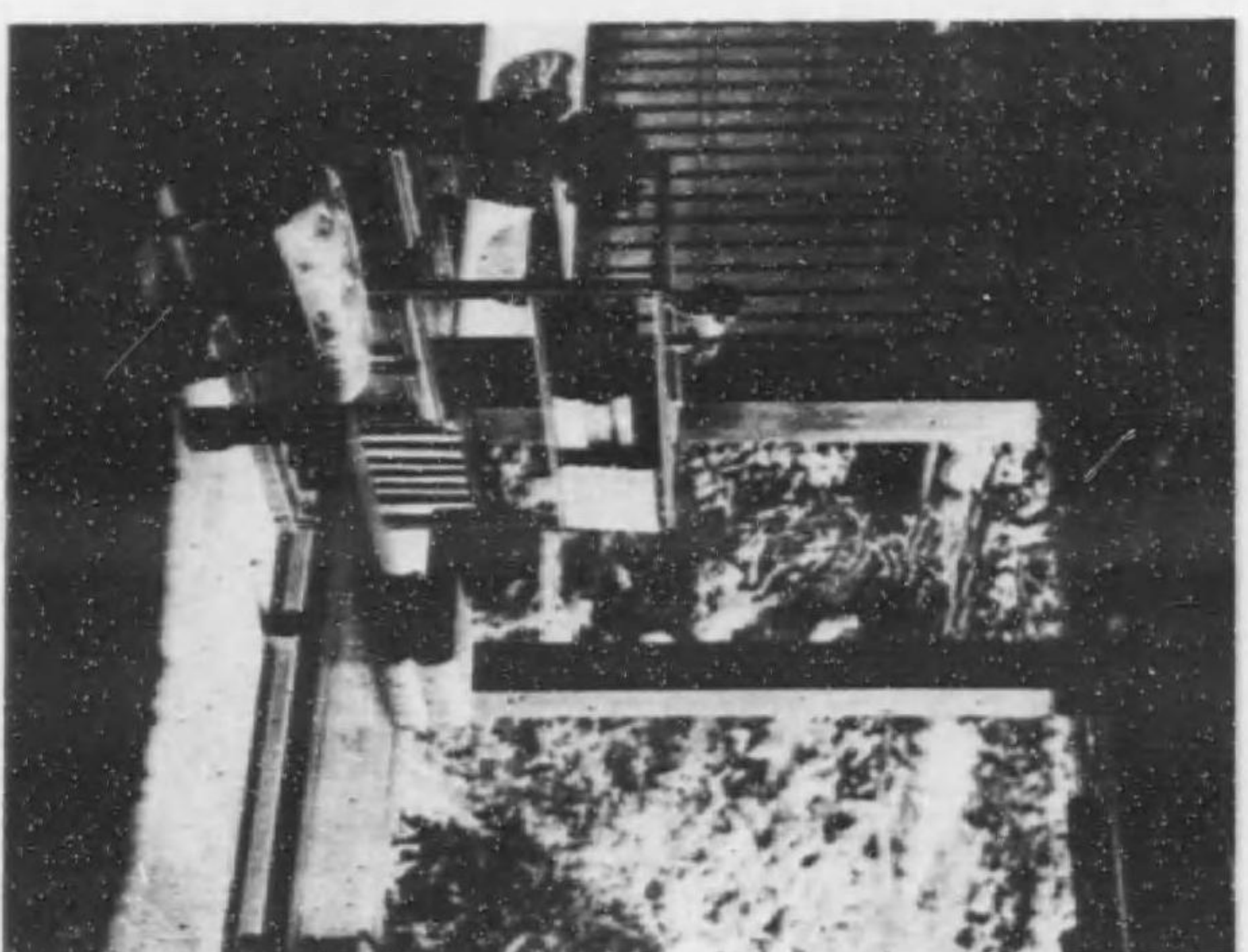
松 篁 堂 庭 園 圖



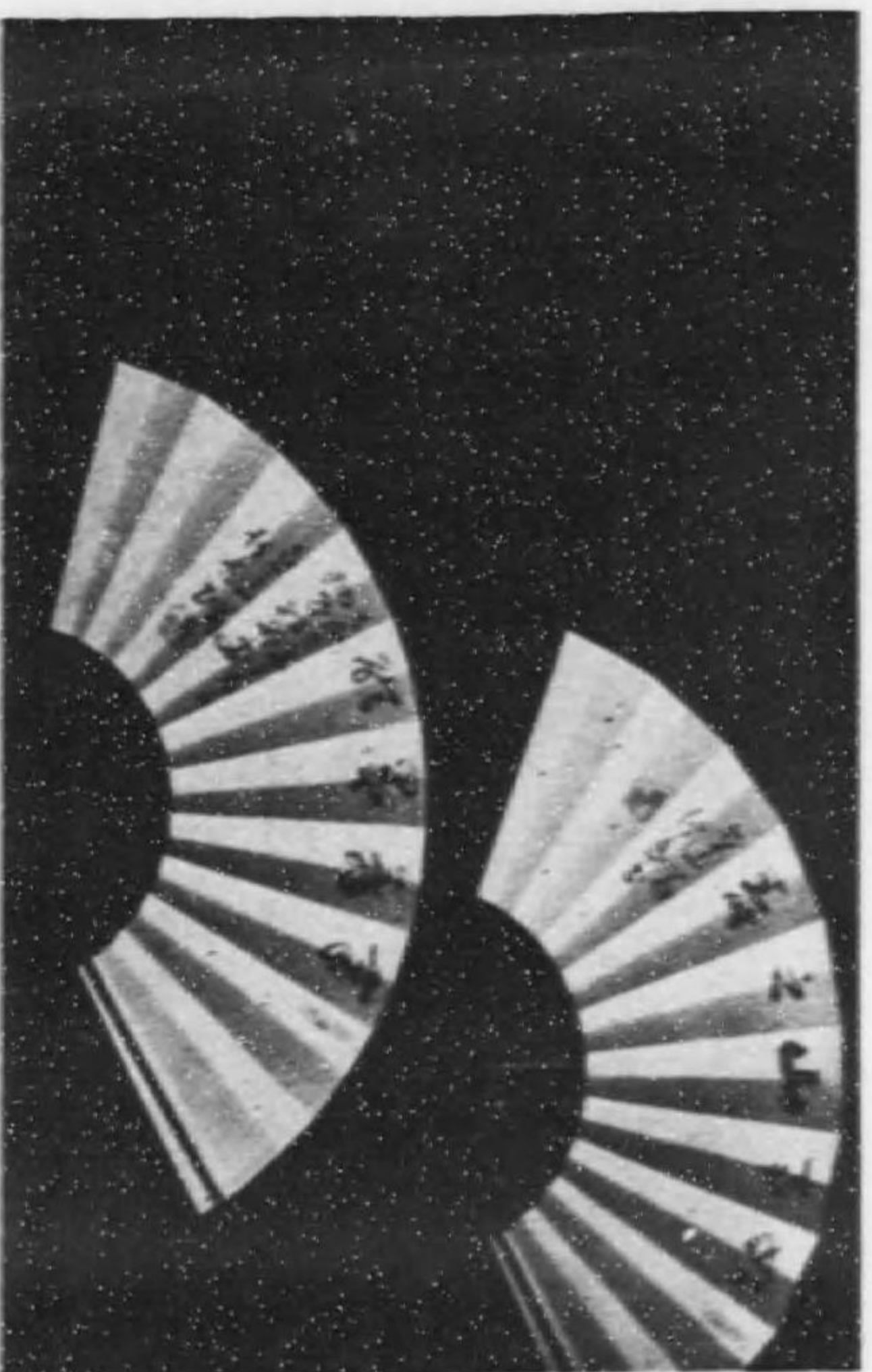
神楽院 古殿



菅 野 寺  
の 入 直 軸 床 竹



菅 野 寺 の 門



旗  
母  
筆



旗  
母  
筆  
竹  
の  
圖



旗  
母  
筆  
畫

序

1

余は恩師中島鼓岳先生の居村中和村と接近せし八束村に生を享けたる一寒生である先生は余が幼少の時代母校なる新致小學に赴任せられ其れ以來非常に余を愛せられ余も亦先生の崇高なる人格を敬慕し且つ慈愛の情に感じ眞に生みの親と考へて師事するこゝ年あり遂に先生は家事上の故を以て家に歸られるこゝ共に余も亦其校を退き自村なる現八束村の前身なる縣村役場の事務を採るこゝ、なりぬ是れ余が實生活の第一歩である居るこゝ一年有餘偶々薦むる人あり官界の人たらむこゝを首尾能く登用せられて務むる事數年先生の修身談に『人生短し最初志したる業務變ずべからず』而して常に鷄口牛尾の誠を忘るべ

からずご宜なり余此儘進まんか生存競争ご優勝劣敗前途至て悲觀するものあり乍去素養なきを如何せん決然ごして東都に上り日本大學の門に入り學ぶごこ三年科程を卒るや再び薦る人あり本縣に歸任し縣廳の一員たる事十有二年にして今や英田郡長の職に轉ず先生の居所ご敢て遠隔ならず今後は大に教を請はんごするに方り不幸先生逝きて亡し回顧すれば先生が常に余の前途を思ひ度々教訓を寄せられし其報恩の途を盡さごりしを想ひて轉感慨胸に迫り慚愧の至りに堪へず依て余は先生の生前に於ける總てを記述し門下生を始め後身の資料に供する敢て徒事ならざるを悟り嗣子守次氏に諮り賛成を得て茲に上梓せり蓋し余や公務多端幸に余の主宰する英田郡内の史蹟調

査を囑託し余の知人京都の人椎口松玲氏に編纂の事を委託せり茲に顛末を記述して序に代ゆ。

大正十四年十月

岡山縣英田郡の假寓にて

從七位勳七等 柴 田 壽 雄

## 凡 例

一、本書は中島大二氏の生立より逝去までを記述し遺文遺稿論説等を原文の儘採録した。

一、本書は大二氏が自書した摘要日誌、自家春秋、時習録を参考とし其れに令息守次氏との對談中に得た事や氏の門下生柴田壽雄氏の師事した當時の物語を綜合して編集したのであるから決して粉飾や創作でないから誤りの無い事を明言して置く。

一、本書は氏の一生を通じて書き盡したのではない重なる事を記して小なる事は捨てた其れは讀者の煩を少なくする爲に編者が意を用ひたのであるから其れは諒せられたい。

一、本書編纂の参考資料は中島守次氏保存して居るから附記して置く。

大正十四年十月十三日

編者 しるす

目次

序	一頁
凡例	五頁

第一章 少年時代

大二氏の出生と父の喜び	一五頁
八歳にして秀蘭を招きて學ぶ	一六頁
美甘政和の家塾に入る	同
父敬二氏の逝去	一七頁
佐々木馬次郎の門に入る	同
中島藤平氏に學資を貢がれ知本館に入る	一八頁
津山時習小學校に入る	同
中島家に婚養子として入る	一九頁
湯本村源泉小學校教員に就職	同
北條縣立傳習校に入る	同

## 第二章 教員生活時代

久見、中和小學校教員……………二〇頁

自習學則を作る……………二一頁

自己生涯の目的を定む……………二六頁

自己の怠慢を戒む……………三〇頁

勸誘會の設立……………三二頁

養家を離縁となる……………四六頁

西薇山の學寮に入る……………同

大日本婦女教育義社の設立……………四七頁

養家に復縁す……………五〇頁

愛嬢秀代生る……………五一頁

實母に孝養を盡す……………五三頁

師の恩に酬ゆるの心や憑もし……………同

明治天皇山陽道に行啓奉迎送す……………五四頁

酒肴料を御下賜……………五七頁

## 第三章 人格的實踐生活時代

令息守次氏生る……………五八頁

教員最後の奉職地……………同

山陽新聞に抗辯文を載す……………六〇頁

社會共存の眞理を發表す……………六一頁

勤儉貯蓄の道を論ず……………六二頁

岡山縣會議員に當選……………六三頁

帝國議會の開會を希望す……………六四頁

源君生る……………六五頁

縣下製造家に訓戒す……………六六頁

憲法發布祝宴を開く……………六七頁

中和村々長同村會議員……………七四頁

村雲尼公氏が邸に御休息遊ばさる……………同

重忠君生る……………七五頁

教育勅語を授り奉讀式を行ふ……………同



帝國議會の開會を喜ぶ	七八頁
明治二十四年の氏が公職	同
旭川大出水	七九頁
令嬢晴代生る	同
令嬢房代生る	同
日清の役と念願	八〇頁
養父に對する孝道	八一頁
實君生る	同
日清戦役の行賞を受く	八二頁
一庭四條日記を山陽新聞に連載す	同
唯一君生る	八三頁
郡會議員に當選す	同
津山街道開鑿の運動をなす	同
松篁堂の庭園を竣成す	八四頁
中和村要覽を編纂す	八五頁

日露戦争の避く可からざるを説く	八六頁
再岡山縣會議員に當選す	八七頁
日露の國交斷絶して憂ふ	八九頁
初和大原に新田を開墾す	九〇頁
養母の逝去	九一頁
縣會にて質問(宇野港改築)	九一頁
縣有模範林の造設	九一頁
日露戦役の終局と氏が心盡し	九二頁
戦後の經營に村民を誡む	九三頁
守次氏静代嬢と結婚す	同
陰陽聯絡鐵道の開設に盡す	九四頁
衆議院議員選舉委員	同
公有林野整理規定を草す	同
小學校創立三十年式に表彰さる	九五頁
戌申詔書を拜して感泣す	同

書道を能くし近郷にて名高し……………九六頁

中島家遠祖祭を舉行す……………九七頁

晴代嬢に養子して分家せしむ……………同

恩賜財團濟世會に寄附……………九八頁

明治天皇の崩御大正と改元……………九九頁

養父の逝去……………一〇一頁

日獨國交斷絶と氏の覺悟……………一〇二頁

明治神宮御造營と氏の念願……………一〇四頁

慈母の死と氏の歎き……………一〇五頁

滿鮮巡遊……………同

第四章 晩年の生活

和歌繪畫をよくす……………一〇七頁

最後の名譽職……………同

寂滅の善後……………一〇九頁

第五章 系譜と子女

中島家系譜……………一一〇頁

大二氏の子女と略歴……………一一一頁

第六章 論説及遺文著書

(1) 何事も欲から……………一一三頁

(2) 死馬の骨……………一一九頁

(3) 不平の味……………一二三頁

(4) 書 感……………一二六頁

(5) 利息制限法の廢止を望む……………一二八頁

(6) 岡山縣下製造家諸君に向つて一小言……………一三一頁

(7) 一庭四條日記……………一三四頁

(8) 縣民の聲果して如何……………一五五頁

(9) 龍頭蛇尾……………一六二頁

(10) 櫻上痴誌……………一六四頁

(11) 戰國民としての所感……………一六九頁

(12) 中和村要覽……………一七〇頁

(13) 滿州巡遊の日程概要	二〇八頁
中島大二年譜	二一九頁
和歌	二四〇頁
結論	二四八頁
大二氏生涯の通讀書藉目録	二五一頁

## 第一章 少年時代

中島大二氏は幼名を大治郎後大二と改め字湛然鼓岳と號す氏は安政五年舊正月二十五日美作國大庭郡湯本村（今の眞庭郡湯原村）に呱呱の聲を揚げた時は恰も天下は稔かでなかつた島津齊彬は琉球那覇港にて佛國軍艦や諸外國の御用船を入港せしめて外交に眼を附け他藩に率先して交通をしようとする井伊直弼は勅許を得ずして開港の條約を結んだ其罪を一身に受けて萬般を處する決心をなし衆議を排して天下を驚かした勤王の志士等は櫻田門外に於て井伊大老の首を得たけれども尊王の志士蜂起して天下の風雲愈々急である斯様な騒々しい世間の中にも春風吹き平和の光に充つる湯の町に醫を業とし謹嚴にして篤學の聞へ高く郷黨の師範たるべき人格者で美甘敬二と云ふは大二氏の父である敬二氏は新春早々男子を得て歡喜した然して敬二氏惟らく今や天下の道は麻の如く亂るゝ時一男子を得たれば幸に成育せしめ尊王の大道を教へ忠勇の爲に盡瘁せし

むべき大人物たらしめたいと願つた長男文雄は家を嗣がしむるを以て二男大治郎は文學と政道を教へて名を遂げしめたいと欲した氏は六歳にして大學を學び七歳にして中庸を讀み八歳にして論語孟子を教へられ備中の入秀蘭を招いて四書の素讀を受けた斯様にして育くまれゆく氏は天に恵まれた自尊心と素朴な性質は謹嚴な父君の命に隨ひ晨に讀書し夜は深更に入る迄習字し獨學怠るなき勤勉振を父君は觀るに及んで益々勵まし將來を嚆望して大に期する處ありて美甘政和先生の家塾に入らしめた政和先生は當時國學の大家にして學塾を開き郷土の年少徒を集めて和漢の學を受け殊に我國體の真髓たる尊王の大義を教へた大治郎氏は門下生中將來有望の少年として何時も愛撫された其後數年を経て明治三年十一月十日慈父病を得て醫藥看病に面方力を盡したけれども其効もなく享年五十にして逝かれた父君の遺大なる理想の許に成前されつゝある氏は憐ふるにもものなき打撃と悲しみに萬事休するの歎きを感じたけれども何田迄歎くとも歸りますことなき慈父と想へば諦めて専心黽勉して素志の貫徹

を期すべく進むこそ孝道に叶ふべきなりと決心し父在ます時に増したる勇氣を以て學を勵むようになつた四年の春尙淺き頃村塾に入り孔孟の道を聽き日夜に怠りなく塾生の模範者となつた慈母は亡き父君に代りて子女の養育に努めらるゝを觀ては孝心篤き氏は時々其苦勞に感激して歎歎した歲月は憩ふなく早幼年の域から脱して少年の關内から出て行く氏は聰明な沈着な堂々たるものになつて來た學制設置され村校を置かれた津山藩士の出身西穀一先生來任され其校生となつて皇朝史略及十八史略の講義を授けられ六年十二月には勝北郡豊久田村現今の勝田郡吉野村佐々木馬治郎先生の塾に入り日本外史の素讀及孟子の講義を受けた佐々木氏の父は木鑑號を雪峰と云つて津山城主松平氏に仕へ出處論を著した人で當時碩儒として名高かつた馬治郎氏は其木鑑の息で父の業を續き家塾育英舎に在りて子弟の教養に努めて居た其門にあること數ヶ月にして轉學せざるべからざるに至つた併し氏が他郷に出で、學を成すは是が最初である父を失つて母一人の手に依て育てらるゝ氏は自由に學問をする丈の

學資にすら事を欲いて居たので伯父中島藤平に學資を買がれて漸く學業に就く事が出来るようになったので七年二月には佐々木氏の紹介を得て久米南條郡大藤村知本館服部先生に従つて十八史略の講義を聴講した服部氏に愛育されて各地に旅行さるゝ時には何時も從者の中に加へられて親子も及ばぬ慈愛を受けるに及んで其喜びは非常なものであつた祖父中風症にて病褥にありしが頑として癒へず昨今益々篤きを加へるから歸省せよとの事に折角の學問も授かることを得ずして郷土に歸るべく餘義なくされ再び家を出で、學ぶの機を失したので毎日自習して居た慈母や伯父の藤平氏は其心根に同情して呉れて七月には津山時習小學校に入り普通學を修得した先生は中西、芦澤、上原の諸氏で第八級を卒業した上原先生は環一郎號看雲と稱して今や歳八十餘朱子陽明學に通じ詩は近郷の豪にして書も亦現今の老大家である時の學友に戸田敬一郎、渡邊清二郎の二氏は殊に親しかつた八年には中島藤平の嗣子として養はる藤平は幼名を鶴平又は與平と云つて亡父の異母弟で義母は安田氏伯州河村郡穴鴨より來

り家に入る一女を擧げて以志と名づけた以志女は氏の従妹で十四歳の當時西脇彦市氏の媒介で婚約が成つて居たので茲に結婚の式が行はれて中島藤平氏の宅は陽々たる平和の光に充つる温ひ家庭となり新婦新婿の蜜のような親しみある生活の營まれゆく様を見て藤平氏の喜びは例ふるに物なき有様であつた三月には湯本村源泉小學校の教員に招聘されて任に就いた是氏が教職に身を委ねる初めで當時僅に十九歳の青年が教員になるが如きは破格で何れも三十歳以上を以て任じて居た郷黨に於ても眞に模範的青年として仰がれて居たと共に將來に嚮望する所多として氏の成功を祈らぬ者はなかつた殊に内助の人となつた新夫人の心は如何にありしか夫の成功と共に自己の修養に務め人後に立たないように進んで家門の爲夫の名譽に其全力を捧げて盡そうと決心した其八月には氏は尙進んで勉學すべく今井慎、杉山照太郎氏等と共に傳習校に入學した本校は北條縣立（北條縣は當時美作の縣名で縣廳は津山に置かれて居た）で津山にあつて小學校教員の養成所になつて居た習字科に赤松、理科に青木、算數

學に岡崎の諸氏が教鞭を執り親友としては中西鷲藏、山本鹿治郎、藍澤英植、田鐵四郎氏等である十一月に傳習校を優等にて卒業した。

### 第一章 教員生活時代

明治十年三月久見村成功小學校に轉勤を命せられ病氣にて任に就く能はず四月に赴任した教へ子の内手島庫三郎、手島藤次郎、今康夫等は優等生たり九月には中和小學校に轉勤を命せられた生徒中石井万藏、中島文和、石井啓藏、西山鹿次郎、渡邊みゑ等優等生であつた十一年の春が來た新夫人は酸類を好むようになり月のものを見なくなつて妊娠である事が知られた一家を舉げて喜びに満ちた初孫を見る日は屈指して待たれた萬木萬草の茂る八月の中旬に玉の様な愛兒が生れた名を一治とつけて荒風にもあてぬようにして育てられる中九月下旬病にて賽の河原に塔をつむ兒となつた新婿新婦の悲歎は許より一家は暗愁に鎖されて涙に萎む家庭の様は人に見る目も憐であつた其から一年二年は夢の様過ぎ去つた十三年の一月

が來たそうして新年を迎へた氏は翕然として過去を顧みて深々として爲す事なきを慨歎し自ら戒飭して以下記する様な學則を作つた。

一、學問の時間を大別して晝夜の二つに分ち晝は専ら字義を講究し夜は専ら其章句の趣旨を推究す

一、凡事其れを成就せんと欲せば又其身健全ならざれば能はず故に此日より斷然房事を禁止して養生の一に備ふ餘は因時因物處宜すべし「自ら註して房事は人間必須欲くべからざる事斷然之を禁止するは又養生の道にあらず笑ふべし」

嚴然たる氏も亦情の人たる事を記して居る人間必須欲くべからざる事眞に木石にあらざる人として殊に猥らなるは國を亡ぼすと雖正しきは萬物生殖の本分であるに氏が斯かる想を記するは何事か知らず心中悶々の情ありしにはあらずやと後に及んで考へざるを得ない其の後間もなく自己の爲に學科講究規則なるものを作つた

### 第一條

學科を分て三とす物理學、歴史學、字義學、是れなり

第一條

書籍を分つて假字綴り漢字綴りの二つとす

第二條

講究時限を分つて晝夜の二つとす

第三條

晝は凡て漢字綴りの書を読み夜は假字綴りを読むべし

第四條

晝間讀む處の紙數、詩經書經の如きものは十枚と定め幾回も轉讀熟記すべし、最其日讀む書の難易に依り多少ありと雖も四十枚を越ゆべからず

第五條

夜間讀む處の紙數は十五枚乃至三十枚とす

第六條

尙自制して勉強規則をも作つた

第七條

學科ヲ分ツテ三トス物理學、歴史學、字義學、其他

第一條

書籍ヲ分ツテ假字綴リ漢字綴リノ二ツトス

第二條

講究時限ヲ分ツテ晝夜ノ二ツトス

第三條

晝ハ凡テ漢字綴リノ書ヲ讀ミ夜ハ假字綴リヲ讀ム可シ

第四條

晝間讀ム處ノ紙數、詩經書經ノ如キモノハ十枚ト定メ幾回モ轉讀熟記スベシ、尤其日讀ム書ノ難易ニヨリ多少アリト雖四十枚ヲ越ユベカラズ

第五條

夜間讀ム處ノ紙數ハ十五枚乃至三十枚トス

明治十三年二月二十八日自制

右の自制を定めて學究に努めたけれども尙不備の處があるので改正した

## 第二章 自習學則を作る

## 第一條

學科ヲ分ツテ啓靈學修靈學ノ二科トス

## 第二條

啓靈學研究ノ書籍ハ概ネ左ノ如シ

神典 理書 歴史 論說ノ類

修靈學研究ノ書籍ハ概ネ左ノ如シ

四書其他凡テ說道書類

## 第三條

時限ヲ分ツテ午前三時間午後七時間ト定ム

## 第四條

當分ノ內學科ヲ論ゼズ凡ソ假字綴リノ書籍ハ午後六時ヨリ研究ノ

但シ日ノ長短ニヨリ時限ヲ進退スベシ

## 第五條

凡ソ論文ニ係ル書ニシテ皆漢字綴リハ午前研究ト定ム

右により研究を進めて居たが三度改めて講究することになつた

## 第一條

學科ヲ分ツテ道學、物理學、國政學、文學ノ四種トス

## 第二條

當分ハ專ラ文學ヲ研究スルヲ要スルヲ以テ日ノ長短ヲ論セズ午後ハ悉皆文學ヲ研究ス

## 第三條

時間ヲ午前午後ノ二ツニ分ツ

## 第四條

右文學ト云フハ凡テ漢字綴リノ書籍ヲ指スモノニシテ午前ハ之ヲ研究スルヲ許サズ

## 第五條

當分ハ學科ヲ問ハズ凡テ假字綴リノ書籍ハ午前研究ト定ム

## 第六條

## 第二章 自習學則を作る



## 第二章 自己生涯の目的を定む

凡ソ年中春時ハ萬物發達ノ期節ナレバ専ラ心神ヲ生育長大ニセシムルノ學科ニ就クヲ宜シトス故ニ國政學、及國政學ノ内歴史ヲ研究ス

## 第七條

最右定ムル時限中ハ同様定ムル書籍外ヲ研究スルヲ許サズ

## 第八條

研究ハ其學科ニ據リ難易アルガ故ニ豫メ其紙數ヲ定限シ得ザルモノナリト雖午前假字綴ノ分午後漢字綴ノ分概左ノ紙數ヲ減ズベカラズ

午前二十五枚 午後二十五枚

右合計五十枚ト定ム

明治十三年三月七日

自己生涯ノ目的ヲ豫算スル事左ノ次第ノ如シ

## 第一次

先一生ヲ六十ケ年ト假定シ此ヲ二分シテ三十ケ年宛ノ前後ニ分テ前三十ケ年ヲ目的養成期トシ後三十ケ年ヲ目的終成期トス

但シ當今ノ學力淺薄ナルヲ以テ養成期外更ニ十一ケ年ヲ増スベシ

## 第二次

明治十三年九月ヨリ十六年八月迄滿三ケ年間凡金若干ヲ收蓄スベシ

余歳二十六

## 第三次

右蓄金ニテ同十六年五月ヨリ同二十年十二月迄游學漢學ヲ研究スベシ

余歳三十

## 第四次

同二十一年一月ヨリ二十三年十二月迄滿三ケ年間凡金若干ヲ收蓄スベシ

余歳三十三

## 第五次

右蓄金ニテ同二十四年一月ヨリ二十六年十二月迄滿三ケ年間洋學ヲ研究スベシ

余歳三十六

## 第六次

## 第二章 自己生涯の目的を定む

同二十七年一月ヨリ二十九年十二月迄三ヶ年間金若干ヲ收蓄スベシ

余歳三十九

### 第七次

右蓄金ニテ凡二ヶ年間海外各國ヲ歴游シ天下ノ形勢ヲ觀察スベシ

余歳四十一

### 第八次

明治三十二年歸朝左ノ事業目的ニ着手スベシ

一、治國ノ機軸ヲ運轉君民同治ニ變革スベシ

但シ成功ノ後ナラバ同治ノ法規ヲ改革鞏固ナラシムベシ

二、内國ノ産物ヲ蕃殖セシムベシ

三、學事ヲ盛大ニナスベシ

四、國民ノ道義ヲ淳厚ニシ邦内一氣環連セシムベシ

以上毎ニ心肝ニ銘シ忘却失敗スベカラズ

明治十三年四月三日神武天皇祭ノ日記ス

右の様な自制を作つて苦學怠りなく一徹短慮な養父に克く事へ克く従ひ時々吾が怠惰を戒めて修養に勵み遠大なる理想に向つて一步宛を進んで行く氏の勞苦は今の青年には逆も出來ない事である殊に一生の目的を描くに及んで貯蓄の事を記し其金を以て學資や洋行の資に充てんとする其心根を察して觀ても如何に昔堅氣の養父が新進の學を成す當時の氏の心に同意を與へ兼ねしかを想ふに及んで轉同情の涙を禁じ得ない若し當時養父が氏の心根を汲んで學資を豊富に與へ氏の長所を伸展せしめたならば天分の精密な注意力の豊かな質朴にして謹嚴な氏は慥に天下に其名を稱へしむる經濟的政治家になつて居たに相違ない事を信ず人生の儘ならぬは過去も現今も變りない事を思へば感慨無量である七月二十日には最愛の夫人二男を擧げた三輪と名けて愛しみ育てたけれども是も亦九月十三日病を得て幽界に去つた長男を亡ひ二男又滅するに際し將來を想ふて憂愁の念一門を覆ふ

同十四年四月氏は極めて敬神の念篤く夫人の外伯母及二三の同行者を得

て出雲大社の參宮に出掛けた時は恰も彌生の中頃とて櫻花の蕾も綻び初め鶯の聲なつかしく鳴き渡る山陰を心靜かに名所舊蹟を探り想ふ儘なる旅行に晴々した心地になつて歸つた氏は決然として過去を顧み慨歎して左の様な文を草した

## 摘要日誌原文採録

其樂アレバ其苦アリト宜ナル哉此言ヤ何トナレバ凡乾坤ノ間ニ於テ人類ニ生レ來シハ無極ノ歡喜ナラズヤ併シナガラ人トシテ生涯貧賤ニシテ人ニ使役セララル、ニ至ルモ亦最困苦ナラズヤ余ハ從來〇〇ノ爲メニ天賦ノ靈智ヲ消滅シ爲ニ學問ニ志シアルセ記憶ナク字義ヲ推講スルセ會得スルノ辨識ナク漂々泊々已ニ二十四年ノ秋ニ垂ントス噫何ノ面目アツテ人類ノ仲間入りヲ爲スヤ元來非常ノ艱苦ヲ忍バザルモノニ於テヤ然ルニ勉強モセズ艱苦モセズ飽食安臥今日ノ如クナラバ必ズヤ又貧賤困苦ノ淵ニ沈ミ再ビ愉樂ノ境地ニ浮ム事ヲ得ザルベシ思ヒ願レバ心塞ノ股栗スルニ至ル

此文によれば氏は早婚により性慾の爲に靈智を消滅する事を嘆ずると共に自己の怠惰を戒む自ら攝生し自ら艱難を求めて心身の鍛練に努めた氏は世間往々ある早婚者の腦力減殺の失敗を招かずして進みし處に氏の生命があつた事は後になつて物語られて居る然して一ヶ年の讀書紙數を書して前年と比較して居る

本年一月より六月迄總計七百八十一枚

前年同期に於て千六百十八枚

前年に比較して半減であるとして又嘆じて左の様な事を記して自制として居る

本年春來甚怠慢ニ流レ大ニ余ガ生涯ノ目的ヲ誤マラントスルノ景況ヲ徵セリ右ハ己ニ本年前期讀書紙數ノ總計ニ於テ明瞭ナリ尤モ此怠慢ハ志氣ノ軟弱ニ出ルト雖一ハ戶長事務ニ遮斷妨害セララル、ト家事ノ殊ニ繁忙ナルニ基ケリ併シ自分ハ氣候幸ニ學問ノ季ニ至レルノミナラズ諸障妨ヲナヌモノ減少セントス奮勵悻興晝夜黽勉春來ノ怠慢ヲ償還スル

ニ努ムベシ 明治十四年八月二十六日  
 斯様にして氏は三度自制を記して日々自己の目的に向つて進んだ併して  
 十月には村内の老成人十數名を集めて勸誘會を設立し此が許可を縣に仰  
 いだ

## 勸誘會設立願

今般我等同志者結合シ勸誘會を設立し村内公益ノ事業ヲ協議シテ其興起  
 ノ方法ヲ計畫シ此ヲ村會該議長ノ許可ヲ得ニ附シテ其意見ヲ問ヒ併シテ  
 此レガ實施ヲ勸誘スルヲ以テ目的トセントス右ハ聊當代ノ民タルニ耻シ  
 ザルヲ欲スルノ微意ニ出テ候義ニ付御許可被下成度即會員盟約書相添此  
 段奉願上候也

美作國大庭郡下和村

明治十四年十月二十六日

願主總代 岡田彦市

同 中島大二

戸長 中島藤平

岡山縣令高崎五六殿

右ニ對シ回答左記ノ如シ

書面願之趣勸誘會設立之義ハ開置候得共公益事業興起ノ方法ヲ計畫シテ  
 該會ヨリ直ニ村會ニ附スル等ハ不相成儀ト可心得事

明治十四年十一月十六日

岡山縣令高崎五六代理

岡山縣大書記官 津田 要

右に依て勸誘會は成立し直に左記の盟約書を造りて之を實行する事にし  
 た

## 勸誘會盟約書

## 第一條

當會ニ於テ公益ト認メ其興起ヲ勸誘スベキ業ハ其數際限ナシト雖此ヲ大  
 約スレバ左ノ三項ノ外ニ出テズ

一、智識ヲ開達セシムルノ方法

第二章 勸誘會の設立

- 一、利用厚生ノ事業ヲ興起スル事
- 一、從來ノ弊習ヲ矯正スル事

第二條

凡村民ノ公益ト認ムル事業ハ我村内限リ悉皆當會ノ義務トシ廣ク官民ノ囑託ヲ受ケ成丈周旋スベシ

但シ囑託ヲ受クルト否トハ公益ノ厚薄ヲ以テ議定スベシ

第三條

當會ノ會議ハ毎年二回一月七月ニ於テ之ヲ開ク

但シ會員中過半數ノ同意ヲ得ルトキハ臨時會ヲ開ク事ヲ得ル

第四條

當會ハ他ノ雷同島合ノ會ニ非ズ自奮シテ前第一條ニ掲ゲタル三項ヲ以テ自ラ任ズル同志者ノ連結ナレバ百難屈セズ必毎事ノ成効ヲ期スベシ  
右之通同志者總會ノ上盟約スル處無相違ニ付此盟約ヲ渝エザルノ赤心ヲ表センガ爲各自姓名ヲ手記連署スル者也

美作國大庭郡下和村

平岡利吉	西山兼吉	實原柳平
進 萬藏	藤井茂助	大森吉平
中島彌作	岡田彦市	西山菊五郎
三船實藏	中島善四郎	前田和四郎
三船宗一郎	中島文平	平岡松太郎
實原直市	平岡照太郎	中島大二
加藤兼太郎	石原金太郎	

勸誘會員平生の心得

凡本會の會員たるものは平生左の條々を心得べし

- 一、凡御祭日及御祝日に國旗を掲揚するは人民たる者の國に對する義務なれば左に記載の日は必國旗を掲揚すべき事
- 一、學齡の兒童をして謂はれなしに就學せしめざる等父兄の本分を誤らざる事

第二章 勸誘會の設立

右の様な盟約をして氏は日進月歩の文明に遅れざる事に自己の修養に資すると共に自村の有意の士と結んで弊風を一掃し進歩の榮譽を受けんと欲し氏は郷土の勢に遅れたりこの誹を受けず反て進歩の榮譽を受けんと欲し氏は郷土の改善の爲に寢食を忘れて盡した其側家君に孝養怠りなく寸暇あらば諸書を繕き獨學怠りなく其年も暮れて十五年の春が來た今年こそ其劈頭に於て勸誘會の總會を開き自村開發の第一歩を印しようと思ひ一月三日中小學校に勸誘會を開催し左記諸條項に濟る規約を決議した其議案は氏の提案したもので左記の通である。

### 第一條

學齡ノ子弟ヲシテ就學ヲ勸ムルハ素ヨリ學務委員ノ本分ナルモ尙學事ノ盛大ヲ計ランガ爲メ毎在所一名或ハ二名宛ノ勸學掛ヲ置ク事  
但シ給料無給ナルモ學事ニ費シタル時日ハ至當 日當ヲ給與スル事

### 第二條

勸學掛ノ勸誘ニ從ハズ謂ハレナク就學セシメザル父兄ハ此旨學務委員ニ

通報シ該委員ノ勸誘ヲ請ヒ尙就學セシメザル時ハ其筋へ上申スル事  
但シ上申ハ學務委員之ヲナスハ勿論ノ事

### 第三條

毎年三回或ハ四回子弟ヲ有スル父兄及ビ毎在所村會議員等ヲ學校へ招集シ現ニ教師ノ授業ヲ拜觀セシムル事  
但シ招集ノ時日ハ必農家ノ休日ヲトスル事

### 第四條

毎年三回或ハ四回村會議會及村内心得アル人ヲ學校へ招集シ御布達類ノ中最モ肝要ノモノヲ拜讀セシムル事  
但シ拜讀ハ學校教員之ヲ擔當シ又肝要ノモノトハ農商務省山林共進會大意及岡山縣勸業課報告或ハ聯郡農事會雜誌或ハ傳染病豫防法等ノ布達類ヲ指ス

### 第五條

協議費ヲ以テ農事雜誌ヲ購求シ公衆ニ縦覽セシムル事

但農事雜誌ハ農業上稻作ハ勿論煙草其他一切ノ撰種培養法等ノ事ヲ平假名ニテ記シタルモノナレバ農家ニハ必要ノセノナリ尤モ代價一冊四錢位ノモノニシテ毎月二三回ヲ發兌スルモノナリ

右第三條ニ付原案ノ大意ヲ辯解スル事左ノ如シ毎年三回或ハ四回父兄ナリ村會議員ナリヲ學校ヘ招集シ現ニ教師ノ授業ヲ縱覽セシメントスルノ趣旨ハ元來教則ニ於テ聊邊鄙ノ民ニ不適當ノモノコレナシト云ヒ難シ然レトモ大體ハ未ダ其授業ノ實地ヲ熟覽セザルヨリシテ子弟ヲ入學セシムルハ或ハ何ソ徵兵ト一般ニ見做スモノ有ルガ如キハ又實ニ憐ムベキノ至リナラズヤ是レ之ノ議案ヲ設ケシ大意ナリ

一、利用厚生ノ事業ヲ興起スル事

### 第一條

本村ハ幸ニシテ反別千百餘町ノ山野ヲ共有セルガ故ニ地質ヲ撰ミ杉檜等ノ用材及桑楮等ヲ植附ケル事

但シ此事業ヲ興スルニ就テノ諸雜費及人夫等ハ毎年共有山野ヨリ生ズ

ル村收穫柴代ト稱ヘルモノ)中幾分ヲ以テ此ヲ補助シ尙不足スル處ハ相當ノ方法ヲ設ケル事

### 第二條

山林保護ノ法ヲ設ケ濫ニ用材ヲ伐ラザル事

### 第三條

年限ヲ以テ他人ニ山野ヲ賣却スル事アルモ嚴密ノ約定ヲ結ビ用材ノ伐木ヲ禁ズル事

右第一條ニ付原案者ノ大意ヲ辯解スル事左ノ如シ

共有地ニ用材其他桑楮等ヲ植附ケントスルノ目的ハ地租改正已來幸ニシテ薄稅トナリ爲メニ農家ハ一般富裕ノ姿ヲ出現セリ然リト雖古人ノ謂ユル樂アレハ苦アリノ理ニテ此幸福モ亦釘附ケニアラズ遠カラズ中又地租ノ變動アルハ諸君ノ兼テ了知セラル、所ナリ殊更本年ヨリハ毎年山野稅ヲ納メザルヲ得ザレハ隨テ亦益ヲ生ズルノ用意ナクンバアルベカラズ若シ此等ノ用意ナクシテ稅ヲ納ムルハ猶田品ニ作附ケ爲サズ

シテ税ヲ納ムルト同一ナラズヤ冀クバ諸君此理ヲ推シ一層ノ奮發ヲ乞フ

### 一、從來ノ弊習ヲ矯正スル事

#### 第一條

婦人ノ月經(月役ト稱ヘルモノ)アルハ素ヨリ自然ノ道理ニシテ左マデ穢レアルベキ者ニアラズ然ルニ此理ヲ辨ヘズニ此ヲ忌ミ經濟ニ拘ハルヲモ識ラズ多日別火ニテ飲食スル事

但今平均一戸一ケ月中別火ニ費ス割木七十本(月役七日一日十本トスルトキハ一ケ年ニハ八百四十本トナル此レニ百戸ヲ乘スルトキハ八万四千本トナル)故ニ後來七日間ノ別火ヲ半減ニシ三日半トスルトキハ全村ニテハ一ケ年割木四萬二千本ノ餘剩ヲ得ベシ是即全村ノ公益トナルモノ但シ一戸ニ付婦人一人ノ見積

#### 第二條

烏或ハ狐狸ノ鳴聲ヲ占ヒ吉凶善惡ヲ報ズルナド無根ノ迷說ヲ唱ヘ貴重ナル時日ヲ費シ神社佛閣ヘ參拜スル事

#### 第三條

裸體ニテ神輿ヲ肩ニスルハ神明ニ對シ不敬ノ罪ヲ免カレザルノミナラズ敬神ノ禮ニ背クノ最モ甚キモノニ付右様ノ祈誓ハ致間敷事

右各項條目に就いて提出の意見を附し自ら記して居る

第一項第三條村會議員等ヲ學校ヘ招集云々トアリ本會ハ同志ノ私會ニシテ村會ハ一村公會ナリ然ラバ本會ノ名ヲ以テ村會議員ヲ招集スルハ即私會ヲ以テ公會ヲ左右スルノ字句ニシテ踰越ニ似タレドモ斯ル意ニアラズ又本項ノ終リ原案趣旨辯解中或ハ何ゾ徵兵ト一般ニ見做ス云々トアリ當時國民義務ノアル所ヲ知ラズ一ニ應徵ヲ嫌忌ス故ニ斯ク云ヒシナリ然レバ何故其理由ヲ陳ヘズ只徵兵ト一般ニ見做ス云々ト論ジタルハ過チタルノ嫌アリ兵ハ國家最大重要ノ事輕々筆ヲ馳スルヲ耻ズ

今更ニ第三項第一條婦人月經ノ穢レナキヲ辯明センニ諸君ハ日々必ズ一



回又ハ數回ノ大便ヲナシ又數回以上ノ小便ヲナスナラン而モ一タビ洗手スレバ直ニ神ヲ拜シ祇ヲ祭テ敢テ少シモ憚ル色ナキハ何ゾヤ諸君是レニ答ヘテ曰ハン凡動物ニシテ大小便ヲナスアルハ自然ノ致ス處ニシテ所謂當然ノ事ナリ何ノ憚ル處カ是レアラント旨イ哉諸君ノ言ヤ諸君果シテ此ヲ辨セズ何ゾ獨其月經ヲノミ穢レアリトシ別火ニテ飲食セシメ神ヲ拜スルヲ絶タシムルヤ何トナレバ婦人ノ月經アルハ是當然ノ事ニシテ大小便ト一理ノミ今一步ヲ進メテ之ヲ論ズルトキハ月經アツテコソ婦タルノ當然ヲ缺カザレバ却テ儼然人面ヲ以テ神明ニ對スルヲ得ベケン若婦人ニシテ月經ナクンバ即不具瘵疾ト一般ノミ何ノ面目ヲ以テ神明ニ對センヤ全體大小便ト月經ト汚潔何ゾ分タン要スルニ舊慣ノミ諸君乞フ少ク察スル所アレ

次ニ第二條鳥獸ノ聲ヲ占ヒ吉凶禍福ノ前報ナリトスルハ迷惑ノ甚シキモノナルヲ辯ゼン凡人將來ノ吉凶禍福ヲ識ルヲ得ルハ無上ノ快樂ニシテ上帝ノ恩意之レヨリ厚キハ莫シ若人ニシテ未然ノ事ヲ測知スルヲ得ルモノ

トセバ命薄キモノハ憚々兢々一日モ安居スベカラズ數厚キモノハ自負放漫事ヲ事トセズ漸ク悲號愁聲ヲシテ世界ニ滿タシメ遂ニ地上復一箇ノ人ヲ見ザルニ至ルベシ思ハザルノ甚シキモノナリ今一步ヲ退キ鳥獸果シテ人ニ吉凶禍福ヲ鳴告スモノト假定スル乎山村僻邑ハ出入之レヲ聞クモ三府ノ如キハ土地廣濶山野樹林ヲ遠カル皆數里隨テ鳥狐ノ聲ヲ聞ク甚稀ナリ上帝豈彼ニ薄ク此レニ厚ナランヤ

以上の勸誘會設立の目的は教職にある氏が其當時子弟の登校者の尠なく所謂中産階級以上の家庭に育たまれゆく者の外は入學せず義務教育の感念なく學齡に達しても容易に就學せしめない斯様な状態にあることを非常に嘆いて今の様な父兄の心懸では此寒村の將來が想遣られる如何様にしても義務教育の精神だけは一般村民の了解をして子女の教育を喜んで授かるように努めさせ村百年の大計の爲に一肌脱いで見よう其れには先同志の人を集めて活きた模範を示し他を之に隨順せしめ除々に改善せしめよう其れより外はないと信じて勸誘會と稱する會名も亦時代に順應し

て進みゆく同志の者に勸化して行くの意味である當時の吾國の文化は西洋を模倣した薄つべらな思想の上に描かれゆく文化は物珍らしく謳歌して迎へられて行く中に氏は鞏固なる基礎の許に此等の文明を取容れようと努めて居た何れにしても子弟の教養は家庭を改善して父兄が喜んで子女を教師に委ぬる心を喚起せしむるには家庭と學校との連絡を完結せしめて置かねばならぬ其れには先村當局にして教師の子女に教ゆる方法を熟知せしめ置く事肝要なりとして時々主要人物を校内に招致し之等の連絡せしむる事を約し其等總てに伴ふ費用の出途を確然たらしむる爲に基本財源を作る事にした其第一歩として杉槍等の共有山野に植林を奨め之が實行を促した從來の弊習を矯正することに努め迷信的行爲は一切止めしむる事にし進取の行は之を執らしめる様にした同年二月には勸誘會議決の件を村會に議り村内各戸十本の杉苗の植付を行はしめた氏は神戸大阪に遊び日に進みゆく都會の文物に親しく接して研究して歸り是を教材にして子女に教へた妻女にも亦婦女の道を學ばしめる事に心を勞して止

まず裁縫學校に入らしめて勉強せしめるの側ら自己は苦學に勵み自ら職を休んで備前岡山に出で西徽山氏の門に入り文章軌範其他の漢學を學び一日として修養を怠る事はなかつた其年も早初秋の色を草木の葉末に見る八月下旬になつた氏は義父との意見衝突より生家に歸るべく餘義なくさるゝに至つた其事たるや伯耆の關金に通る道路開鑿工事を請願し其の件に係り岡山池田類治郎氏に頼り運動を試みしに養父は實直にして所謂昔堅氣の人とて池田氏の投機的人物なるより斯る人と事を同ふするもの到底家財を委ぬべからむとて岡山にある氏に書を寄せて斯る事業に係る勿れと諫言されたけれども氏は公益の事を成すに何ぞ中止することが出来ようとして養父の言を容れなかつた爲に養父の心を損した事甚しく直に歸省して養父に接した時には何とも言ひ知れぬ冷たい薄氷の上に座する様な感がして一日も家庭に安居する事が出来ない感じがした氏は勸誘會員とも生家に歸るを豫想し離別の宴を開いて其れとなく會員に告げたけれども會員にして氏が意中を知るものはなかつた當時氏が生家は物質的

悲境にあつたので親族故舊を會して負債消却及將來の維持法等の協議をなすべく養父に來會を求めて來た其時養父は氏を膝下に喚んで曰く予は暑中に中りて氣色常ならず汝往いて父の代理を務めよ尙今春以來岡山に學ぶ當時娘の姪めるを想ひ一孫を得て養育し老を慰めんと思ひしに娘の姪姪せざるを知り其望を失したり故に汝に遊學を許さず然れども農事に勞働する事も難かるべければ當分營業を修し以て開業せば余亦汝の修學を許すべく今日生家に行かば母に謀れと暗に氏が厭ふ醫學を修するを奨め離婚の意を仄かさされ氏も意を決して生家に行く可く愛妻と暫く生別するの止むなきに到つた貞節比なき夫人は氏が膝下に欵款して告げて曰く何卒御心悪しく想ひ給はず復歸つて下さい寒暑御注意を遊ばして御病氣に御罹りなき様妾の心を御推察の上怠り給はず御音信をして下さい眞實溢るゝ言葉をしてし金子若干と夫人の機手に紡がれし生糸若干を添へて贈られし氏は夫人の優しき心中を察して愛しき妻よ許して呉れ暫く辛抱せよと心に泣いて涙を包み別れて生家に往く氏の心中こそ如何なりしか

筆紙に盡す事が出来ない併し愛妻より贈られし生糸の一度は纏れたけれども其深い／＼真心ある温い夫人の別れの言葉こそ氏の胸中に淋しき時には描かれて居た而して氏と夫人の間は一本の力強い糸で確かり繋がれて行つた氏は岡山の西薇山氏の學寮に入つて黽勉して克く學んだ翌十六年の三月十五日には戸籍の返送手續をされ全く離縁となつたけれども只養家を離れたに過ずして夫人との仲には聊かの曇もなかつたのは氏の將來の爲に幸であつた再び教職に就く事となり湯原村成功小學校分校假教員の囑託となつた七月には湯原村成功小學校支校を此地に移し本校となり此所に奉職する事になつた五月以來氏は婦女教育の事を思立ち十月十九日右實現の目的を以て岡山に出て大日本婦女教育義社を設立すべく二三同志に諮り其主旨を發表す仍て原文を左に掲ぐ

## 大日本婦女教育義社設立大意

夫レ國家ハ素ヨリ死物ニ非ザレドモ英明賢哲ノ士ヲ得ザレバ決シテ活動スルモノニ非ズ見ヨ英米ガ今日ノ勢威ヲ得テ世界ヲ睥睨シ到ル所ノ國其

旗章ヲ望テ敬肅ヲ起サシムル所以ノモノハ抑何ニ原因スル乎一紙國家ノ安寧ヲ鞏固ナラシムルノ憲法一目天下ノ形勢ヲ通觀セシムルノ新聞モ彼レガ英明賢哲ノ造ル所一瞬千里ヲ報答スルノ電信機期月地球ヲ旋回スルノ蒸氣船モ彼レガ英明賢哲ノ工夫ニ出ヅ其他一發三軍ノ膽ヲ落スノ大礮一轉千尋ノ布ヲ織ルノ織布機一動萬斤ノ糸ヲ績クノ紡績機等一トシテ彼ガ英明賢哲ノ發明ニ係ラザルハナシ而テ其法制其便益タル獨自國ニ止メズ廣ク之ヲ世界ニ波及シ以テ自他ノ文明開化ヲ増進セシム其法制ニ依リ其便益ヲ被ルノ國ニ於テ豈此ニ敬肅セザルヲ得ンヤ然リ而シテ英米ガ今日ノ勢威ヲ來スノ原因ハ特ニ英明賢哲ノ士ニ富ミタルニ非ズシテ何ゾヤ故ニ吾レ人ニ向テ常ニ論ズル處ハ苟モ我國ヲ富マシ我兵ヲ強フシ旭章旗ヲシテ世界ニ輝カシメント欲スルモノハ必先ヅ英明賢哲ノ士ヲ輩出セシムルノ方法ヲ計畫スベシ何トナレバ凡天下ノ邦國其興廢存亡スル所以ノモノハ一トシテ英明賢哲ノ士其輩出ノ多少ニ關係セザルモノナケレバナリト蓋英明賢哲ノ士ヲシテ邦家ニ富マシメント欲スルヤ必先ヅ英明賢哲

ノ士ヲ輩出スルノ田圃タル婦女ノ腔腹ヲ培養セザレバ能ハズ是レ理ノ固キニ見易キ所ナリ何トナレバ人ノ始ヤ十月間ハ母親ノ胎内ニ在ルヲ以テ其一舉一動毎ニ胎兒ニ感染シ出テ、ハ數年間母親ノ懷裡ニ在ルガ故ニ其一言一行自然ニ嬰兒ヲ薰陶スレバナリ然ハ其婦女ノ腔腹ヲ培養スルハ如何ノ方法ヲ計畫スルニアル乎曰ク他ナシ婦女教育義社ヲ設ケ婦女教育雜誌ヲ發行シ全國有志ノ婦女ヲシテ其父兄姉ヨリ相督責講究セシメ以テ其智識ト氣節トヲ開發振起セシムルニアリ是レ吾ガ不肖ヲ忘レ敢テ本社ヲ設立セント欲スル所以ノ大意ナリ蓋此舉タル皮相ヨリ見テ下ストキハ實ニ迂濶ニ似タレドモ亦却テ取ルモノアラン請クバ同感ノ諸君省察加社スル所アレ

明治十六年五月

首唱者 美 甘 大 二

氏は縁家を去り生家に入るも一日として教育上の事を忘れず殊に婦女の教育に此時代に於て目を注ぎたるは實に見上げたることにして氏の如何に先見の識に富んで居たかを知るに共其事業の大成せざりしも其事業

に發端して今日の女子教育の大成を見る上に大なる功績を認めざるを得ない。

翌十七年一月には岡山縣五等訓導に任せられて三月には池田美寛三船美寛兩氏の調停にて中島家に復歸した養父も家を離れしめたけれども氏等夫妻の關係は絶縁することが出来ないので意を翻して復歸せしめた所謂愛の力の結合は如何なるものをして之を打毀す事が出来ない事を證するに足る次第である八月には愛嬢秀代が出来た一家の喜びは一通ではなかつた日々可愛らしくなる孫女を見ては流石に養父も心は打寛げ平和の光が家庭の中に充ちて行くを見て氏も亦喜びと満足の色を禁づる事は出来なかつた斯の如くして辛酸を味つて行く氏の人格は完成に近づいて來た教育會でも重視され十一月郡教育會を久世村遷喬校内に開催撰ばれて其會頭になつた是れをしても信用の篤きを加へる事を確證する事が出来る同十八年一月再び成功小學校を湯本村に移した而して禾津に支校を開設し其式に臨み祝詞を讀んだ其文意諧謔にして人を抱腹せしめ其中に子

弟の實踐すべき眞理を穿つ左に其原文を掲げて見よう。

高ひ山から谷底みれば瓜や茄子の花ざかり(此歌を謳ふ)「是レハ之レ昔民間ニ流行シタルドンノ節ノ歌ナリ余ガ今日學校開設ノ神筵ニ臨ミ馬鹿々々シクモ是ノ歌ヲ謠フ所以ノモノハ決シテ偶然ニアラズ之ニ憑テ以テ諸子ニ深ク望ム所アレバナリ諸子ヨ夫ノ伯耆ノ大山ニ登リ眼ヲ放テ四方ヲ望メヨ遠クシテ廣キハ南海北洋近クシテ高キハ奈義山蒜山一目足下ニ瞰ルヲ得ベシ時若シ如月ノ春ナリセバ月ケ瀬ノ梅花モ之ヲ眺ムルヲ得ベク吉野ノ櫻花モ之ヲ望ムヲ得ベシ快ナラズキ諸子ヨ我國廟堂ノ上ニ登リ眼ヲ開テ四方ヲ望見セヨ遠クシテ身貴キハ郡長縣令近クシテ位高キハ大臣參議一目脚下ニ瞰ルヲ得ベシ時ニ洋行ノ命ゼラル、アラハ英國ノ倫敦府モ之ヲ横行スベク米國ノ華盛頓府モ之ヲ遊覽シ得ベシ豊谷底ノ瓜又茄子ノ花ヲ觀ルノ比ナランヤ又誰カ之ヲ愉快ナラズト云ハン哉而モ夫ノ大山ヲ登ラン乎進テ止マザルニ非ザレバ達セズ廟堂ニ登ラン乎學ヲ勉ムルニ非ザレバ能ハズ抑此理タルヤ疾クニ汝諸子ノ熟知スル所ナリ而モ理ヲ知

テ其實ヲ務メサレハ知ラザルニ優ルノ誹アリ乞フ汝諸子此誹ヲ受クルノ徒トナル事勿レ」と俗諺の意を汲んで之を大山の登り及廟堂に登るに譬諭して生徒に教ゆる氏の一舉一動及言論たる總て後進者の師範として足るべきに郷黨の信用は愈々厚きを加へて行く氏も前途には一大理想に向つて進み光明に赫として輝ひて居た尙斯様にして日常の總てを處世の道に箴め當て、善行に努め子女を教養すると共に實家の慈母に對する孝養は涙するが如きものがあつた其れは餘り豊ならざる實家の事とて實母の物質上の苦勞は一通ではなかつた或日在神の實妹の事で神戸に行かるゝと聞きて氏は自己の小費の中から金貳圓を贈つた其時母の喜びの色を觀て氏は泣いた此の如き些少の金子にて斯も喜悅満足さるゝとは如何に平常物質上の不自由をさるゝかを想倒して氏は斷腸の思がした面して其後は都合の許す毎に些少の金を母に上つては慰めた何と言ふ美しい心であらう實に涙ぐましい美譚ではないか斯様な心の美しい氏であるから慈母も又なきものとして慈しまれた日ならずして母の神戸に行かる事になつ

た氏は夜中の出發を見送つて豊榮村字藪に至つた頃には東天始て紅に烏鶻西に飛び明けゆく空を眺めつゝ訣別した其當時車馬の便もなく六十里の道程の旅行は女の足には可なり大旅行であつたに相違ない氏に留守を依頼し火を通るな身の修養を怠るなよ時々安否を報せて呉れよ岡山より神戸まで船にて行く可きなれど海上風あり浪濤かならずと云ふより徒歩にて上るから安神せよと克く送つて呉れた嗚かし勞れたであらふと其言葉の慈母が愛子に對する温かひ其感激を氏は日記に委しく記して居る其に天台の親子の熱情ではないか、氏は又師に對する禮に厚く佐々木、服部西、美甘政和其他一日の壺陶を受けた人と雖時々書を以て安否を尋ね近き所は贈物を呈して師の心を慰むる事に努めた當時美甘政和氏は津山出雲教會所長となるや之を訪ふ十數年の邂逅とて相戀物語其盡くるなく師の成功と氏も人と成りしを共に喜んで泣いたこの事である後年美甘氏は中山神社宮司に任せられ氏は縣議として其聲望高きに及んで相偕に語るの日ありしも其處に故ありしには有らざりしか斯様な心懸のよい氏は自

ら活きた模範をして子女を教育した爲に善良なる幾多の人物を造り出した氏に教へを授かりたる者にして其人格に同化し敬慕の心を持たない者はない如何に其教育に意を用ひたか校規を亂りたる者は之を嚴に戒め善行あるものは表彰し病むるものは之を慰め學資に窮するあらば小費を裂きて恵み慈母が愛子に對すると同一なりしとは柴田壽雄氏等の言である同年八月三日明治聖帝山陽道に行啓遊ばさるこの事を聞き氏は謹で日誌に記す左に原文の儘寫録す

八月三日

聞ク 今上陛下忝クモ此炎天ヲ厭ハセラレズ民情御視察ノ爲メ山陽道御巡幸遊バサレ來ル五日岡山 御着輦ノ旨ヲ伏テ惟ルニ實ニ千歳ノ一遇復アル事無キヲ仍テ 天顏ヲ拜センカ爲メ益友田中喜直氏ト出岡ノ途ニ就ク落合ニ至ツテ宿ス

八月四日

午前二時乗船午後四時着岡石關町田中品造氏ノ寓所ニ宿ス

八月六日

午前六時半

龍顏ヲ岡山城內醫學校前ニ拜ス

八月七日

御發輦ヲ岡山縣廳ノ下弓ノ町ニテ立拜ス

皇室を中心に國土を描いて絶對の崇敬を心にせる氏は峻險なる山阪を數十里出で、千歳の光榮として 天顏を拜す其心こそ眞に帝國臣民の皇室に對する眞意で又 明治聖帝の御威徳も如何に高く當時の臣民の頭に輝ひて居た事であらふ現今稀に左傾的人物の露はれて斯かる美風の世界に冠絶せる建國以來の歴史的思郷を覆がへさんとするものあるは嘆かほしき事である思想的には此當時の様に國民舉て皇室に對する神聖の意志を永久に持續せしめて行きたいものである。

尙氏は 聖上陛下の御還行を拜し御奉送申上べく神戸に赴く八日神戸に着き海關にて慈母に逢ふ其時慈母は朝來汝を待つて居たとて合乗の俾にて多門通六丁目有馬道角阿兄の居に入つた其時の日誌に(余が海關にて慈

母に逢ふや曰く朝來汝茲に待つ何ぞ其久しき兒にしてこの辭を辱ふす兒が幸何ぞ之に勝る者之れあらん其言や甚短其情も亦薄きに似たれども之を思ひ之を思へば海洋も容るゝに足らざるの情あるを覺へ感泣して記す此の親にして此兒あり其情の濃かなる羨望の至りである尙日記を摘録するに八月十日

聖上備州ヨリ御還幸アリ多門通六丁目ニ拜ス今宵母ニ從ヒ海岸通外國人居留地ニ至リ 聖上ノ軍艦ニ御行在アラセラル、ヲ遙拜シ奉ル神戸市民ノ 聖上御假泊ヲ御慰メ奉ル燈火ノ海上ヲ照ラシ烟火漫々トシテ天ニ冲シ正ニ不夜城ノ感アリ 聖上モ定メシ神戸數十萬ノ赤子ガ奉ル此熱情ヲ御嘉納給リシヲ想ヒ天顔ノ御麗シキヲ拜察スルニ及ンデ感激嗚咽シ涕涙頻ニ降ル

八月十一日

聖上陛下御還幸御出發ヲ海岸通ニテ奉送ス此日天氣晴朗老若男女ノ奉送スルモノ宛然濱ノ砂ノ數フベカラザルヲ見ル 聖上乘御ノ軍艦ハ笛一

聲祝砲般々トシテ天地ニ轟ク中ヲ悠々然トシテ解纜アラセラレタリ  
八月十七日

美甘政和先生ヲ津山町出雲教會所ニ訪ヒ既ニシテ辭ス  
九月二十日

宮内省ヨリ金五拾錢ヲ下賜セラル其目錄寫シハ左ノ如シ

五等訓導 中 島 大 二

今般御巡幸ニ付酒肴料金五拾錢宮内省ヨリ下賜候事

明治十八年八月十四日

岡山縣

以上の日記摘録を綜合しても氏が如何に 上御一人を重じ奉り一點の曇りなき誠心を以て忠節を致すべく日常心懸て居たかを知ると共に幼時嚴父の勤王の志と氏が常に師事した美甘政和氏の教養の良しきを得た所以である故に氏の心は何時も忠孝一本の我國の大精神に合致した論者であり其實行者であるから其子女の師範として教壇に立つときは此精神から進り出る總てが後進者の精神となつた故に教子の内幾多の大人物を作つ



た斯様にして人格は愈々完成に近いて來た此年の末には縣下一般の小學教員の學力試験が行はれ是れにも優等で及第し免狀を授與された十二月二十三日には時の政府は官制の大改正を決行し太政大臣以下各省卿を廢し更に内閣總理大臣及十大臣を置く事にした氏が政治的に擡頭すべき心を持して教育會を去るべく心が動き出したのは此時である二十五日には三男の守次君が生れた長男二男を失ひし氏の喜びは申すも及ばず一家は驚喜した春尙到らざるに中島家のみは陽々たる光明に充ちた十九年一月には下長田村の新致小學校に轉任した氏が最後の教員任地で一生の想出を此校に留めて六月十六日には職を辭して養家にありて養父母に事へ自由の天地に自己の欲する生活を試みる時機が來た愛兒の守次君は日毎に愛々しくなり頗る健全に育まれて行く喜びは一通ではなかつた是現在の  
中島守次氏である

斷然教育會を去りし後の氏は政治的趣味に活き人の先導者となり進み行く處眞に人格の高潔なる郷黨の聲望皆氏が身邊に集り其行ふ處のもの一として誠心より出でざるなく描く處の理想は國と家とを思はざるはなく苟くも氏の如き心懸と行ひの蹟を觀ては自己の心を培養し正しい道を進まねばならぬ事を感じるであらふ而して氏は子女多くを持ち之が教養に専心努めて行くことになつた。

### 第三章 人格的實踐生活時代

教育界から去つた氏は漸く養家に落付く事となつて先づ居村の自治の爲に盡し活きた模範を公衆に示し自己の曾て教へし子女を率ひて此一寒村を改善し眞の理想境にしたいと願つた而して自己の理想を新聞紙上によつて社會に發表し何れは地方の牛耳を握つて起つて見よう其準備をした當時は西歐の物質文明が移入されて其れが又人心の根底を覆へす様な事が中央には何時も行はれた世界各國が發明に熱中交通に軍事に日常生活に所謂大改革の行はれて往く事は素破らしいものであつた氏も僻地である寒村であるが故に時勢の進運に遅れたりと言はれては不甲斐なき事

であるご想つて新發刊の書籍特に處世上の著書や法律書を耽讀した六月には初めて「人傑を作るの急務」と題して山陽新聞に載せた其頃の新聞は現今の新聞から觀れば實に幼稚なもので御話にならないが社會の人智は新聞を非常に珍らしがり又其記事を重視して居た記者が有ゆる方面の投書を綜合して一の論説に批判をした氏の投じた記事は資料が散逸して居て記する事が出来ないが其當時記者の論難を受けて其れに抗辯して居る其正直な告白が面白いが左に原文を記して見よう

余が頃者山陽新報社へ寄せたる「人傑を出すの急務」と題する一篇の誤迷文は同社刊行の山陽新報第二千四百六十二號以下數日の紙上に於て同記者が銳利の筆鋒即ち人傑論の擊破する所と爲り殆ど生色なき人の如く觀る影もなき姿とはなりにき故に今更抗辯を試むるも到底遁辭にあらざれば附會の説なるを免がれざるは人傑論中敢て一言を容れざるなり止に口吻を容れざるのみならず爲に大に余輩が所論の非なるを覺りたるの點少からざれば底頭謝するを耻ぢざるなり、併し余が拙陋を

忘れ彼の誤述文を草するに至りたるは當時世人が其判決如何と注目する國事犯嫌疑事件の世に露はれしと同時に痛く余輩の腦裡を病ましめたるものありしに起因す故に其意の主眼は前面人傑の輩出を欲するに似たれども其實後面現在の傑人の失はざるを望むにあるなり何ぞや維新已後或は佐賀西南の亂等に於て随分國光を輝かすの器量を懐ける人士が爲に往々身を殺し或は固固に伸吟するものあるを見る以爲く輕躁事を誤まるの致す所にして要するに是れ自重の道を講ずるの深からざるに坐するのみと國の爲め余誠之を惜む是れ彼の誤述文の結末に至り利子を取らんより利子を出すこと勿れとの西諺を引き來て曰く「云々人傑を出さんより寧ろ現在の人傑を失ふなきに利あらん歟噫我國有爲の諸君よ前途尙遠し國の爲め萬々自重せよ」とは述べたる所以なり蓋し記者察せしか否やを知らざるなり。

右様に當時の新聞記者は寄稿の論説に批評を試み寄稿者も神經を尖らして論駁すると云ふ宛然社會一般の審判所の様な感じがする其年九月には

「死馬の骨と」題して社會共存の眞理を釋き人生の前途には必然たる目的を以其れに向て進むべきを説破し是も山陽新報にて發表し同十月には「何事も欲から」と題して當時支那の聖人思想の所謂君子は籌を執らすの金錢の奴となるなど誠めし言の現在に用ひらるゝに於て世界列強の金力萬能主義に對應して行くことが出来ない奸惡なる金錢慾は慎むべきなれども貯蓄の精神がなければ纏て來るべき黄金時代に備へることが出来ないから各自の欲を利用して金儲をなし貯へて亂に備へ又は大事業大商人大農家となり國を富し兵を強するの準備に怠るなどの寄稿を山陽新報にて發表して居る斯様にして縣下に氏の人物たるを漸く知られた令息守次君は日に口賢しく身體も健全に育まれて行き家庭の風波も穩かになり其年も暮れて二十一年の春が來た縣會議員の半數改選を行はるゝ事となつた其選舉に推選さるゝ前に岡山縣會議員選出の發端を記して見よう、岡山縣に於て初めて縣會議員を選舉したのは明治十二年二月である初明治十一年七月二十日太政官通達心得條項中「議員の員數は郡區の大小

に應じ均一ならざるべきに付初度選舉に就ては地方官の見る處を以て各郡區の多寡を定め更に議會の決する處に従ふべし」とあるに依り大庭郡は是に依て定員一名で最初福島正貴氏當選し次て久山、久保田、福島成巳氏に及び此處に於て氏が出馬することゝなつた許より當時選舉界は眞面目なもので理想的の選舉により大多數で當選した歳僅に三十一の壯々たる新進氣鋭の氏は眞に得意たるものであると同時に如何に氏の人格が高潔で社會に認められ多くの期待を以て居たかを知ることが出来る其當時其選舉が如何に神聖であつたかを證するものは氏の日誌に依て明白である一月二十九日が選舉日であるのに氏は二十六日家君の命を受け西々條郡羽出西谷村に使し礦山賣買の定約實行の協議に行つた翌二十七日右賣買の協議を纏め二十八日には地主村方惣代の認印を求め二十九日定約全く結了して歸途に就き河村郡大谷村まで歸り翌三十日歸村して自分の當選した事を耳にしてゐる而も立候補は定員一名の處へ二名である其れに選舉の當日すら家に在らず父君の命を受けて他行不在である是を現今の選

舉に比較して觀るに何たる相違であらふ目下の選舉は自己を投票して下さい我は斯様な人格で斯の如き履歴を以て居る先づ自己を説明せなければ選舉民は候補者の眞價を知らない多數の運動員に日當を拂つて自分は叩頭して廻る甚しいのは金で投票を購ふ何たる醜態であらふ斯る人物の當選と較べて實に月籠の感がある現今の被選舉者と選舉者とを問はず當時を回顧して自覺ありたきものである二月には「不平の味」と題して人生に不平等ありて其處に味あり新羅萬象總て不平均である不平均であるが故に小は大を欲し寡は衆に冷は暖に貧は富に鈍は銳に愚は賢に各反對のものに合致して行かんとし其異なるものは永久に異なるが故に事物の向上發展を促進して行くのである然れども人爲的不均衡の不都合より生ずる上下尊否其分を失ひ上下官民の不釣合を嘆じ當時國書なく國家社會の不平等をして是を均等平穩ならしむる爲には是非國會の開催が必要であることを論じ開會の一日も速ならん事を當局に望んで己まないこの論説を發表して地方一般の注意を喚起した其月十七日には郡宰三宅氏來り氏の

就職を祝すると共に國家多事の今日折角の努力を希望して氏の爲に將來を祝福した二十六日には臨時縣會開催召集に應じて出縣の途に上つた此氏が檜舞臺に上つて政治生活に入るの第一歩で眞に昇天の想がした事であらふ三月一日開場式に參列初めて縣下各地の代表と親しく接して各々欲する所の意見を戦はし氏も亦少壯議員として新進氣銳の概があつた即沈着にして物事に動ずる事なく多くの言を弄せずして人を感動せしむる偉大なる其人格は多くの議員中の異彩であつた三月十八日から土地の測量を開始した「此測量たるや明治八年地租改正の際土地測量の粗漏なるを發見美作一般更正測量の許可を受けたるに依る」其件數八百餘之れ氏の整理區域であつた六月には巡查駐在所を南光に新築した八月には美作俱樂部を津山に創設した其二十七日四男源君が生れた九月には「利息制限法の廢止を望む」と題して利息制限の惡法により身代限の浮目を見るものありと非難し此れが存立は貧民を苦しめ有害無益なるが故に是非廢止すべきものなりとの論説を山陽新報に所載し立法者を難詰した十月に

は「岡山縣下製造家諸君に向つて一小言」と題して其製品の粗製濫造なるが故神戸商館の評判悪しく麥稈真田紐の購入を中止した事は等特産品の粗造は總ての信用を害すること殊に製造業者の考方が間違つて居て一時の利益にとらはれて永久の利益を過る事は餘りに淺幕な考へである。誠め此不名譽を取返せよと願つた氏は今年に入つてから數度各方面に濟つて縷々として自己の理想と希望を新聞紙上にて發表し縣議として起ちし自己の立場を明かにし所謂輿論に聞いて自己の職責を全ふすることに努めた其態度は雄々しくもあり實に注意の行届いた遣方であつた十一月九日には來年施行さる町村制に就き諮問會を開催され自村の代表者として應召され參會す

同月二十三日には縣會の爲め出岡の途に就き二十八日より議事に入り格別の波亂もなく十二月二十六日閉會式ありて歸村した氏が今年程社會に認められ公衆の爲めに盡したのは初めてと氏の信用は郷黨に於ては申すに及ばず郡を通じて縣下に重要な人として認めらるゝに至つたと同時に

氏の双肩に懸る責任は益々重大になつて來た來年の町村制施行と共に其要職に就くべく郷黨で熱望したのは此時からである  
二十二年の春が來た明治の御代は聖天子の御稜威四海に輝き列強各國の文明に順應して往くべく日々諸制の改革を行はせられ二月十一日の吉例を卜して我國大法典たる憲法の發布を行はせられた仄に拜聞せし其當時を記述するも敢て氏の立志傳に悖る事なきを想ひ録して識者の參考に供す即ち神武天皇紀元二千五百四十九年の紀元節當日に憲法發布の大典を行はせられた

天皇は正殿に御せらる玉座より少しく右に皇后の御座あり親王各宮の座席は玉座の左に各國公使及び貴賓の席は其の左右に内大臣及び宮内大臣は玉座の左右に侍し南方一字は親任官公爵勳一等勅任官縣香間祇候候爵伯爵男爵の各華族總代之に參列し廣く開かれたる正殿の正面は三級に分たれ第一級内閣大臣第二級には樞密顧問官および陸海軍將校第三級には元老院議員および府縣會議長が列し式場外の廻廊は文武の高等官外國人

新聞記者等の拜觀を許さるゝ者の席を定められた午前八時三十分  
天皇陛下には古代の御服を召されまづ賢所を參拜され憲法發布の御告文  
を告げさせ給ひ午前十時

天皇は大元帥の軍服を着し給ひ皇后は錦地洋風の禮服を着せられ君が代  
の奏樂のうち徐に正殿に入御玉座につかせ給ふ

此時侍従は劔璽の神器と玉璽とを捧げ内大臣三條實美は憲法發布の詔書  
を上る

天皇は玉音朗かに左の如く之を讀上給ふた

朕國家の隆昌と國民の慶福とを以て中心の欣榮とし朕が祖宗に承くるの  
大權により現在及將來の臣民に對し此の不磨の大典を宣布す

惟ふは我祖我宗は我臣民祖先の協力輔翼により我帝國を肇造し以て無窮  
に垂れたり此れ我神聖なる祖宗の威徳と並に臣民の忠實勇武にして國を  
愛し公に殉ひ以て此光輝ある國史の成跡を貽したるなり朕我臣民は即ち  
祖宗の忠良なる臣民の子孫なるを回想しそれ朕が意を奉體し朕が事を獎

勵し相與に和衷協同し益々我帝國の光榮を中外に宣揚し祖宗の遺業を永  
久に鞏固ならしむるの希望を同しくし此の負擔を分つに堪ゆることを疑  
はざるなり

勅語が終つて樞密院議長伊藤博文は忝しく帝國憲法を捧ぐ 天皇之を内  
閣總理大臣黒田清隆に授け給ふ清隆跪いて之れを拜受しこの時百一發の  
祝砲を發す君か代表奏樂の中に天皇皇后は式場を退御あらせられつゞいて  
一同殿を退きこゝに憲法の發布の式は目出度了つた

およそ憲法なるものは歐洲列國の歴史を見るも幾多革命の血を見ざるな  
く獨り我帝國の憲法は些の障害もなく明治初年には五ヶ條の聖勅を發布  
され此處に憲法の宣布をなし給ふ 天皇に對し奉りては一人の反逆者も  
なく陛下の聖慮により國民舉つて満足すべき憲法を發布されしは何たる  
至幸の事であらふ彼の世界各國のごとく殺伐流血の慘禍を極めて得たる  
ものと異り上は 聖天子と下國民が歡喜と祝福との裡に制定せられたの  
で人々稱して欽定憲法と云つたのは如何に臣民一般が満足したかを表現

した言葉であると同時に世界何れの國にも類例なきものとして我國の誇とする所である而して帝國憲法は七十六條にて成立し之を七章に分ち將來憲法を變更する時は勅令を以て其案を議會に附し兩議院に於ては各々三分の二以上の出席者を以て議事を開き出席議員三分の二以上の多數決によりてこれを協賛すべきものと定められた

斯くして憲法は天皇の大権臣民の義務及び國家の立法司法の機關など一切の權能を明かにすることを得て誠に二千五百年來未曾有の盛典で紀念すべき日である尙此日又皇室典範を發布せられ皇室の家法を明かにされ議員法貴族院令衆議院選舉法會計法などを發布され帝國議會の諸制も公布された

其當日の帝都の賑は實に大したものであつた觀兵式を青山練兵場に行はせられ文武の百官は之に従ひ人民は御道筋に蝟集し萬歳の聲は天地を震撼する計りであつた其同時刻には全國一齊に祝典を舉行し帝國の萬歳を三唱した眞に其熱誠なる聲こそ津々浦々より起り海波の音を縫ふて彼岸

に轟き山氣と和して河を越へ峰を渡り大氣に響て天に達し天神地神も亦東海神國の爲満悦したることであらふ當時外國使臣は我が國民の熱狂せる萬歳の聲に驚かされロングリングネーションなる新熟語が出来た  
由來我が國民は物事に熱狂するころは世界に多く其の類例を見ない所であるがこの發布當日眞に國民の歡喜こそ頂天に達し各所に轟く萬歳の歡聲は西洋人の鼓膜を破らんばかりであつたのでロングリングネーション即ち萬歳國民の名を得たのであるが我國民は果して萬歳國民であつて後年日露戰爭の時世界の隅々までも傳へらるゝやうになつた  
天皇は其日勅使を伊勢大神及神武山陵先帝山陵に遣はされ憲法發布を報告せしめられまた岩倉具視島津久光毛利敬親山内豊信鍋島直大久保利通木戸孝允等の墳墓に遣はしおなじく之を告げさせ給ひ西郷隆盛の賊名を除き正三位を贈られ故藤田誠之進佐久間修理吉田寅次郎にも正四位を贈られ又全國八十歳以上の老人には御下賜金をたまひ更に大赦令を發して

一、天皇皇族に對する犯罪者

一、朝憲紊亂の罪因

一、内亂の陰謀者

一、外國に對して戰端を開かんとしたるもの

一、兇徒嘯集の罪人

一、陸海軍刑法保安條例、集會條例、爆發物取締條例、新聞條例、出版條例の犯罪者中政治上の罪人

以上列記の罪人はことごとく之を赦された

森文部大臣は參朝の爲出門せんとして山口縣人西野文太郎に刺れ兇漢も從者の爲に刺された森は嘗て伊勢大廟に詣でたるとき不敬の舉動ありしと聞き斯る不敬の大臣を大禮の席に陪せしむることは出來ないとして殺害したることである

以上記した様に一國舉て此成典に浴し我國萬年の將來を確保すべき憲法が生れ美作の此の一寒村にも喜びの色滿ち大二氏等發起となりて祝宴

を開き其後氏は各所に於て憲法及町村制の一斑を講義し國民にして國法を知らざるものは眞の國民でないこと云つて暇ある毎に後進者を導くことに努めた三月には明年より開會の國會に對し衆議員立候補者加藤平四郎氏の件に就き有志五名から氏に同意を求めて來た四月には美作國友會と稱して政治的人物の團體を造つた其月廿八日には郡徴兵參事員に當選し三十日には岡山市後樂園鶴鳴館に岡山縣三國親睦會を開催し之に列した五月二十三日臨時縣會開催兒島灣開墾問題出で一大問題となり縣議一同兒島の狀況視察を行ふ二十九日には議論百出騒然喧囂遂に府縣會則第四條に依り會議を中止せらる六月十八日縣會の中止を解かれて出縣二十一日議事終了兒島灣開墾問題は上京委員を選出解決す

同年七月中和村々會議員に當選し十六日村會にて職員を選舉し病氣歛瘞せる氏は村長に當選した之れ氏が村治の爲に盡すの最初であつて氏を於て他に町村制布かれた適當の村長たるべき人物がなかつた換言すれば老人中には相當な腕のある人もあつたが少壯新進の士として人望あり地位



あり識見ある上に實に温厚質朴何等の缺點をも見出し得ない良村長であつた就職して新制度のある所に従つて村務を處理し眞に自治の精神に合し模範村として恥じない事になつて來た

八月十三日村雲尼公山陰に御巡錫遊ばさると拜聞し郡書記福井豊一郎氏と共に國境に御迎へ奉り氏が邸に御一泊の御豫定なりしが御都合により御休憩遊され直に御發足遊ばさる寔に一門の光榮として氏は歡喜した  
同月二十六日には作伯鐵道設計委員に當選した氏が作伯鐵道の貫通に全力を盡す様になつたのは此時で直に米子町に到り町内有志池田飯田八木近藤氏等と會し同意を得て西伯遊説の一隊を組織し堂々たる運動を開始した先づ米子町郡衙に志郷及町内の有志者を召集し兵庫より美作津山を経て國道線に添ふて米子に出づる線路の利益を説く鳥取縣會副議長門脇重雄氏の説に同意した其後東奔西走幾多の勞力と熱心なる行動に其發端を築いた

二十三年一月五日には重忠君が生れた氏は子福長者となり一家は瑞氣に

充ちた

中央政界は愈多事になつて來た衆議員選舉法施行規則が公布され二月には裁判所構成法が公布され諸法典發布されて町村の事務も日に増複雑になつて來るけれども氏が實力を以てしては餘裕灼々たるものであつた七月には衆議院の總選舉が行はれ加藤平四郎氏が當選した政界には所謂愛國の公黨として大同團結し立憲自由黨を組織された十月には森文部大臣の定めた小學校令を廢し高等尋常の二種としたそうして此等學校の經費は從來各校の獨立であつたのを町村の費用に移し郡視學を置き時々教育の當否を監督させ教員を優遇して教育の普及を計らせた而して十月三十日には

天皇陛下には特に山縣總理大臣芳川文部大臣を親しく宮中に召されて教育勅語を授けられた

勅語は吾々一日として忘れた事なき聖訓で其中に含まれたる眞髓は古今を通づる大哲理にして又人道の本義である芳川文部大臣は勅語の謄本を

作り遍く之れを全國の學校に分ち左の如く訓示した

教育の職にあるものは常に聖旨を奉戴し研磨薰陶職務を怠ることなく殊に學校の式日或は其他便宜の時日を定めて生徒を集合せしめ此の勅語を奉讀し且意を加へて諄々之を諭告し生徒をして夙夜佩服する所あらしむべし

我國の教育制度はこの當時までは他の各省の事業に比べて進歩が遅れて居つた維新後は別に文部省を設けず各藩の學制はその藩其藩に於て勝手に任せて居た廢藩置縣を實行し全國統一政事の行はるゝ様になり文部省を初めて設け大學南校及東校を初各學校を管理する様になつた其後明治十八年にいたり伊藤内閣の當時森文部大臣力をつくして教育の普及を計つたので漸く大中小學が起り我國教育を一新した有禮氏倒れて芳川顯正が代つて文部大臣となり銳意教育を振興せんとし各法律の發布とにもに教育の諸制度完備し陛下も亦深く教育に御軫念あらせられて勅語を賜ふたので我國教育の方針は始めて確定した

大二氏は歳十八歳にして教育に身を任せし以來教職にある事十二箇年過去の經驗と其性格は後進者教養の爲には身命を屠しても盡したい眞意を以て居たので此御勅語を奉戴して恐懼し謹て大御心の存する所に従ひ盛大なる奉讀式を舉行し一字一句に就き意を明かにして老幼子女に解説し此大聖典をして遺憾なく一般に徹底せしめた眞に氏の如きは陛下の赤子として公に盡し私に交るに公道仁義禮智信の理を解し之を實行する忠實にして模範村長であつた十一月には第一回帝國議會を開會され氏も亦多年の希望を茲に實現し自分の事の様にして喜んだ二十六日天皇親臨ましまして左の勅語に貴衆兩院に下された

朕即位以來二十年間の經始する所内治諸般の制度粗其綱領を擧げたり庶幾くは皇祖皇宗の遺徳に依り俱に前を繼ぎ後を開き憲法の美果を收め以て將來に益々我が帝國の光烈と我が臣民の忠良にして勇邁なる氣性を以て中外に表明ならしむることを得ん

朕又夙に諸國と盟好を收め通商を廣め國勢を擴張せんことを期す幸ひに

締約諸國の交際は益々親厚を加へたり陸海の軍備は内外の平和を保全する爲に歳を積み完實を期せざる可からず明治二十四年度の豫算各般法律案は朕之を國務大臣に命じて議會の議に附せしむ朕は卿等の公平慎重を以て審議協賛する所あることを期し併せて將來に繼ぐべきの模範を貽さんことを望む

斯の如き勅語を奉戴して之に奉答し奉り十二月一日より兩院の議事を開いた國民が待ちに待つたる議會は開かれ國民の聲即輿論が政府施政方針に容れられるの道が開かれたのは誠に有り難い事では又國民が深く記憶して紀念すべき日であらねばならぬ 大二氏は十一月には縣會に參列國會の開催と同時に今年の縣會は非常に緊張し各種の新事業及明年度豫算等を討議し歳末に到り無事完了した

二十四年三月美作全國土地調査會を設立すべく津山町田町出雲教會所に有志相會す四月には右會評議員に最高點にて當選す同月廿九日には所得稅調査員に當選し郡衙より當撰狀を授與され是れにて氏が一身に擔へる

名譽職の重なるものは左の通りとなつた

中和村長 中和村々會議員 大庭郡徴兵參事員

大庭郡所得稅調査委員 岡山縣會議員

で縣下の重要な人となつた其年も暮れて二十五年の春が來た一月には任滿ちて縣會議員を辭した村議も任期滿了辭する考へであつたが六月に再選された氏は斯の如き多事なる重要な職に在るにも拘らず敷島の道を研究し時には繪畫の自習をなし趣味に依て心を慰安する事にした眞に激務に服しても裕々として閑日月を送つて居る眞に英雄の概があつた  
去る四月には令嬢晴代が生れた氏の家庭には眞に活々とした平和の光に充ちて行つた九月二十七日には備作伯鐵道期成會大庭郡常置委員に當選し大に活動した二十六年七月には村長に再選されて就職した十月には非常な大洪水があり旭川は三丈餘の増水で水害甚しく是を第二水害と稱し天皇陛下には東園侍從を遣はされ親しく被害民を慰めらるゝに會した其年も終末を告げ二十七年の春は歌道を大いに研究した初夏四月三十日に

は三女房代嬢が出来た氏は眞に良子女を多く天から恵まれて皆聰明で人も羨む吉兆であつた五月二十八日再び眞島郡大庭郡所得税調査委員に當撰し三十一日當選状を授けられた八月一日には日清の國交斷絶し宣戰の御詔勅が出た常に憂國の志を有する氏は神明の力を借りて大敵を絶滅し國光の宇内に輝かん事を村内の各神社佛閣に於て祈念せしめた寔に當時我國力を回顧すれば其軍備の薄弱なる事清國に効べて十分の一にも成つて居なかつた我に日本魂と神明の加護が無かつたなれば戰勝は覽東なかつた上下を通じて心あるものは憂へざるは無かつた、村の要職にある氏の心遣は一通ではなかつた出征兵士の宅に日毎に訪問して慰め義捐金を集めて軍用に獻する等戰國民の覺悟と義務は遺憾なく盡し日本赤十字社岡山支部眞島大庭郡委員副長を囑托され愈々其名譽と責任の重きを感じて職責を完ふすべく日夜に狂奔した

戰捷國第一春の二十八年が來た連戰連勝の快報頻に到り來るべき平和の曙光が觀へ憂國の志士も先づ愁眉を開いた孝心篤き氏は家君耳順の祝典

を擧ぐ可く氏が江湖の知己に漢詩和歌俳句の寄贈を求め四月八日九日に濟り戰國の故を以て質素な祝宴を開いて親戚故舊を招聘して喜びを偕にした當日知名の士から詩歌俳句百三十葉を寄せられ其れを町重に保存すべく屏風半雙と書帖に貼用して子孫に傳へる事にした曾て予が守次氏に面接した時にも之を拜見したが何れも氏の孝心を偲ぶに足る立派なものであつた五月大庭郡農商務統計調査委員を岡山縣から委囑され氏は日を追ふ毎に公私の要務は繁激を加へて行くのみである二十九年には其三月村長の職を辭し六月には眞島大庭郡所得税調査委員半數改選に當選し十月には再び中和村長に選出され固辭したけれども入れられず三十年一月から職に就き然も收入役の事務まで兼掌することになつた當時は日清戰爭も終り平和克復し清國は臺灣島を奉呈し日本の國威は世界に輝き強國の中に入り大に戦後の經營に心を盡し各列強と共に軍備を整備し國權を均衡ならしめねばならぬ事になり上下を通じて多端を極むる事になつた平和の一年は穩かに過ぎて三十一年一月には六男實が生れ一家陽々壽色

溢れた五月令嬢秀代を真島郡勝山町秀英學舎に入學せしめ女子の道たる裁縫を學ばしむる事にした六月村會議員第一級定期改選の結果當選曩に明治二十七八年事件の勞に依り木盃壹組を賞勳局より同じく日本赤十字東京本部より御下賜及寄贈を受け之を拜授した氏は一門の光榮として非常に喜んだ氏が心中は常に名月の如く一點の曇もなく誠の一字を以て萬事を處理し忠の一字を以て職務に勉勵し孝の一字を以て父母に事へた眞に當時郷黨の模範人物であり縣下屈指の名村長であつた

三十二年一月七日より一庭四條日記を山陽新報に連載した日本の新文學は日清戦争後著しく擡頭し文士が雲の如く起つて來た新聞紙も十年昔の新聞と比較して雲泥の相違ある立派なものになると同時に氏の漢學に堅固なる基礎を有する文學は堂々たるもので殊に文章は文章軌範が氏の腦裡に深く藏せられて居り筆の走り行く所眞に蘇東坡の流暢たる赤賦を凌ぐの概がある一庭四條日記とは美作の久米北條久米南條西北條西條の四郡を巡回視察した紀行で當時の人情風俗名勝舊蹟を録したもので此文

を通讀せば現今に較べて如何に人智未開であつたかを想起し今日の文明の有がたさを感じるに共に氏の如何に微細なる點にまで注意の行届いた心懸であつたかを證するに足り其文章の縷々として出づる泉の清き水が潺々として大河に流れ滔々として海に湛へる其れの様である別項の氏が遺稿の中に記載してあるから熟讀を乞ふ四月源及重忠兩君を高等小學校に入らしめ守次君は津山中學に入學し修學することになつた家君春來隱宅を新築さるゝに依り氏は敬神家にて父君の代理にて出雲大社に參拜祈念祭を執行した冠婚祭は社に佛事は寺院に氏は絶大の信仰を以て祭事を行ふ其所に謹嚴な人格を認める事が出来る

三十三年一月六日には七男唯一が生れた其以來神戸に私用ありて往つて居たが三月秀代嬢の婚約整ひ上長田小谷一作氏に嫁せしめた氏一家の喜びは頂天に達し例ふるにもなき様であつた其六月には有志一同より懇請され來るべき郡會議員候補者たる事を承諾したるの故を以て村長の職を辭し永年の在職中些の過失もなく事務の引繼を了した

七月には法律第二十八號に依り眞島大庭の二郡を合し郡制を布かれ郡會を開催さるゝに當り第一期郡會議員に選出された縣會村會又郡會何れも其初會の議員及總ての名譽職は必ず氏であらねば納まらぬと云ふ程其人格は崇高であつた九月倉吉より津山に通る道路開鑿の事を倉吉町桑田常藏氏等と企圖し大に運動を開始す十一月には父君の隱宅竣工せるにより庭園を氏自人夫を指揮し二旬の後完成す編者は一日氏の居宅たりし松篁堂に遊び其庭園を逍遙し守次氏の案内にて嚴父築造の事を物語られ配石植樹共に意を用ひざるなく凡木更になく四季花香に富むごとくし此處にも氏の趣味の全分を觀る事が出來た其月又々懇請されて村長の職に就く事になり事務の引繼を受けた兼て企畫せし津山街道改修請願の準備として苦田郡田邑水島忠氏來り測量に従ひ完了し其手續準備を整ふ三十四年は昨年來北清事變の爲戰國氣分が漂ふて居た日本の精銳は到る處に捷を揚げ列強を驚嘆せしむるものがあつた氏も亦昨年來道路問題に關しては或は山陰に又は津山に運動も着々として實行に迄進んで來た然して村内の

校舎を改築し組合を組織し自治の爲に盡し側ら子弟の教育には日日心を勞し何れの子女も學藝優等で學の庭に勵んで居た長女秀代嬢は故あり先の縁家を離れ十二月二十八日二川村種佐藤喜八郎に嫁いだ  
三十五年二月久世稅務署管内所得稅調查委員に選出された守次氏病に罹り神戸病院に入院加療することゝなつて氏が心痛は一過ではない重忠君は中學校に入學して黽勉する事となつた而して氏は多年の村長其他の要職にありたる經驗上中和村要覽を編纂し完く稿なつて其上梓し非賣品として配付した其内容こそ村長の職にあること前後通じて實に十四箇年赤子も此名村長の人格を知らぬものはなく克く後進を導き克く事務を處理し村内の事物萬般一として知らざる事なく一村共同の生存に於ける必要條件將來の一家生計の指針となるべき土地及生産より得る収益と一ヶ年の雜費全般の支出を表に依つて現はし勤儉力行せざれば將來重大なる苦境に陥るべきを暗示し自覺奮闘すべきを教へて居る以上は退職の準備として脱稿したのである十二月二十七日氏は決然として中和村長中和衛

生組長葉煙草耕作組長を辭職したので双肩に懸る重荷を下して暫く安靜に休養して銳氣を蓄へ春來り年變らば大に活動して觀ようぞ希つた  
三十六年の春が來た守次氏より病氣靜養の爲め伊勢二見附近に赴き滞在する由の通知に接した氏は大阪に開設さるべき第五回内國勸業博覽會を見物すべく夫人同伴守次氏の病氣見舞を兼而三月二十六日上阪し數多の國産品諸機械美術品化學工藝品を觀て多大の新知識を學んで四月六日に歸郷した

七月三十日には櫻上痴誌と題して一橋上の遇感より日露國交關係の良好ならざるを論じ暗に來るべき戦争の不祥事の惹起すべきを諷論し山陽新報に投じたけれども其論する處が比較的露骨の批判文であつたので掲載を見合した其れが後に至りて豫言となつて日露戰役を現出したのは氏の識見が高かつた所以である

九月二十六日には縣會議員の總選舉が行はれる事になり政見發表の爲郡内各所に遊説し相當の運動を試みたが投票多數を以て當選した十月二十

六日縣會に出頭議長以下の選舉を行ひ一先休會さるゝにより伊勢山田に療養中の守次氏を見舞病氣大に快方に向ひつゝあるを喜び參宮して全癒祈願をなし十一月二十一日より開會の縣會に列し十二月二十日歸省す曾て日露國交問題の惡化を諷論した論説を書いたが十月以降の空氣は益々血腥くなつて來た露國は大軍を南下せしめ琿春遼陽其他の要地にも砲臺を築き義勇艦隊既によびシベリア鐵道により盛んに兵器は輸入され野戰病院は既に本國を出發し海軍は太平洋艦隊既の旅順口に到着したこの各報告が中央に達し我國も亦是に對抗すべく戰備おさくゝ怠りなく何時火蓋を切つて戰端を開かるゝか判らなくなつた十月二十六日露兵千餘人突然奉天を襲ふて之を占領した即ち日清および米清通商條約により開放せられたる奉天の將來を妨害したのであつたこゝに於て我國は終に露國庸懲の爲出師をせねばならぬ事になつた民間に於ては露國行動の暴戾を憎み政府の軟弱緩慢を鞭撻して止まなかつた而して一青年の如きは明治天皇陛下が陸軍大演習より還御あらせらるゝに鹵簿將に櫻田門に近づくとや鳳輦

に近づき時局を慨するの上奏をなさんとした國論己に斯のごとくであつたが政府當局者といへども又決して無意味に時日を送つては居なかつた帝國議會は數年來是方政府を誹議し政争は常に斷えなかつた殊に斯る國家多事の場合で國民は擧つて政府を攻撃せんとするの時に當り十二月五日を以て第十九議會は召集された議長河野廣中は勅語奉答文を議するに當り自ら起草した文中政府を彈劾するの意を含める前例なき奉答文を朗讀し其奉答文は忽ちにして議場に可決せられ後に政府彈劾文なることが知渡り議院はこゝに大扮擾を極めつゝある際政府は斷然解散の命を下した

政府の自信は堅かつた議會の解散を命じ一方に於て着々其武歩を進め十二月二十八日臨時閣議および樞密院會議を開き緊急支出の勅令および戰時大本營條例軍事參議院條例京釜鐵道速成に關する勅令臺灣居住軍人に關する戰時招集令などを公布した

これより先既に十二月十五日に山本海軍大臣は對露命令を各艦隊司令官

に發した十八日には大山參謀總長山本海相の二人は共に參内して準備已に成れることを伏奏した此間小村外相とローゼン露國公使とは數回に亘つて談判を重ねたが彼が云ふ所と我が求むるところとは其懸隔が餘りに遠くとても満足なる結果を見ることは能はぬので

明治三十七年一月十三日を以て最後の會見となしこゝに國交は全く斷絶することとなり二月八日には仁川沖に兩國海軍の衝突するところとなり露艦二隻軍用船一隻撃沈したりとの快報到り同夜旅順港外に於ても我水雷艇の爲に敵艦三隻を破り十日には日露開戰の大詔は渙發された當時の事を氏は日記に録して居るが眞に憂國の志あるものは大敵國に對しての我國力及軍備の上から如何に心痛した事であらふ然れども事此處に到る上は我國の全力を捧げて必ず戰に捷たねばならぬ戦線に起ちて戰ふ事は出來なくても自己の職務に忠實にして何物と雖も君國の爲には犠牲たる事を吝まずとの義勇奉公の志は氏の胸中に熱して火となつて燃えた其志が何事にも顯然たるものがあるので氏に隨順するものは素より氏を知



る者も其志に同化して大なる力となつて奉國の誠を盡すこととなつた時局問題の爲十五日臨時縣會開會戰時に關する緊急問題を議し十八日閉會歸省した氏は出征兵士の應召さるゝものあらば一々之を訪問して慰め又は祝して志氣を鼓舞することに努め我國の連戰連勝の快報到る毎に雀躍して喜び勇んだ六月には村會議員の定期改選ありて之に當選した尙氏は亂に依て治を忘るゝ事なく初和大原に新田工事をなし朝に星を頂いて之が監督をなし夕には月を踏て歸り或は縣會に又は郡會及村會に時には所得税の調査事項打合會に一日として安閑として過すことなく活動し何の不平も言はず天の命する使命なりとして事を處理する怪刀亂麻を斷つ如くであつた七月二十八日には守次氏も病氣全癒して歸省し八月より登校する事となり一家の幸福は順風に帆を擧げて進む如く平穩に招來し日に増し榮わて往つた

十月に入つて養母の病勢漸く危く近親縁類枕頭に有りて看護に努め氏は寢食を忘れて偏に看病に盡し醫藥の手當到らざるなく快癒を祈つたけれ

ども病勢は益々篤きを加へ十七日午後殆んど絶望十八日午前三時遂に永眠された孝心深き氏の嘆きの様を見ては一家暗愁に鎖された十九日には盛大なる葬儀が執行された

母君滅後氏は專念回向に怠りなく冥福を祈つた十一月縣會開催に就出岡し十一日縣會に於て一大質問をなす第一宇野港の改築問題第二縣有模範林の造設問題で其當時山陽中國兩新聞に所載して居る(遺稿中其全文を載す)故に縣民は注意を喚起した

三十八年が來た昨春我軍は全力を盡して旅順包圍攻撃して居たが旅順守備の露軍は地勢を利用して頑強に抵抗したが一旦二百三高地を我軍に占領さるゝや最早戦ふの勇氣なく守將ステツセルは意を決して開城することとし一月一日書を我軍に送り人命を重じ開城する旨を報じ乃木將軍も亦是を快諾し翌二日兩國全權委員は水師營に會合し旅順開城の條件を議了し四日に一切の授受を了つた捕虜總員三萬二千人傷病者一萬五千人を我軍は收容し開城し了つた難攻不落を世界に誇つた旅順も終に我軍の手

に歸した是れに依て日露の戦争も大勢は既に決した日本勝利に期することを確然たらしむることになつた其時の我國の歡喜して發聲した萬歳の聲こそ大地を震動して天に轟いた其時の氏の喜びは筆紙に盡すことの出來ないものがあつた三月十日には奉天占領の報來り憂國の志は先づ愁眉を開いた而し是等の戦に敵弾に倒れ名譽の死を遂げた將卒は夥しく各所に行はるゝ葬儀には氏は必ず參列し殉國の志士の英靈を弔つた五月日本海々戦に我軍大勝し戦争は終局に近づいた六月には村長に當選したけれども有志の勸告も之を退けて固辞した其當時義勇艦隊建設の事起り其建造費中へ金貳百圓を寄附した例年行はるべき縣會に參會の爲出陣十一月一日開會二十七日には通常縣會議案として宇野灣築港及殖林の二問題を提出す

三十九年二月より出征軍人續々として凱旋し來り氏は一々之を慰問し又所々に行はるゝ戦死者諸士の葬儀に列する等多忙を極める中にも五月十九日には日露戦役終局在郷軍人三十餘名を久那戸神社に招き凱旋祝賀會

を開く約二百名氏は祝辞を朗讀し陛下の萬歳を三唱した六月には守次氏壯丁検査を受く七月二十七日守次氏は關西大學の法律科を卒業した十一月通常縣會に召集されて出縣す同志議員十七八名と共に水産試験場宇野港女子師範高等女學校等を視察し是等改善若しくは現状及新事業企畫の資料にした

四十年一月一日には小學校にて拜賀式を行ひ其に參列して一場の演説を試み衆を誡めて曰く戦後世界の一等國に列し東西文明諸國と對應し行かねばならぬ其れにしては戦に依つて蒙りたる國債上の借財多く新事業の勃興を計り教育の振興と普及に努め眞の一等國として恥ぢざる國家たらしめねばならぬ諸子の緊揮一番奮勵さるることを希望すと結んだそうして二月には平和克復を喜び先づ伊勢に參宮して禮拜し三月三十一日には重忠氏を和歌山市谷村甚吉氏へ養子縁組せしめ其四月十日には守次氏は香川兵吉氏の長女を娶り盛大なる結婚式を挙げた是にて氏も大に肩の荷が軽くなつたように感じた五月には縣會召集に付出縣し不在中家君は守

次氏夫妻及令嬢を同伴して倉吉町に出て山陰御通御の東宮殿下を拜された父君以下皇室の神聖を想ひ行幸啓に對しては必ず御奉送迎する様に努めたのは寔に結構なことであつた重忠氏は高等工業に入學したとの通知が來て孰れの子女も學業に勉め行く様を見て氏は常に喜んだ

四十一年四月には衆議院議員選舉委員に選出さる氏は陰陽聯絡鐵道の候補線を踏査研究すべく活動を開始し倉吉町より津山までの地形視察の爲め往復したる事其數を知らず漸く決定して第六工區の測量を開始し又は倉吉町にて有志會合して協議したる事屢々あり氏が同鐵道に盡したる事は特筆すべき事の一である九月三日氏等の盡力の効ありて小學校々舍落成祝賀會を十五日開催すべく當日餘興として學藝展覽會をして兒童の學藝進歩を促進すべく其審査委員長となる此に據つて觀るも氏が如何に萬般の事柄に精通して居て而も衆人から氏に憧がれて居たかを知ることが出来る尙氏は公有林野の整理を企圖し公有林野整理委員會を村役場に開き公有林野整理規程及同施行細則を草案し其に據て公有林野の整理に着

手す十一月三日天長佳節の吉例をトして中和小學校創立三十年式舉行され創立當時の氏は功勞者で紀念品として當時を偲ぶ校舎と氏の肖像畫を學校より贈り盛會を極めた源君壯丁に達し徵兵として鳥取聯隊に入營し唯一氏は模範生として古谷郡長から賞品を授けられた今年中氏が爲し來りたる蹟を觀るに新歲劈頭に演説して戦後の吾人の覺悟を論じ之を誠めたが眞に自ら率先して公共に盡し克く活動し其活きたる模範を示して來た氏は實踐して事を處理する人で空想空論を徒に吐いて己は背進行爲を敢てする現今の僞善者と較べて氏の如きは表裏なき理想的人物で永久に模範とすべきである

四十二年には人心頻に頹廢し浮薄の輩簇出し 明治聖帝は勤儉の美風を起し信義の良俗を布かんとこの思召しより四十一年十月十三日詔勅を下されて國民に訓誡を與へられた世人之を稱して戊申詔書といひ國民は深く聖旨の優渥に感じ奮つて其旨に協はんことを誓つた氏は十七日詔勅の奉讀式が行はれ是に參列して天恩の有りがたきに感泣した而して氏は惟へ

らく國民の懈怠社會の増長腐敗より斯くも御聖慮を煩し奉る何たる不都合ぞ再びかゝる御聖勅のあらざる様自ら戒飭して謹まねばならぬと恐懼した

四十三年三月二十七日學務委員に當選す氏が兼て陰陽聯絡鐵道敷設の爲め盡したる事は既に記述したる處なるが四月十三日上田技師來り實測を開始する事になつた六月二日には村會議員に當選した七月一日守次氏紀州妙寺にありて靜代夫人男子を生み一男と名けたる旨通知を受け氏は非常に喜んだと共に老ひゆく自己の職務の重きを感じ非常に忙しい將來であるから最後の活動と努力をしようとの決心した氏は心は總ての事柄に對して自己の行爲を改めて進むと云ふ眞に注意深き寸暇と雖も活動を中止する事はなかつた氏は書道を好くし健筆の聞へ高く近郷よりの需に應じて書し氏の人格を表現するに足る作品を多く遺し現存するもの夥し尙好んべ竹を描き是又素人藝術としては中々の上出來のものあり

八月二十三日關東地方大水害の統計報告を受け其損害の激甚なるに驚嘆

し直に之に同情し義捐金を應募して之を被難民に送つた

同二十九日期鮮併合の詔勅並に同協約發表せられ我國の領域は益々擴大し世界最強國中の上位に列する様になり國民の地位も亦之によつて高められたけれども各人の眞價の向上せざるを氏は非常に嘆じ時々自己の所論を新聞紙上に發表して世人の注意を喚起する事に努めた九月十五日後藤鐵道院總裁を倉吉町壽座に迎へ招待會を開く其席上總裁の鐵道布設に關する演説あり二十三日鐵道速成請願書の起草にかゝり二十五日草案なり二十九日其請願書を倉吉町役場を経て手續を完了す十月五日東伯郡曹源寺に於て中島家遠祖の靈祭ありて宗家の文和氏と共に焼香に列す

四十四年四月二十六日の吉旦を卜して白石鐵藏氏の子息杖三郎を養子に貰受時代嬢と結婚せしむ其五月七日羽衣石城跡に建碑の事ありて除幕式を舉行さるゝに當り是に參列し氏の遠祖南條氏なり出るを以て其裔南條虎之助氏と接し在りし昔時を偲んで相語り相嘆じたりと云ふ其時の氏の心中如何なりしか千萬無量のもものがあつたに相違ない七月五日には重忠

氏は東京水産講習所を第二番にて卒業し氏の喜びと満足は一通ではなかつた

九月九日 陛下の大御心のある御内幣御下賜あらせられ恩賜財團濟世會が出来たので氏は謹みて金四百圓を寄附した十二月十二日小社を村社に合祠し祭典を舉行した其理由は其筋よりの訓令もあつたが維持困難なる小社を存立し置きても祭典も満足に行はれざるは反て不敬に當ることなれば是を合祠し奉り例祭を町重に執行すること眞に敬神の道に叶ふべきこととしての誠心より出しことなり

四十五年三月和歌山市にある守次氏肺炎加答兒に罹り大阪病院に入院加療すとの通知に接し一家心痛甚しく氏は直に上阪し専心看病に盡し十八日發熱甚しく心を痛め居りしに折悪しく父君危篤の電報に接し翌十九日五時五十分梅田驛を發し午後五時五十分倉吉町に着し途中穴鴨より人足を雇ひ夜徹して翌日十一時三十分旅装も解かずに父君の枕頭に其容態を伺ひ病狀極めて輕症なる腦出血なるに心を大に安んず此事たるや氏が如

何に孝心篤くして義理順逆を辨へて居たか知る事が出来る愛子の病氣看護に努め而も發熱の度を加ふる容態にあるものを他人の手に委ね置き晝夜兼行して父君の病を打案じて旅の疲勞も厭はず其病床にしかづくこと云ふは逆も普通人にては出来ざる處であつて併も養父に事ふるに肉身以上の心懸こそ實に見上げた事である四月には實氏津山中學校に入學す

七月十三日家君新築の松篁堂に唯一氏を携へて隱居分家をさるゝ決心なりと池田村長に語られしも其れは實行さるゝに至らなかつた是の新館を松篁堂と命名したのも氏が竹を描く事を好くし松樹を頻に愛し所々の山中を探りて手頃の名木あらば必ず之を庭園に移殖し朝夕の友とし月の宿として自己の詩趣に供した故に松篁堂と名付けたのである 此月二十八日は何たる不吉の日ぞ 陛下には御不例にて殊に御大患の由六千萬同胞は拜聽し全國の神佛に御平癒を祈願せしが氏も大に驚き自ら發起して直に村社に祈禱し一偏に御全快を遊ばすべく寢夜を忘れて念じたる効もなく三十日には神去り玉ふ嗚呼此皇天皇土を如何に成し玉ふことぞと嘆いた

が致方なきことにてありき直に即位し給ふ新帝陛下に對し奉り吾々蒼生の誠心を以て御守り申上げる覺悟こそ肝要なりとし自己の修養と公私の職務に忠實に盡すの覺悟を新にし進む氏の心中こそ國家有數の重臣の心と何等の差違もない三十一日には大正と改元せられ明治天皇と諡し玉ふた八月十四分家本宅の建築及倉庫等竣工上棟式を行ふ餅を播き大に賑ひ父君も満足され杖に依て式場に列し満足されし事日誌に觀へ父君の存命中此の建築が最後であつた事を氏は後に到つて一族に語つて歎いた大正元年も最過ぎて大正二年の四月となつた父君は倉吉町に遊ばるゝを以て源氏を保護の爲め従はしめた氏は唯一氏を津山中學に入學せしむべく津山に滯在中父君病氣危篤を報じ來り十二日午前四時津山を發足し難路を冒して倉吉町出雲屋旅館に至り孝心厚き氏の事なれば直に父君の病褥を見舞い容態を尋ねしに不治の病中風にて半身不隨である其時は夫人を初め一族の人及び近親縁者等見舞客で門前市をなす有様であつた十四日には「あんだ」に父君を乗せ關金通にて宅に歸り療養することになり其途中中

井醫師を招聘して同行せしめて家に着いた守次氏重忠氏等相尋て歸り何れも病氣見舞の爲であつたけれども病氣は小康を保つ事になり重忠氏等も上京の途に就いた其月房代嬢は香川節男氏の許に嫁した

五月十五日父君の病革り醫藥盡さざるなく看護も至らざるなかつたが命數既に盡き枕頭に大二いし守次源晴代文和とき中島とよ小椋政野の諸子惜別の情に嗚咽し一同瞑目して眞言を誦する所父君は眠るが如く黃泉の客とならる享年七十九一家暗愁に閉され氏は非常に嘆息して父の死を悲しんだけれども如何ともする術なく十七日盛大なる葬儀を執行地方知名の諸氏多く會葬し向坂の墓地に埋葬し式を完了した

五月二十七日源氏を富村岩佐久満女に婿養子として縁組せしめた

大正三年四月には皇太后陛下崩御あらせられ國民は謹で喪に服し謹嚴なる氏は明治聖帝の崩御の時の如く悲しみ御哀悼申上げた

八月十六日歐州大戰亂起り帝國政府は現下の狀勢に於て極東の和平を紊亂すべき源泉を除去し日英同盟の協約の豫期せる全般の利益を防護する

の措置を講ずるは該協約の目的とする東西の平和を永遠に確保するが爲に緊要の事たるを思ひ茲に誠意を以て獨逸政府に勸告するに左の二項を實行せん事を以てした

一、日本及支那海洋方面より獨逸艦艇の即時に退去すること退去すること能はざるものは直に其武裝を解除すること

二、獨逸帝國政府は膠州灣租借地全部を支那國に還附するの目的を以て一千九百十四年九月十五日限り無償無條件にて日本帝國官憲に交附すること

日本帝國政府に於て上記勸告に對し一千九百十四年(大正三年)八月二十三日正午までに無條件に應諾の旨獨逸帝國政府よりの回答を受領せざるに於ては帝國政府は其の必要と認むる行動を執るべきことを聲明す此處に於て我國は大敵國を有することとなり國家は實に重大なる時局となつた氏の如き憂國の志を持つものは世界の大戰争に参加し吾々日本人として國內の充實を計り如何なる國難來るとも狼狽することなき様準備

し世界に日本國民の意氣を觀せねばならぬと自ら率先して自己經濟を確保し節約して冗費を省き職務に精勵して其範を示した餘暇ある時は神社佛閣に參拜して皇室御安泰と皇軍の大勝を祈念した十一月十四日には我軍大捷青島入城の報を聞き雀躍して喜んだ其年も暮れて大正四年の春が來た戰捷國の第一年は歐州の戰亂を餘所にして秋季に御即位式が行はれると云ふので國民一般此未曾有の大典に遇ひて御祝ひ奉る事を非常に期待して歡喜したさうして勢よく楽しく上下を通じて活動することになつたのは寔に目出度い事であつた尙明治天皇陛下の崩御に際しては國民は舉て哀悼悲嘆其極に達し何等か巧案して御聖德の一部なりと之を後世に記念し奉り永遠に景仰の念を失はぬやうにしたきこの事は七千萬同胞の齊しく希ふところであつた

此大念願のために神去りましたましたる陛下の御聖靈を祭り奉らんとして政府に出願するもの多く或は莫大の費用を投じて一大神宮を造營し奉らんとするもの或は各地方々に神社を建設せんとするあり七千萬の蒼生

の心は聖天子を幽界に敬慕し奉り護國の神靈となりて永へに此皇天皇土を撫育し給はん事を欲して止まなかつた

今上天皇陛下は畏れ多くも此赤子の衷情を御憐察あらせられ建國以來無比の光輝を宇内に放ち給ひたる明治天皇を祭祀すべきことを命せられ宮内大臣は内務省神社局帝國大學の權威工學林學等の専門家を網羅し明治神宮建設調査委員會を設置し種々取調べつゝある際哀い哉

昭憲皇太后の崩御あらせらるゝあり仍て茲に明治天皇照憲皇太后陛下を併祀し奉ることゝなり大正四年五月一日内務大臣は官報を以て明治神宮の祭神並に位置社格等を公布し東京代々木に官幣大社として御造營することに決した當時氏も亦

明治聖帝を祭る一神社を造營し地方一般の精神的修養の守護神たらしめたいと願つて居たけれども神宮造營に決し氏の念願は達せられなかつたせめて一生の内に遙拜所なりと建設し奉らんと想つて居たが其事ならずして終つたのは遺憾である

八月十九日氏が一日として忘るゝ事なく珍品を得る毎に贈り老ひ行かると慈母の心を慰め孝養を盡して居たが近來多病となり時々見舞醫藥を奉つて看護を實兄に委ねて速に平癒されん事を祈りたる効もなく危篤の報を得て生家に行く途もなく訃音に接し氏は哀歎して卒倒せんばかりなりしが最早如何ともする術なく翌二十日喪主は實兄之を努め大社教々職神田良一氏祭主となり嚴かに葬儀を営まれた氏は遺髪を受けて歸り日夜祭事を怠るなく冥福を祈つた、九月八日には未曾有の大風にて屋根瓦を吹き飛ばし大樹を倒し暴威の爲め作物に大損害を被る此月十七日晴代嬢は女兒を分娩増子と名づけた二十六日縣會議員の改選行はれ選舉投票所の立會をした

大正六年九月三十日郷里を出發滿洲巡遊の一行に加はるべく大阪梅田驛に到り觀光團に加り神戸十月一日解纜のハルビン丸に乗船二日三日四日と航海を續け五日に大連に着七日に旅順八日には遼陽九日長春に向ひ十日長春を觀光十一日ハルビンに至り歸途朝鮮を經由十九日下關に安着二



十日歸郷した其當時の巡遊記は別項に記載してあるから大略を記して止む要するに是れ氏が曾て青年の時一生を豫定せし中に最後に洋行の事を記して居たが家事の繁激と公務多端にして世界旅行は出来なかつたけれども齡六十の老域に達して此大旅行團に加つて遙々白砂風に飛ぶ滿洲を超へ露領哈府に入る眞に旅行の趣味なく精神の怯弱なるものが斯の如きを敢行するの勇出でんや氏は旅行に興味を持ち又青年時代の豫定せしを想起して此の一行に加はりし事と信す

#### 第四章 晩年の生活

氏は養父の滅後は家にありて土に親しみ殖林を營み低利資金を融通し子女の教育に努め社會的位置にある要職を辭し農村の民は天から恵まれた土に倚て生きねばならぬ農は國家經綸の基である然るに近來農村を捨て、都會に走る青年の多きを加ふる傾向あるは其父兄の教養の悪しきと都會集權政策の過てる所以であり過去の小學教育の過れる結果である自ら

此僻村に住して範を衆に示して遣りたいとの念願から氏は一切の名譽慾から離れて郷土を動かす家業に従事して行くことにした公務の總てを辭した氏は和歌に興味を有し美甘政和氏の斧正を請ひ四五の友と歌まごゐなごして徒然を慰め時には筆硯に親しみ書を良くし殊に繪畫は竹を描くに妙を得何れも堂に入つた精神的傑作が多い斯様な閑日月を送るにも世間に往々ある財あるが故に寝て暮す輩のような惰けた考へは毛頭ない時々變轉して行く世相を見ては手を拱いて觀て居なかつた直接の事務に携はるべき公職は辭したけれども尙濟世顧問立憲政友會美術部會顧問等多くの名譽職をして居たので江湖知名の士に通して書翰を送り自己の意見を忌憚なく吐露し社會の爲め間接に致したる効果も亦大であつた

令息守次氏は此偉大なる人格的教養を日夜に受けて立派な人となつたけれども所謂若き血に湧く青年の意氣を抑壓するの雅量に乏しく當時宇野港の商港問題が起つて大發展の曙光が觀えた其事を聞及びたる守次氏は居ても起ても堪らなくなつた其れは宇野港附近の土地を大規模に買収し

置かば多大の利を得る易々かる事であらふと考へたのである故に守次氏は父君に迫りて止まない其程迄に希望するものなれば先づ實地に就きて視察し然る後意を決することにしようといふ氏の謹嚴無比鐵壁の様な心も愛子の言切なるに依つて稍動搖した其れで氏は七年四月二十日令息守次氏を伴つて宇野港に赴き附近の土地及狀況視察をした恰もよし當時宇野港の發展期成の使命を帯びて岡山縣廳に在職の柴田壽雄氏が駐在して居たので氏は門下生たるが故に會つて土地買收のことや宇野港の近き將來に於ける發展の見込等を諮つたそうである處が普通の何等の縁故ない人であつたら自己に損益の行く事でなし反つて此機を利用して一儲しようとするまじきものでないが柴田氏は恩師の事であるから正直に自分の想像する事を言つたのだ其れは「素より土地の事ですから其時の價を以て賣買なさるのに格別の危険も感じないかと想ひますが或る投機的の御心算を以て土地買收の様な事をなさるのは如何かと存じます宇野港將來の發展は其丈確實性のもものではありません」と答へたこの事である側らに聞く

守次氏も漸く柴田氏の言と父君の愼み深き行動とに感じ時機を觀て行ふも遅くないとして思止つた後に到りて宇野の發展熱も其影次第に薄くなつて其結果土地は大暴落をした時々想出した様に彼の時柴田が注意して呉れなかつたら多大の損失をして一家の不幸を招いて居たかも知れぬと言つて喜び暗に守次氏に投機的事業をしてはならぬと誠めたと守次氏が編者に語つた

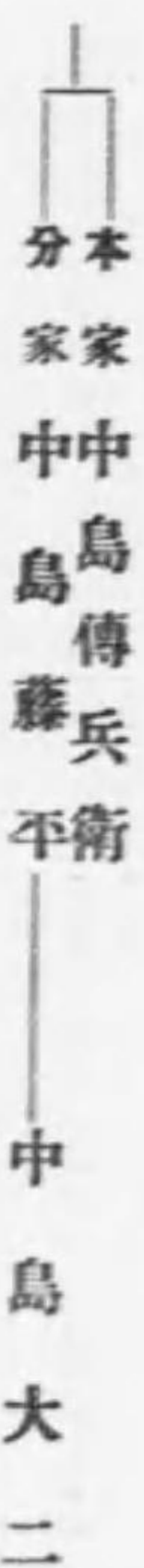
氏の晩年は眞に聖人生活で風光を友とし閑雅な住居に筆墨を愛し和歌や書畫をなすのが唯一の樂みで其れに多くの子女や愛らしき孫の生ひ立ちや成功を見て滿悦の佳境に住したと共に氏は自己の豫定の大體を書し後事を托するに足るべき守次氏等の成人を觀て突然雙肩の重荷を下した如く感じたものか大正八年頃から多病となり十年頃よりは老衰其度を加へ大正十三年九月に入りて病態革まり五日には醫藥看護至らざるなく盡されたが惜むべし享年六十七を一期として黄泉の客となつた一族の悲嘆は筆紙に表はすことが出来ぬ憂愁の裏に鎖された

此の傑出した人格の總ての遺志を嗣ぐ守次氏は殊に孝心篤く懇に葬儀を營み向坂の墳墓に埋葬し法名は鼓岳院秀明慈現清居士と諡した其時會葬する者遠近の名士教子を以て式場を埋め近郷未曾有の盛儀であつた

### 第五章 系譜と子女

#### 中島家系譜

南條宗勝	南條元清	南條宣政
南條元續	南條忠成	
<small>伯耆守</small>	<small>中務少輔羽衣石城主</small>	
<small>南條氏裔没落シテ遁レ去ル</small>	中島政重	中島兵衛
中島幸政	中島幸康	中島康正
中島幸右衛門	中島直右衛門	中島權左衛門
中島道左衛門	中島本藏	中島彌助
中島林右衛門	中島けい	中島勘三良
中島勘三良	<small>異名</small> 中島勘三良	<small>異名</small> 中島權平



#### 大二氏の子女と略歴

- 大 二 安政五年一月二十五日生 大正十三年九月五日死亡
- 夫人いし 文久二年七月十七日生
- 長男一治 明治十一年八月十二日生 同年九月二十死亡
- 二男三論 明治十三年七月二十日生 同年九月十三日死亡
- 長女秀代 明治十七年八月十九日生

二川村大字種佐藤喜八郎ニ嫁ス

#### 三男 守次

- 明治十九年四年十九日生
- 明治三十九年關西大學法科卒業
- 妙寺區裁判所書記和歌山區裁判所書記
- 西美鐵道株式會社取締役
- 眞庭郡會議員、久世稅務署管内所得稅調查員

中和村會議員 同村學務委員ヲ歴任  
現ニ久世稅務署管内營業稅調查委員  
大二氏ノ嗣子ニシテ相續中島家主タリ

## 四男 源

明治二十一年八月二十七日生  
酒類販賣業ヲ營ム

## 五男 重忠

明治二十三年一月五日生  
故正五位勳五等谷村甚吉ノ養子トナル

津山中學卒業東京水産講習所卒業

東京水産助手俸職

農商務省海外練習生トシテ渡青

現ニ青島東和油房技師

## 二女 晴代 明治二十五年四月五日生

## 六男 實

中和郵便局長中島杖三郎ヲ入夫トシテ迎へ分家ス

明治三十一年一月十二日生津山中學卒業

早稻田大學商科在學中死亡

## 七男 唯一

明治三十三年一月六日生

津山中學卒業第六高等學校卒業

東京帝國大學法科卒業法學士

現ニ山口銀行岡山支店在勤

## 第六章 論說及遺文著書

## (1) 何事も欲から

明治二十年十月二十日  
山陽新報所載

本論に入るの前口上に一言すべきは我國商業社會に人物の乏きこと是なり此義に就ては山陽新報の記者も余輩と同様頭腦を痛じと見ヘツイ近日

の新聞紙上にも今や實に民間に有爲の企業者有望の商人あることなし人才出でずんば斯の社會を如何せんと迄の嘆息を掲げたり寔に尤も至極の心配と思はるゝシテ其商業社會に人物の出でざるは記者が謂ゆる古來學問に従事し智識才能を磨くは獨士人の仕事に限ると誤認したる弊習の餘響のみと思の外此頃見出したるところにては矢張昔支那より舶來の君子は手に籌を報らす蓋し利を争ふは君子の事にあらざればなりトカ云ふ様なる兎角に錢儲仕事を賤業視するの惡弊に取り圍まれ爲に執籌社會に顔出し爲すを態とせざる者も往々これあるが如し去り逆も征利の業即ち商業の致富に必要なことは最早何人にも合點の行き渡りたる筈なれば縦し尙商風の勢力十分に發達せざる迄も賤商風丈は最早地を拂ふて迷墜なかるべきに近頃我美作にて屈指の連中にも加名すべき人物某氏より余に奇妙な一文を寄せたり其文に曰く其本亂れて末治るものは有らず夫れ社會は概ね農工商三民の結合に成る更に之を換言すれば庶人は社會結成の大本なり故に社會をして風波なく草木尙眠らしめんと欲せば須らく先づ

社會結成の大本たる庶人をして征利の心を滅殺せしめざるべからず何となれば利は孔孟の謂はゆる社會騒亂の根源なればなり云々と噫明治二十年の今日にして斯る朽敗陳腐の説あるを見んとは扱々嘆はしき次第と云ふべし是れ外に深き譯説あつて然るに非らず唯昔支那の腐儒が唱道せし經國論に心酔したるの餘弊にして商業社會に人物の富まざるも亦無理からざる歟要するに社會の平安は富強に在り其富強は元是吾人が通有性なる征利心の力に訴へて得らるべき者なりとの講究の不行届より來たすの間違のみ因に今茲に某氏に復して其間違の點を攻撃したるの大略を謄寫し本題の論旨を塞がんとすと更に今之れに平易の解釋を下せば世の中をして無事太平ならしめんには第一百姓なり町人なり職人なりをして欲心てふものを離れしめざるべからず何が故なれば欲心は老孟の謂ゆる世上騒動の始りなればなりと云ふに在り何ぞ其言の社會無事太平を作り出すの道理に背反するの甚しきや併し凡庸の人豆眼の士之を云はゞ素より其當然なるが故に一笑に附し去るも敢て害なしといへども君の如きは是れ

錚々の士豈之を不問に措くを得んや余が腕前の微力なるにも憚らず敢て君が頭上に向て一錠を試みんと欲する所以なり

抑社會の無事太平は元これ社會が富強の反影にして其富強は恒に吾人が胸裡に潜伏する利欲心の作用より出來ること疾に君が咀嚼する所ならずや然るに社會の無事太平を利欲の外に穿鑿せんとは取も直さず欲心を棄て金持たらんことを求むるが如しチト近頃見聞せざる難事と云はざるを得ず必竟欲心の社會に於ける作用の機能を來した十分に玩味せざるに職由するの過のみ見よ大厦高樓に綾羅錦繡に用て以て吾人が其風雨寒暖を物の數とも思はぬは抑何物の賜ものなるぞ欲心の作用に然らずして果して何ぞや何となれば凡そ玻璃宮羅紗衣の世に出るや其初岩洞草衣の吾人が欲心に於ける未だ十分の便利を與へざるの結果なればなり然るに腐儒は曰く太古は岩窟を求め石窟を尋ね民甘て之れに居り木葉を綴り草莖を編み民甘て之を衣る故に民欲ならずと成程其有様を相見するは恰も無我無欲に似たれども決して然らず假令岩窟に住み石窟に居るにせよ木葉を襲

ひ草莖を衣るにせよ其所爲の因て起る源を討ぬれば既に風雨寒暖を凌がんとする欲心の作用より流れ來たるを知るべし必竟蠢愚にして宮室を築き絹帛を織るを知らざるなり

汽船汽車に用へて以て天涯も比隣の想ひを爲すは抑何物の授る所ぞ是れ亦欲心の作用なりと云はんのみ何となれば此等機關的船車の世に出るや其初め桴筏橈種の吾人が欲心に於ける未だ十分の自由を献せざるの應報なればなり然るに腐儒は云ふ古は一革の舟民甘て之を漕ぎ一葉の車民甘て之を挽く故に民未だ欲ならずと成程其狀殆ど無心無望に類せりといへども決して然らず要するに又理學の未だ開けざると智識の狹隘なるに由り之を創設し之を工夫するを知らざるなり故に余輩は云はんとす凡そ社會の富強開明を増進するの方便は其種類千態万狀或は巧名を以てし或は學藝を以てし或は殖産を以てし或は興業を以てするも到底吾人が方寸の間に蟠まる利欲心なるもの、言行に發表して斯る様々の現像を結ぶものなりと之を換言すれば利欲心なるものは或は發して富國の形なし或は露

れて強兵と形するものなり其誤て人と畔を争ひ其過て他人の物件を盗むものあるが如きは必竟萬人の一少恚即ち美玉の一瑕瑾のみ未だ其利欲心の社會に於ける大功能の全體を傷くるに足らざるなり余輩は以爲く我國有爲の士が悉く利欲の貴重なるを合點したらんには隨て錢儲事業即ち實業の貴重なるを會得するに至るべし又實業の貴重なるを了解せば若し人の己れに養蠶家たらんことを勸むるものあるに遇ひ之に答へて吾子は拙者を蠶飼屋の亭主視するかとの立腹もなかるべく又海運事業を奨むるものあるに會し之に應じし吾子は拙者を船頭の親方視するかとの不機嫌もなかるべし噫利欲の人心に於ける其勢力熾盛にして實業の興らざるなく實業盛に興て國の富まざるなく國富んで兵の強からざるなし國富み兵強く而して社會の無事太平を求む亦得べからざるなり某君以て如何となす以上陳る所は前段に斷り置きたる近頃某紙に復したる辯駁論にして其言や終始過激に失するの批難を免がれざるのみならず陳腐に屬することの誘あるは固より自から辭せざるところなれども蓋し又止むを得ざるの勢

なり看るもの乞ふ之を恕せ

## (2) 死馬の骨

明治二十年十月六日  
山陽新報社説

朝は雞鳴に先たつて起き夜は丑時に後れて寝ぬ其眼は血を含み其顔は藍を帯ぶ是れ士人が忍耐業を修むるなり晨に星を戴て出で夕に月を踏で歸る其足は泥濘に塗れ其手は職家に滿つ是れ農夫が勉めて耕耘を働くなり其眉は焦げ其の身に流汗に浸さる是れ治工が金屬を鍛鍊するに非ざれば茶匠が茶を製するなり其腰は日に百千たび屈し其口は僅に厘毛の損益に喋べる是れ商賈が來客に接するに非ざれば箠振が家別に喚り行くなり噫天下の四民は何ぞ致々汲々心意を苦しめ筋骨を勞するぞ想に定めし人生の目的を達せんが爲のみならん宜なる哉一小石の碌々然として途上犬糞と伍を爲すも人の爲め堤防藩垣に用ひられ以て石其れ自體が目的を遂げんと望むが如く藁人の儼然として居を田畝の中位に占め風朝雨夕だも動ざるの案山子も人の爲め烏烏を嚇し以て案山子其れ自身が本望を終へんと欲するが如くなり而して石と案山子は具に無機無靈即ち所謂死物のみ

然るに尙且つ自然に一定の目的あつて存するに似たり吾人々類たる者豈一定の目的なくして済むべけんや併し吾人々類が一定の目的は果して何乎との問題に就ては事既に形而上に係り泰西諸國の哲學家中にも未だ萬古不易即ち一定の説なきが如し豈余輩臭乳書生の此間に是非の判断を下し確乎不拔の標準を立つべけん乎然れども哲學諸大家近時の諸論を通覽するに人生の目的は先づ國利民福を増進するに在り之を約言すれば幸福に在りとの説を唱ふる者多きが如し余輩も亦團扇を斯の説に揚ぐるの一入なり獨余輩が一私人の團扇に限らず天下の團扇恐らくは余輩が揚ぐる團扇と其方向を同一直線に揚げざるものなかるべし何となれば心理上人の最も欲するものは吾人の自由と快樂なり人の最も望むものは社會の開明と富強なり幸福は即此等諸原質を總合したる名目なればなり論じて茲に至れば吾人々類は何が故に其身の自由と快樂を欲し何が故に其社會の開明と富強を望むぞとの原理を講し次に此等欲望即目的を遂達するの方便を窮むるの必要あるを感ずれども斯る高尚なる理論を縷述するは素よ

り本題の主意に非ざれば論理的の法則あるにも拘らず只目下にブラツク近易平凡の經驗に據り吾人々類には箇様個様の欲望即目的あるものなりと迄の事を示さば此れにて足れりと信ず何となれば人にして假初にも吾人々類が一定の目的は國利民福を増進するに在り之を至極平易に言ひ換ゆれば銘々の目途は極樂(現在の極樂にして未來の極樂に非ず)に行くに在り又人をも行かしむるに在りとの意を合點したらんには士人も自身が才能の巧拙を省察し妄に官海に漕ぎ出さんとの熱心も互ゆるに至るべし何となれば航海術に熟せずして官海に漕ぎ出でなば獨其身を海中の藻屑とするの不幸あるのみならず其乗組員即社會を併せて之を魚腹に葬むるの恐あればなり商人も賣品の良否を鑑別して其價值を高低し無參考に濡手に粟の取込み主義は却て之を不爲筋と思に至るべし何となれば朝に艶よく晩に褪るの品物を賣り陽精陰粗の製茶を輸出せば結局内外人の信用を失ひ獨其店の衰微を來すの不幸あるのみならず延て同業家同商店の繁昌をも併せて之を傷くるの不幸あるを恐るればなり鍛冶屋も農利夕鈍の及



物類は之を作らざるべく百姓も外乾内濕の米は之を苞に詰めざるべし何となれば獨り己が地獄に墮落するの不幸あるを恐るればなり以上之を結論すれば人苟も吾人々類が目的の何たるを會得せば其目的を達するの方便即士人が書篇を繕き智識才能を磨くにも商人が算球を彈して金儲けを謀らなむにも工人が指頭を動かして物品を製するにも農人が鋤鋤を操て田畑を耕すにも自他相愛の主義に背反せざるや否やを省察し然る後手下だすと迄には至らずとも他を害し外を妨ぐるの行爲は之を爲さざるに至ると云ふに在るなり余輩は以爲く四民が本氣に銘々の職分を勉勵し爲に他を害し外を妨ぐることを莫くんば國利民福は之を増進せざらんと欲すと雖も得て能すべからずと果して然らば苟も國利民福を増進せんと欲せば先以て吾人々類の目的は何れに在る乎を講究せざるべからざるにこと明らかし獨怪む先覺者を以て自任する識者にして論茲に及ぶもの、未甚多からざるを而て曰く産物は必ず之を繁殖せざるべからずと是れ行かんと欲する場所先を一定せずして徒に右せざるべからず左せざるべからず

と云ふが如し豈不親切の至ならずや是余輩が先づ茲に本題を掲げて以て後來價值ある千里の馬の如き名論の出でん事を促さざるを得ざること、はなりたる所以なり讀者幸に之を諒せよ

(3) 不平の味

明治二十一年三月四日  
山陽新報所載

聖代の今日に在りて不平の二字を擔ぎ出すは不祥の嫌あるに似たれども亦味の一字を加へあれば兎に角江湖諸君の一喫を乞ふ却説不平に二種あり曰く天然的不平曰く人爲的不平是なり先づ天然的不平より説かん見よ兩間の現象を大少其體を異にせざれば必ず此短其形を同ふせず若し然らざれば必ずや上下其位置を異にし高低其凸凹を同ふせざるを神道者流が謂ゆる高天原なるものは遠く上に懸りて覆ひ理學者連が稱する地球なるものは近く下に在つて載す山は大概へ形にして高く海は大抵へ形にして深かし火は暖にして氷は冷なり暖なれば物之れが爲に膨脹し冷なれば物之が爲に收縮す日あれば夜あり日は明らかにして夜は暗らし明かなれば秋毫も之れを見暗らければ富嶽も之れに躡く春夏あり茂り秋冬あり凋む

男あり其性や剛女あり其質や柔富貴なるものあり君子も之を尊敬し貧賤なるものあり兒童も之を輕侮す賢明なるものあり天下の統治も之を易すしとし愚昧なるものあり一家の取締もこれを難たんす其他凡百の事物一として氷炭相双はず表裏相對せざるものなし西哲某が「天地萬物は獨なし必ず對あり」と云ひしは實に確言と謂つべし噫亦不平の世の中ならずや然れども若し高天原を地に貶下し山を以て海を埋め水を以て火を消し日を以て夜に易へ以て上下高低暖冷明暗の不平なからしめば果して如何若し秋冬の凋むなくして偏に春夏の長茂を止むことなくんば人獸草木皆雲を衝かん若し女をして男と其性を同じからしめんか楊柳の細腰海棠の花顔も之を武骨に改造せざるを得ざるの遺憾あるは暫く擱き人類生殖の道絶つを如何せん若し人の暮方に貧富貴賤の差なからん乎何を苦で人を乗せ流汗車を挽くの車夫あらん若し人の才智に賢愚の別なからんか何を甘て營々役々唯他の命之に従ふ者あらん以上皆然らざるものは獨不平の味のみ噫不平の味も亦美ならずや此を以て之を視れば不平は即平なる

所以にして要するに社會の天然的運動を圓滑にし社會の天然的秩序を保つ釣合法一名調和法と謂つべし併し此の手際の至て巧みならずと鹽梅の極めて美なることは全く宗教家の所謂上帝の料理に係るものなれば敢て吾人々類の關知する所にあらざるなり

唯夫れ人爲的不平に至ては或は壓制其度を過ぎ或は自由其限を越ね或は上下尊卑其分を失ひ或は彼是厚薄其宜きを誤まり謂ゆる上下官民其釣合を得ざるもの往々之れあるを見るは寔に神ならぬ身の淺間敷さと謂つべし然り而して之れを料理し鹽梅其宜きを得せしむるものは獨り國會其もあるのみ江湖有爲の諸士が指を屈して國會開設の期を待つも亦無理からざるなり余輩嘗て聞く天は象を垂れて人に吉凶の標準を示すと信なる哉天高しと雖ども未だ曾て地を疎まず只に疎まざるのみならず片時も其覆育を忘れず地低くしといへども未だ曾て天を恐れず獨恐れざるのみならず一日も其載愛怠たらず彼是相待ち始めて其釣合を保てり宜なる哉泰西諸國の國會を組織するに上下兩院を以てし力めて官民其釣合を求めん

とするや今や本邦國會開設の期近きにあり乞ふ當路の諸君よ豫め其釣合の如何に注意を惜しむこと勿れ

## (4) 書 感

明治二十一年一月十五日  
山陽新報所載

龜は背に堅甲を負ひ牛は頭に銳鋒を頂く是れ事を好て然るにあらず用て以て外物の加害を防ぐのみ然ざれば彼れいかに冥頑不靈のものたれば逆何を苦んで無駄に堅甲の重きを負好まざるに銳鋒の長きを頂かんや回顧すれば去る十八年の夏今上陛下は鑿輅を東備岡山に任せ給ふ當時余幸に岡山に在り龍顏の麗はしき之を咫尺に拜す時に故老の涙を拭ひ相告ぐるものあり曰く初め心に期す此度の幸行や實に千歳の一遇定めて旆旗相翻り警兵相望み絡繹百里を絶たざるべしと今拜するに何ぞ豫想に引き換へ護旆衛兵の甚だ寡少にして萬乗の君に似ざるや蓋し皇威の衰へたるにあらずやと余會ま傍に在り慰め且つ解いて曰く決して然らず是れ即ち日本天皇陛下の陛下たる所以にして吾人臣民の順服と皇威の赫々たるを徴すべきなり彼の聖帝が幸啓に於ける警衛の甚だ嚴重なるが如きは決

して好む所にあらざるなりと聞く者余が説の漠然解し易からざるにも拘はらず欣然覺りたるものごとく更に又感喜の涙に咽びたりき聞く客廠政府は保安條例なるものを發布し舊自由黨員中に有名なる星亨林有造中島信行島本仲道尾崎行雄片岡健吉氏等諸氏を首とし三百餘名に對し其第四條に據り治安を害する處ありと認め皇居を距る三里以外の地に立ち退きを命じ且つ直に執行せりと又同時に近衛兵二大隊は赤阪假皇居警衛として入内し又皇宮警察は警手をして皇居の各門を警固せる杯實に近來の一大國變にして又一大戒嚴なりしと氏等同より有意の士國會議事堂の廳々乎たるは遠からず之れを雲邊に瞻まん決して露裡架空の辰氣樓にあらず何を苦て此法網に繋かるぞ吾人仰に其因果を解するに難む夫れ龜の甲に於ける牛の角における彼れ好む之を負ひ之を頂くにあらず保安條例豊政府の好て發するものならんや萬止むを得ざるの勢あればなりと曩には故老警衛の嚴ならざるを觀て皇威の衰へたるを歎す今や吾人は其嚴なるを聞き世の淺間敷を憂ふ歎と憂と其義相似たり何ぞ其事實の相反する

一に茲に至る噫嘗て年月の幾干ぞや世態の成り行き誠に知るべからず之を知るものは曰はん其れ唯官民調和の一法のみと

(5) 利息制限法の廢止を望む

明治二十一年九月二十七日  
山陽新報所載

現行利息制限法の果して實際に其高利貸を防ぎて借主を保護するの價値あるや否やの問題に就ては本法施行の當時に在ては随分ヤカマシク議論のありたることなれど何時しか此議論も立消の姿となり隨て本法も矢張今日迄行はれて居ることなるか併し本法は經濟學の骨子たる需要供給の自然的原則に戻りたるものなるが故に徹頭徹尾實際に價値なきものなりとの點に至つては恐らくは頭を横に振るものなかるべし然らば何が故に我經濟學者は輿論を喚起し一日も早く之れを今日の我政治海より驅逐し去るを躊躇するぞ近頃世上の有様を觀渡すに或は一辭半詞の過失を數へ或は一字半句の誤謬を擧げ痛論難駁毫も假す所なきが如し蓋し要するに名譽の毀損せんことを恐れ之れが防衛を求むるよりして然る譯なれば是ぞ獨立男子の眞腸かは知らねども併し其影響する處は多く或る一地方の

部分に止まり未だ本邦全體に關係する程の一大事件とも見ねざれば一通り難駁し去れば其後の勝負は社會てふ行司の團扇に任せ置くも敢て左程の遺憾もなかるべき歟況や其過失を改め其誤謬を正すものあるに於てをや

唯夫利息制限法の關係は獨一地方の部分に止まらず獨實際に價値なきのみならず弊却て本邦全體の休戚に關するものあらずや乞ふ余が所住地方に於て現に目撃する處の一事實を擧げ果し本邦全體に關するが如き弊ありや否やを確かめん

扱余が所住地方に於て行はるゝ貸借方の振合いかんと云ふに先づ先取利息法を以て巨多なりとす次に加増元金法なり先取利息法とは例へば今金壹百圓を月利二割にて一ケ年間借るものとすれば證券面には月利一步貳朱五厘と記載し残り七步五厘は之れを元金壹百圓と一ケ年の月數十二ヶ月に乘し得る所の九圓を元金より扣除し殘額九拾壹圓を以て現に貸借するものなり加増元金法とは先取利息法に由て生ずる利金の全部を元金に

組み入れ以て證券面の金額を増し置くものなり以上擧ぐる所の弊は恐らくは立法者が豫期せざる所ならん以爲く近年身代限若くは公賣處分等を受くるもの、非常に多きを見るは種々の原因あつて存するの爲なりと雖亦多少斯弊の關する所なしと云ふへからず嗚呼世間借るもの多く貸すものは少し豈之を本邦全體の休戚に關せざるものなりと云ふを得んや尤も本法を制定したる當初の精神を推測すれば立法者或は以爲く社會は其開明に進むと共に百般の新需要を増さん需要を増せば供給の激増を來すは勢の免れざる所なり然るときは需要供給の中間に在つて最も至便至利なる金銭は又非常の價值を加ふるが故に債主は勢に投じ非常の高利を得るに非ざれば貸すことを容るさず負債主は需要の急迫なるに剩せられ針を合むも之を借らざるを得ず斯るときは其借りたる資本を以て非常の利益を得るものは格別大抵終に家を敗り産を傾け復起つべからざるに至らしむべし是此時に於て利息に制限を設くるは細民の保護上止むを得ざる政略ならんと成程學理を離れて單に之を政畧上の正面より觀るときは隨

分周到なる注意と親切なる思召に出たるものにして間然する處なきが如くなれども如何せん前段にも陳べ置きたる通り需要の緩急供給の消長は社會生存上現在の有様に伴隨すべきこと自然の道理なれば如何に結構なる法規を以てするも到底人爲法の力にて之を制限することは決して爲し得べからざるることなるに敢て此道理に反對し之が制限を設けんとするは蓋し立法者の誤解なる歟何にしる余輩は一日も早く本法廢止を希望して止まざるものなり

(6) 岡山縣下製造家諸君に向て一小言

明治二十一年十月九日  
山陽新報所 稿

單に製造家といへば製糸家なり製茶家なるを始め百種千類枚舉に遑あらざれども併し此等重要の製産物には既に想應に組合の取締方も附き居ることなれば將來の結果其如何に由て又論ずる機會もこれあるべければ此等製造家のことは暫く擱き先づ差當り麥稈眞田紐花莞蕙蘭提籃等この三製造家に向て小言を試みんと欲するなりシテ又余輩が製造家も數多ある中に就きて獨この三製造家のみを摘着し賞詞でも呈することか却て小言

を以てせんとするは聊當業者諸君の痼疾にでも障りはすまいかとの懸念なきにあらざれども亦黙止すべからざる事項の近頃余が眼界に落ち來たりたるがゆへ斯くものすることには立ち至りたる譯なれば讀者乞ふ焉を諒せよ

讀者は記憶せるならん客月一日刊行の山陽新報雜報欄内に麥稈眞田紐廢業と題し左の事項を掲げたるを

岡山にて製造する麥稈眞田紐は一時盛なりしが頻に粗造物を賣出したる爲め神戸の商館にて評判悪しく之れが爲め一時幾人と廢業する折柄又たも濫造を始め先月送出したるものは悉く用を成さぬといひ以來一切注文せぬこととなりたるより仕方なく何れも製造を止めたりといふ云々

又其翌二日同欄内紙上に花莞莖と題し岡山縣下にて製造する同品は一時外國へも盛に出て需要多かりしに近來は彼の粗造の弊に陥り妄りに競争するより其價格も大いに減じ一時盛なりしときよりは半價若くは六割も下落し到底利益にもならざるより廢業するものも多きよし麥稈眞田紐と

いひ花莞莖といひ馬鹿々々しき次第なり

噫當業者諸君は此二項を讀て如何なる感動を提起するぞ無關係の吾々さへ慨嘆に耐へざる次第なれば定めし當業者諸君の心頭には亦幾層の劇痛を感ずるならん否な前非後悔臍を噛むの感なきを免がれざらん併し世の製造家或は商法人に對して製品の精粗業務の勤怠を勸諭或は懲訓するは新聞記者の持前なれば何の山陽記者が一小言我等商業を賞貶するに足るものかとの覺悟なれば其れ迄の事なれども余輩熟本縣下製造家の成行きを通觀するに嘗て坊間に流行したる三世相てふ未來記に云へるが如く初よし後わろしと云ふ様なる傾きありて扇子の要様に末擴がり云ふ生ひ立ちの甚だ少なきには實に困たものと云ふより外はなきなり蓋し要するに信用は即金なり金は即ち信用なりとの確言を記憶し置かざるより來たすの過ちのみ乞ふ左に或る觀音の害を叙し以て信用を得る最簡易手段を示さん我國には古來一種忌むべく嫌ふべき觀音の存在するあり何ぞや屍喰觀音これなり抑この觀音たる性甚だ奸惡にして毫も守成の念なく爲に

一般社交上の親睦を傷つけ平和を妨ぐるのみならず殊に商業社會の骨子或は金庫とも稱すべき信用を蹂躪し従て一國致富を害すること實に鮮少ならず余輩は以爲く苟も日章旗をして天の西方に飛揚せしめんと欲せば必ず先づ此觀音を退治族滅し復た遺類なからしむるにあられば到底其目的を達すること能はざるべしと然り而して該觀音は其軀軀寔に微妙なるが故に能く眞田紐の組目に隠れ能く花莞蕙の織目に潜み能く蘭提藍の内裏に幡かまり居るものなれば當業者たるものは最も慎重を加へ表裏反覆これが退治族滅を力ざるべからず何となれば該觀音の一度眞田紐の組目に竄入するや必ず其部に破綻を生し遂に紛々離々全部をして不用物に歸するに至るものなればなり花莞蕙蘭提藍に於けるも亦然り故に凡人に信用を得んと望むものは別に妙手段新工夫を須ゆるを要せず只該觀音の生滅其如何を顧るのみ當業者諸君請ふ試みに嘗みるごころあれ

## (7) 一庭 四條 日記

明治三十一年一月七日より  
山陽新報連載

予は客年十一月五日業務を帯びて郷里なる美作は大庭の郡中和村津黒山

の麓より行を起し久米北條久米南條西北條西西條の四郡を巡回し同月十二日歸村せり其間金鳥の東山に現はれ玉兔の西巒に隠るを瞻ること各八たびの多き山川に富める作州地内の旅行なれば持病争か起らざらん今茲に其當時の見聞或は所感を追録して一庭四條日記一名忙人之閑録と名づく蓋又江湖の閑人にして他日此行を襲ぐものに紹介せんのみ

五日 朝來微雨旅行に便ならざれば躊躇せしが暫時の霽れ間あり家を出づ時に午前九時行程三里湯本に達す湯本は今の神湯村に屬す温泉湧出の地を以て名あり人烟壹百餘戸病客の來り浴するもの日に數十人を下らすといふ山水秀麗皮肉の病痼を療せんより寧ろ烟霞の痼疾を養ふに適す中央に二大木橋あり上橋下橋と名く試に下橋の欄干に憑り旭川水碧うして柴巖絶壁の處を觀よ澗然水鳴り輪波の起るは漁夫が汀に躋して網を投するなり濠梁の樂み得て擬すべく百仞の巖頭籟琴を吹彈するものは崩崖の老松石を倒にして來り風に櫛るなり秦封を待つものにあらずして何ぞ唯撼むらくは巖高うして而も飛泉の懸るなく永深うして而も舟筏の浮ぶ能

はざるを蓋造物主が故らに此不具物を造り人をして隔靴搔痒の感を懐かしめ自ら喜ぶものにはあちざる乎否らざれば天象を垂れて人に吉凶を示すてふ西哲の遺訓に違はず「十分ハ欠クルト知レ」この天爲的の手本かも知るべからず尙否らざれば

世の中の事は欠所に味があり

と川柳的に覺悟するより外詮すべなし此地に慈母の在すあり謁したれば午餐を賜はり且つ誠て曰く汝は性甚健忘なり途中を慎で携帯の品を失ふこと勿れ又極めて善く寝ね旅窓を警めて夜盜難に罹ることなかれと予が春秋今將に四十ならんとす子女を擧ぐる既に六人然るに猶この誠あり以爲母の眼中唯小童の映するのみならん乎哉感泣の餘り

子を思ふ親の心そ知られける

いつたりむたり子を擧しものち

旅すれば宿に洩れ來ん月影も

なかばは親の思ひなるらん

と吟みつゝ出で行くこと里餘嶮路を以て聞え高き三坂山の峠にかゝる登ること三十町許茅屋あり十石の茶屋と稱す柱傾き屋根徹れ天雲なければ日光坐を射雨あれば漏滴袖を浸す壁は土落ち骨出す戸もなく障子もなし人をして橋下の客の稍進化したるものに非ざれば曲肱の士の蕨を食て隠るゝものにあらざる乎と疑はしむ主人を彌衛門といふ擊劍を善す家に在らず獨山妻の爐を擁し柴を焼くあり曰く妾は内にあり爐と相親しむ斯の如し然るに猶寒に堪へず良人は夙に起き出でゝ薪を採る極めて寒からんと想夫の情眞に掬すべきなり乃ち其心を推し量りて

君はまだかへらす櫓の燃ゆ盛り

降ること里餘三坂村に到る草鞋既に徹れ肉廩既に飢を告ぐ乃ち茶亭に憩ひ其徹れたるは之を更め其飢たるは之れを充たし黄昏久世町に達す紫明樓は其宿所なり

六日 午前八時腕車に乗り東向久世町を發す日や天氣晴朗意氣交揚る米來村に至る直路數十町坦々砥の如く車輪の轉回滑迅なる處頻に面を撃ち



袖を掠むるが如くして去るものは電信柱の魚串して西に走るなり一昨千頃の田圃水なき處金波を起すものは稻穂の黄熟して風に戦ぐなり乃ち戯に

養うた程に禮する稻穂かな

既にして榎ヶ札に達す札は從來隨て開鑿すれば隨て崩壊し我縣民の膏血を埋没せしこと幾萬金なるを知らず今や道の兩側斜に方石を積て其崩痕を醫し施すにセメントを以て墨重石と石と相糊着せしむ其工事の宏壯なる殆ど長六十餘間高四間餘もあるべき扁平なる一双の巨岩を相對して却立せしめたるものに似たり之れ去ぬる明治二十八年某月工を起し資萬餘金を費し同二十九年四月竣工を告げたるものなりといふ予以爲工事其物の堅固は堅固なるに相違なきも山の大きさ及崩土の重量と工事其支持力とに考へて之を人體の外科療治に比すれば即僅に一部皮膚の彌縫に過ぎざるなり皮膚如何に緊張するも骨肉内に腐敗せば果て如何信に覺束なきに似たり

大綱や中までは火の透りかね

行くこと二里餘久米北條郡大井西村字鶴坂に到る茲に代理店あり乃ち車を停め主管河本榮三郎を訪ふ談數刻酒食の饗あり北堂の慇懃なる令聞の恭謙なる一見家庭の訓へあるを識る午後三時氏を辭す車輪の回轉未だ百に満たず商賈七八十戸國道を挟んで並列するものあり是れ即ち坪井驛なり過る焉十餘町顧みて愛を國道に遺し西に折れて別路に入れば地勢漸く西に高し平圓の山脈波狀を以て東に走る予は始終この山脈を横行せしが如く思はれしも路毎に迂紆幾回力めて嶮を避く故に一回だも下車するに至らざりしは多幸といふべし唯憾むらくは枯草未だ全く凋まざるに吟虫早く既に白露と化し去て逝く所を知らず獨松杉の綠霜葉の紅を睥睨するあるのみ乃ち

霜かれて見るかげもなき木々のうちに

おのれかほなる松の一本

然れども紅綠相交りてこそ更にまた一段の佳色あれ

松か枝に織りかけ染て薄くこく

あやをみせたる薦のみちば

行くこと二里餘一部落あり舊桑村今は倭文村に屬す家屋の宏壯なるもの數棟あり斜陽白堊と相照し皎々乎として反映人を射る其古松老柏の軒を侵して繞るあるは蓋共に豪農ならん歟川に沿ひ溯ること二十餘町人烟多くは山麓にあり倭文中村油水北といふ茲に至て村上良太氏を訪ふ時正に歸鳥に屬す氏曰く陋屋君を容るゝ所にあらず厭ふことなくんば乞ふ宿れと乃ち坐に就く既にして或は茶菓を勧め或は新聞雜誌を示さる力めて秋思を慰めんと欲するものに似たり

七日 天色玲瓏風清く氣靜に涉獵に適す憾むらくは予記覽の資に乏しく此行亦俗事に屬するを今日は大塚和村大字大塚和東吉川和藤太氏を訪はんとす嘗て聞く此地極めて山村芻路縱横樵徑と相交り初て行くもの多く迷へりと乃ち村上氏に囑し導者を備し徒步して出づ于時午前八時導者は年既に耳順を逾ゆ然れども筋骨肥大にして健謂ゆる圃老の饒鑠たるもの

而て辭令甚謙遜蓋予を誤り認て官吏の類となすに非ざれば資性の篤實なるもの即否らざれば巧言令色の徒即ち孔夫子の排斥する儕輩なるなからんや之れ予が差向き獨考一番判断を下さざるを得ざるの事たり茲に於て乎導者の舉動は予が注意の集點となり或は手を拱き或は頤を支へ殆ど刻を移すに及ぶも先生の判断遂に成らず茫然自失否獨笑て首を回らせば身は既に丘陵の上に在り滿目峰巒谷又山或は登り或は降る就中最も高くして峻なるもの兩山寺山と稱す其肩を周り谿に臨で行く所之を兩山寺横手と名く遠望に善し西方の天雲烟模糊の間山巔角鋭く鋸状を作し裾の左右に張り芙蓉峰に類するもの伯の大山是なり流石は本邦有數の靈山丈ありて大小百千の峰峒四方より朝し其侍するや漸く近づくものは漸く高く其漸く遠ざかるものは漸く低く秩序整然自ら威容あるものゝ如し其東に降るものを船上山となす名和公の戦ふ所懐ひ起す其當時天步艱難の狀又之を目撃せし公の感慨果して如何ぞや抔轉た懷舊の情に堪へず唯愛むらくは之れ是等の情は遂に予が眼底に印せし明媚なる山嶽の風光を拭ひ去て

袖上僅に一滴の涙痕を留むるのみなりしを乃ち

大空は晴て雲たに見えなくに

なに我袖のしめりかちなる

導者指して曰く滄溟濛うして白帆の懸る處母子の臥牛相對するに髣たるもの之れ實に隱岐の前島後島なり昔後醍醐天皇遊獵したまふの地畷よ夫れ遙に紅黄青緑の裡宮殿の隠見するもの院庄櫻神社なり備後三郎高德の鬼を祀る所東の方某は船坂山にして播州赤穂郡に在るもの南の方某は熊山にして備前和氣郡に在るもの共に甚だ觀るべきものゝ有るには非らざれども行客の舊跡を問ふものあれば毎に諸れを以てす之れ僕が獨記憶の熟する所然れども果て大人の意に適ふや否やは僕が與り知る所にあらずと言卒て呵々として笑ふ

予歎して曰く世に靈魂不死の説あるは誠に宜なる哉夫れ忠臣義士が丹心の凝結する所物を共に不滅となり世と共に恒存すること斯の如し正に釋尊の謂ゆる勢力恒存の説に稱ふもの歟以爲く此地は隱岐島を魁とし千古

英明の主動王の士が熱血の迸る所輻めて目睫の間に落つ兩山寺山も亦靈山なる哉導者は是より出づ而て其語る所を聞けば斯の如し思ふに多少山靈の氣を稟るの人ならん茲に至て導者が素性に對する先生の判斷始て成る降ること十餘町山腹に巨刹あり西山寺と云ふ柱梁悉蠹蝕し老杉の綠之に滴る其古色愛すべきものあり鑑するに建造時代恐らくは二百年を下だらざるべし然れども未だ毫も毀損せる所あるを見ず近年暴風雨連りなるに猶且つ斯の如くなるものは素の結構極て堅牢なりしを想見するに餘りけり道説鐵柱の橋梁未だ年ならざるに早く既に舊形を損ふものありと惜むらくは其何處の橋なることを逸す嗟既にして吉川氏に達す時に氏家に在らざりしが須臾にして歸り來る窄袖(俗に山衣と稱す)にして草鞋を穿ち鎌を擔ふ蓋野に在り耕すもの予が到るを望で反りしならん予は知人あり吉川健吾といふ氏は即ち其甥なり故を以て一見舊の如く情殊に濃なり氏は年齒二十内外風姿言態衆人にあらざるを識る以爲く今の壯士と稱するものは概空論處こそことなく徒に高麗腕を張り護莫靴を履み鳴らして洋

杖を棄するを之れ事とす氏が菱笠鏡を操るの處を視ば豊少しく漸色なからんや酒食の饗あり杯盤の間談論數刻を移す辭し去つて豊岡村原田に到り花屋に投宿せしは日の將に昏れんとする頃なりき

八日 聞く太陽に闇を窺はれて起つものは到底名を成すの人に非らずと予は今朝日光に衾を射られたり何等の醜狀何等情態ぞ蓋し昨夜夢結ばず輾轉反側の間時辰午前二時を報じて眠ればなり何ぞや予も亦多少臥榻の傍他人の高軒を容さずといふ氣味のあるものなるに無情にも宿の主人が或る旅客をして予が傍に寝ねしめたるに由るなり否善く寝ねて盜難に罹る勿れこの慈母が誠めを想起したればなり然れどもそが爲に復日中經る所の山川觀る所の草木を回想し來り歴々乎として木綿衾裡尙神目を逍遙せしむることを得たるは苦中の快失中の得とでも解釋すべき歟斯く苦快失得を比べて相殺し去れば未だ俄に主人を叱すべからざる乎否予に相客を容すの雅量ありと視たるは流石は旅舎の主人能く人を視るの明ありと謂ふべきなり多謝々々杉山吾一氏來り訪はる談論愷切大抵時期に適す以

爲く地方有數の人士ならん午前十時花屋を發す此地津山を距る三里弱道毎に山に沿ひ川に瀕す然らざれば黃雲滿野穰々の中に在て通す村童の牛を叱するあり野夫の馬を鞭つあり稻を刈るもの束ねて荷ふもの媪呼び娘應へ彼れ稚兒の眸に泣くは乳を求むるなり是れ雞犬の野に吠ゆるは飢を告るなり正に是れ田畑多事の時なるを知る然れども其山に沿て行く所可憐の阿嬢が籃を提げて松樹の間を徘徊し茸を狩れるに遇うては百忙中一閑を挿むの趣味あるを覺ゆ乃ち狂句を得たり蓋或は不時の誹りあらん乎是素より文人の特色辭する所にあらざるなり

松茸を引く手の見たき娘かな

阿々又其川に瀕して行く所落葉淵に舞ひ水面自然に黃紅の渦を描くを看るも秋郊散策の價値あるを知る又此邊年ならず鐵路の通すべければ多年行客に親しまれし路傍の薄も今は廢道と同時に遺棄されて

鐵の道行く今も花薄

昔の野路に人まねきつゝ

と詠まるゝの日もあらん無情の草木尙人生の浮沈に似る所あらん乎予嘗て梅櫻桃李の前々後々花開花落るを見て

梅ちりて櫻のさかり見るにつけ

浮世の様のおもはれにける

の一首あり意相近し行くこと里許福田に達す生饅餡の産する所當國に名あり乃ち車を下り一餐三盞を盡す坐に旅裝の婦あり予に背いて危坐す後相に由り鑑するに年齒三十内外髪に絹して束ぬ俗に束髪と云ふ是なり風彩優美にして爽秀舉措又之に叶ふ恰も野に小薊女史が畫ける美人の概あり憾むらくは遂に回顧一瞬の榮を得ず果して艶色ありや否やを識るに由なきを此に於て乎運々として車に上り車上幾たびか之を思ふ又遂に見ぬや乃一聲高く峨眉山月歌を詠じて去る既にして津山に到り武藏野に投宿す日未だ午時ならず出で、森本某樵村某の二氏を津山貯蓄銀行に訪ふ日曜の故を以て在らず乃ち美甘政和翁を鹿雲大社教分院に訪ふ翁は予が師なり和學を以て關西に名あり現時我國考古家の耳目を驚醒したる天地組

繼之原理は即ち翁の近作なり午後十時辭して旅舎に反る其如何に高談清話ありしやを知るに足らん婢子に一葉の名刺を授けて曰く今宵人の大人を訪ふあり待こと數刻遂に去れりと受けて之を讀めば表に鶴山女史裏に本日東都より歸り來ると

九日早起清泉に嗽き髪を櫛り襟を正して出づ蓋又美甘翁を訪はんとてなり既にして到る命を行ふものゝ云ふ程既に珍客の來り訪ふものあれば午後より來れど惟らく天朝に氣清し安そ半日を徒消するに忍びんやと乃作陽學藝獎勵會に到る既にして塙に入れは眞紙之を四壁に掲ぐ其書の如きは筆力勁健龍躍り虎嘯くに似たり其畫の如きは丹青宜きを得て鳥聲あるが如く花香あるが如し是皆縣下小學生徒の觀中より出づ足を轉じて屏に臨めば金雞玉燕用て以て人物を補にす其精妙にして眞然たる活潑として生氣ある人をして言はず語らざるを異ましむ此れ亦縣下幾幾女子の誠頭になる予嘗て聞く人能く學で止まざれば得て天工を奪ふと予當時に在て之を信せず今や其欺かざるを知る以爲人誰か之を奪て自ら奪ひ自ら奪ま

ざらん真に獎勵會の名に稱へりと而て時辰未だ十點を報せず乃出で、津山城趾鶴山に登る行々惟らく昨夜予を訪ふものは鶴山女史今予が登らんとするものは鶴山城趾なり女史と城趾と國音相通す何等の奇遇ぞ曩には東海散史佳人之奇遇をもつて紙價を高からしむ予は此記を街ひて江湖の笑を買はんとす或人の發句に

口あけて五臟の見える通草菓かな

とは真に予が此記に於けるの情を穿てりと謂つべし噫既にして頂に達す頂の一隅に畝あり禾黍霜に枯て風物凄然たり以爲廢藩の命一たび下り城廓の撤去されしより以來此山に登るもの城下の詩人に遠來の墨客に其數幾千人なるを知らず想ふに或は榮枯盛衰の感に擊れて斷腸の篇もあらん或は秋靜冬閑の情に觸れて清冬の吟もあらん何ぞ予輩忙人が筆を容るゝの餘地あるべき此に於て乎深思熟考すらく仰て名義能山の秀嶺俯て二宮松原の翠滴を捉へて詞材となし詠じて以て幣とし山靈に手向ん乎否々双眼鏡の力を借らざれば其精細を究むるに由なし然らば廣瀬橋下筏の浮ぶ

所衆樂園中鶴餌る所を以てせん乎否々筏既に下り鶴飛で去るところを知らざるを如何せん然は城山の歸鳥地藏院の晚鐘乎鳥未だ歸らず僧未撞かず此に至て殆ど窮す案山子の儼然畝に在るを視る背面の巧なる猶真人のごとくなるに前面の拙なる到底鳥雀を感警するの効あるものにあらず乃ち以爲く昨日予をして薄く恍惚たらしめたる束髮の君或は鶴山女史にはあらざる乎而して其鶴山女史或は此の

うしろから見た程になき案山子かな

と云へるが如きものには非らざる乎否々假令花顔の美なしとするも後相彼れが如き品位あり彼れが如き舉措ある決して凡衆の者にあらず況や其名號既に鶴山に資れるおや豈白鳥の鶴々莫ならんや然れども名實相反するは我國現時の通弊なれば

愛相は名程にもなき竹婦人

の類には非らざる乎仰ぎ望めば日已に中す遂に此二句を獻じて降る途中亦私かに心に描く今朝予に先だち美甘翁の門を叫きし客は何人ぞ予をし

て峨眉山月歌を詠せしめたる者には非ざる乎乃ち急歩して到る翁曰く汝何ぞ來ることの晚き先に松山操子の訪あり共に汝を待つこと久し矣遂に去れり女史は津山の人幼時出で、京阪の間に學び書畫を善くす今は鶴山女史と號す汝と嘗て岡山に相識れりと昨福田に於て汝を瞥るも路傍の茶店相見るを耻ち即夜汝を旅館武藏野に訪ふたりしも逢ふことを果さざりしと然る乎眞に然り憾むらくは松本操子は鶴山女史と異名同一人なることを知らざりしを予嘗て驟雨を冒し急行の途中女史に某所に相遇ふ談未だ佳境に入らず霽む乃ち女史が抑留せしも聽かず袖を分ちしことあり女史別れに臨み

夕立の晴るゝはにくしさりとても

はれずば人の袖やぬれなん

の一首あり録して翁に示す翁曰く情味殊に妙なり翁又戯て曰く昔は池野大雅先生玉蘭を妻る王蘭も亦書畫を善くし俱に名を齊す世人之を伯鸞の孟光に比す汝既に配あり憾むべき哉と一座大に笑ふ

十日朝來微雨氣色も亦何ごなく常ならず然れども勉めて歸路に就く西の方吉井川を隔て、久米北條の四山を望み青松一帯の間を行く處是れ既に西北條郡を離れ西條郡二宮松原に入りたるを知る又行くこと半里程北方の天遙に連山壁立の間獨雲表に巍立するものあるを瞻る是れ泉ヶ山にして本郡第一の高山なりとす其西に方り横峰峙起の中尖嶂一角形芙蓉峰に類するもの中谷富士と稱す其中谷村に在るを以てなり中谷は茶の産する所予嘗て聞く在昔萬里小路藤房卿世を遁れて是に在りし時地味の茶に適するを視て里人に勧め播種せしめたるに由るものなりと此里に限り山ごなく野ごなく天然の茶樹に富みたるを視れば或は然らん乎又此里に九重殿と稱する地あり故老の口碑に是ぞ卿が家居せし處なりと云へりしが果せる哉田中善太郎なる人一日之れが口碑を梨つぼに穿鑿し遂に左記の樞墓を發掘せり維れ實に去る明治十八年陰曆正月九日の事なりと云ふ宜なる哉發見の際氏は墓標を抱て俯仰天地に泣告せりと以爲感極まつて哭したるものならん氏は中谷村の人なり

一、柩 一個但伊部焼に似たり

一、墓標 一個但石にして高九寸巾四寸表面に萬里小路藤房裏面に授翁禪師靈側面に天授六年八月(此間磨滅)日とあり

一、劍 一振及金環二個

噫嗚蒼天惜て發せざることの久しき何ぞ一に此に至る予謹で惟らく卿が生前に君王に忠勤なりしや歴史と共に世間既に定論あり何ぞ喋々頌贊を要せんやと予嘗て殘菊を詠みて

頼みあひし尾花が袖はたわにしも

なほ匂ひぬる野邊のしら菊

の一首あり卿に似る所あり噫卿は遁れ來て此山中に在るも尙國を忘れず人をして茶樹を植わしめ殖産の一助に資せんこそせし乎乃ち

問ふ人もなき山蔭に咲きながら

いろはへだてぬ藤波の花

今や天運循環正邪各其處を得て或は其宮殿を壯麗にし或は其墓碑を修理

し以て其鬼神を慰め其幽魂を弔ふの豊國會或は和氣會等の續々勃興するあり忠君愛國の士亦以て地下に瞑する夫れ今日は之れ如何なる時ぞ謂ゆる萬姓が天日を仰ぐの秋に非ずや豈餘光の獨卿に及ばざるの理あらんやとは云へ登掘以來既に十餘年の星霜を閲し去るも未だ舊陵古墳を探るの浦生君平を出さず田中氏の心事誠に察すべきなり予未だ氏に一面の識なし然れども予が親友に同氏名の者あり作州大庭郡湯本の人父母に孝に兄弟に友に又平生君平浦生君の人と爲りを慕ふや切なりき惜い哉今は亡し唯これはの死せる田中善太郎に考へ生ける田中善太郎氏を推すのみ既にして院庄村に達す人烟三十戸許國道を挾で相對し屋後多くは竹樹を以て圍み其葺に茅藁を以てするもの多き是なり元弘帝北狩駐蹕の日兒島高德櫻樹を白け十字の詩を題せし所作樂神社は即其鬼を祀るの宮なりと聞き今を去る七八年前江川義和美川政和岡田盤の諸氏周施奔走資を四方に募り經營せしものに係ると又文久元年四月某日島田馬之亟妻阿中が女淺野と及に伏し夫を獄窓の内より救ひ出せし所なり貞烈純孝島田母子之碑は



即其屍を埋めたるの墓なり慶應三年藩主松平公が藩士鞍懸吉寅に命じて建設せしめたるものなりと云ふ一は君を思ひ一は夫と父を思ふ人世五大達道の三を占行せしもの、舊跡現に此の一小部落の中に在り豈車上看過するに忍びんや乃ち車を下り先づ作樂神社に賽し故の櫻樹を索ねしも何時の代に朽ち絶えしものか今は亡し乃ち感あり

櫻木はいつ朽ちにしか唐歌の

赤き心の花のみぞ匂ふ

の一首をものし次に孝貞母子之墓を弔ふて

花よりも香をばや梅はめでつらん

されども花は香を宿すなり

蓋世間往々母のお中を稱するも女の淺野に及ばざるものあるは憾みなり噫彼に賽し是を弔ひ其小祠の美墓碑の高きを觀るにつけても獨授翁禪師の墓之を草茅の中に碌々然たらしむるに忍びんや仰いで天に叫べは雨霏々として降り涙に和して袖を浸すのみ蓋し或は子が不平に同情を表する

にはあらざる乎行くこと五里久世町に達す此間坂を越ゆる三つ就中最も小に最も險に最難むものを鶴坂とす

尙此記未完なるも餘は記するに足るものなければ此にて筆を擱く

(8) 縣民の聲果して如何

明治三十七年十一月二十五日  
二十六日 山陽中國新聞掲載

岡山縣會は既に開期三分の二を経過し去りて今や將に第二讀會に移らんとす此時に方り當年の最大問題中議場に上れるまに、序を逐ふて其二三を摺撫し多數縣民の聲を問ふ亦無益の業にあらざるを知る  
甲の事業も時局と云ふては之を全廢し乙の事業も軍國と稱しては之を中止し其事業の性質緩急を問はざるものは謂ゆる夏虫の時に厚くして氷を語るべからざるもの、み丙の計畫は沿海の市邑を利するのみ丁の施設は山野の村落を益するのみと叫び彼も排斥し此も排斥せんとするものは謂ゆる井蛙の居に厚くして海を語るべからざる者のみ苟も時期の前後緩急を判斷し事業の利害得失を講究せんとするものは須らく先づ身を中空に懸け心を平靜の地に置かざるべからず讀者乞ふ之を諒せよ

## 第一 宇野港の改築

一、目的 突堤を築き内は百五十噸乃至二百噸外は二千噸乃至三千噸の船舶の出入を便にし以て一は貨物の集散を盛にし一は四國と中國との連絡を計るに在りと云ふ但し質問に對し始めて言明を得たる迄のものにして別に成案あるにはらず

一、工費 三十八萬圓乃至四十四萬圓にして之が財源は未定なりと云ふ但質問に對し始めて言明を得たる迄のものにして別に成案あるにてはなし

一、竣工の期限 三年若くは五年の後なりと云ふ但し質問に對し始めて言明を得る迄のものにして成案なし

一、本年度(三十八年度を指す)の豫算額一萬四千六百六拾圓七拾五錢 基礎工事即ち捨石費

一、參考 本港改築問題は此迄數次議場に上りたるこはあり即ち本縣會多年の宿題なりと云ふ但豫算として形はれたるは今回を以て始めとす

又縣費を以て改築せざれば山陽鐵道會社自改築するものなりと云ふ又聞く所に據れば山陽鐵道會社は宇野港改築問題の解決を待たずして既に宇野鐵道布設の準備に取掛りたりと蓋し信じがたし

以上の事實に就き講究するに茫乎として捕風の感なき能はず然れども余は大體に於て賛するもの何となれば岡山否本縣の地たる東に大阪の殷富あるも神戸姫路の妨ぐ所となり僅に餘瀝の流れ來るのみ南に九州の寶庫あるも廣島尾道の遮る所となり稀に殘滴の漏れ來るのみ夫れ然り故に今四國に向つて活動を試み吸收の道を開かんとするは蓋し當然の策なりと信すればなり余嘗て聞く優勝劣敗の世に介在し對抗し換言すれば社會の進運に伴ひ發展に隨ひ最完了を急ぐものは何ぞやと云はゞ先づ指を運輸機關に屈せざるを得ざるものなりと或は然らん

唯憾むらくは余技術上の知識なく其目的の大(或る人は云ふ只金毘羅參りを利し札所廻りを便するに止まるのみと余は信せず)且つ善なるを知るも其工費の甚寡少なるに驚かざるを得ず聞く糸崎港の如き二百噸乃至二百

五十噸船を容るゝに過ぎざるもの尙百二十五萬圓最初は七十五萬圓の豫定なりしと云ふを要したりと水量の淺深に海底の剛柔に潮流の緩激に材料の遠近に各地異同あり隨て工事に難易の差等あるべき道理なれば一概に以て多寡を速断すべからざるは素より論なし故に暫く當局者が言明する所の額を以て當れるものと假定するも由來本縣の河海に對する工事は古地の粗築工に千坂舊知事は其効なきを耻じ自ら慚愧に堪へぬと云ひ四港灣の修繕に檜垣現知事は明治三十七年十一月十五日の議場に於て親しく工費に値するの効果なきを述べ起工當初の目的を達し得たるものゝ甚だ少なきを如何せん

夫れ然り乃ち進て當局者に其惑ひを解かんこと求めん乎縣下百年の大計換言すれば四拾餘萬圓否な百餘萬圓を意味したる大議案を提出しながら強ゆるにあらざれば出で、答へず退て沈思推考すれば「放任し置けば山陽鐵道會社が爲ると云ふのジャ」此時節柄何を苦しんで縣費で爲ねばならぬのであらふか何とかして此間の消息を知りたいものである」杯の事

よりして何時となく滿洲の遼遠際涯なきことを想ひ起すと同時に經濟界の前途を聯想し來りて毛髮は悽立し皮膚は粟を生ず而して是は余自ら前提違犯に座するものなりと心附き幾度か思ひ反さんとするも何物か余をして五里霧中に拐し去り終に前段の意見を抹殺するの止むを得ざるに至らしむ蓋し縣民の聲果して如何

### 第二縣有模範林の造設

一、目的戰時紀念として模範林を造り斯業の改善發達を企圖し併せて明治三十八年度より起算し七十年の後に於て一千五十九萬三千百三十三圓六十錢三厘の縣の基本財産を作らんとするに在り

一、林地の面積及植樹の種類員數 林地は買上に屬するもの一千町歩借上に屬するもの一千町歩計二千町歩苗木は杉扁柏とも計七百一萬四千六百本松百八十萬本樺百三十五萬本通計一千十六萬四千六百本

一、位置土質の適否運輸の便否等を鑑査し縣下各郡に配置するものなり  
一、事業繼續の期間明治三十八年度より同五十二年度に至る十五年間繼續

植樹し爾後五年間手入を行ひ五十七年度に至り完成するものとす

一、總費額二十九萬六千五圓四十錢但し明治三十八年度に屬するもの一萬八千六百五十五圓八十六錢

一、參考 本案は昨明治三十六年の通常縣會の議事に上りたるも議案中不備の廉多々あることを發見し遂に否決したるものなり

縣下到る所大に斯業の前途有望なるを覺り或は個人に或は團體に駭々乎として盛域に進まんとしつゝあるが中にも美作及備中東北部地方の如き其著しきものなり蓋本縣の現行規定に係る植樹獎勵金下附及農工銀行が薄利長期の貸資は大いに與つて力あるものゝ如し

又郡制實施以來郡は一面に模範を名目とし一面に基本財産造設を標題とし造林しつゝあるのみならず今や又町村は戰時紀念として殆ど強制に近き關涉の下に斯業を計畫せんとするもの甚だ多きを看る

以上の事實に就き講究するに余は先づ左記の疑問を解決せば本案に對する贊否如何は自然に解決し得べきを信す

一、管理の周到と否とは即ち造林の目的を達するに否との岐るゝ所なるが

縣下各郡數十ヶ所に散在する林地面積二千町歩に對する管理を朝任暮免且少數の縣吏員に委託し置き遺憾なく周到するの望みあるや否

二、今尙模範を示すの必要ありや否又模範は獎勵を意味し獎勵は受くる利益の直接と間接とに由り其効果に多少の差あるものなるか斯業者其者に直接資本幾部を補給し即ち植樹獎勵規則を存置且つ擴張するに縣自新業を起すと孰れが効果多きや

三、戰勝紀念換言すれば戰後に經營すると戰時紀念再言すれば軍國多費の場合に經營すると其利害得失如何

予は一面本縣の地理及土質上より打算し一面需用供給の趨勢に鑑み前途大に望みある事業なるを知ると同時に均一主義即ち縣下一般斯業普及の計畫は進んで歓迎するものなり然れども右列記の疑問に就き目下講究中なるのみならず未だ議場に上らざるものに屬すれば隨て先輩諸士及當局者の高説を聽くに由なし暫く茲に掲げて江湖の閱覽に資す併し縣民の聲

果して如何

(9) 龍頭蛇尾

明治三十八年一月三日  
山陽新報所載

年頭第一聲に斯の如き題名を掲ぐるは不祥なりとし咎むるものあらんも余は却て之大吉祥なりとし祝するものなり乞ふ試に其然る所以を解かしめよ

先づ歳に於て昨は辰即ち龍今は己即ち蛇にあらずや

極東太守とし滿洲陸海軍總督とし東清の天に鷹揚とし其肩や風を切り飛ぶ鳥も落ちんずる勢ありしアレキセーフは今何處に在る日露開戦の當初我海軍に荒膽を取られ爾來爲ること作すこと意の如くならず我第二軍の始めて遼東上陸の際辛じて旅順を逸し萬里露都に逃げ飯り城下の盟否閣下に命を待つ悲境に呻吟せるにあらずや

山岳の如き艦艦五十餘隻二十餘萬噸の敵の艦隊は今何處に在る木葉に類する敗殘の艦艇僅に三五老鐵山下の皺に隠れ謂ゆる露命を波羅的艦隊の來援に委するにあらずや

名聲天下に轟き世界の海軍當局者をして來つて法を取り教を乞はしめたりし敵の艦隊司令長官マカロイ將軍は今何處に在る黃海底深き所藻屑と化し去て其逝く所を知らざるにあらずや

難攻不落否難落を恃み優渥なる我今上陛下の勅諭を排斥したる旅順要塞司令長官ステツセル將軍の末路果して如何今や命且夕に迫るを覺り四面楚歌聲裡に虞夫人を撫しつゝ老鐵山上に埋骨の所を撰擇せるにあらずや遼陽二十餘萬の貔貅を叱咤し「既に攻勢を取るに足るの兵力を備ふ日本人をして露の意思に屈從せしむるの時來れり云々」一舉我軍を紛碎せんと誇稱したりし敵の元帥クロバトキンは今何處に在る渾河の彼岸に壓迫され今更豫定の陣地に退却とも云ひ兼ね進退これ谷まるの苦境に彷徨しながら霜營に過雁を瞻てアレキセーフの飯都を羨むも敢て家郷を思はざるものゝ如く粧ひ高粱の風に戦くを聞くも尙敵兵の襲來とし屢砲彈を空費することあるも力めて冷靜を示し徒に古英雄を銜はんとするの觀あるにあらずや

以上教へ来れば敵軍の過去現在は其事蹟の形容一として龍頭蛇尾ならざるはなし未來に描く彼が終局の状態眞に知るべきのみ人誰か愉絶を快絶を呼び一大白を擧げざるものあらんや之れ余がこの戦捷第一年即ち明治三十八年の元旦に本題を掲げたる所以なり

## (10) 櫻上痴誌

明治三十六年七月十三日記述

物は大小を問はず事は輕重に拘はらず其研究の仕方と活用の如何とに依て千態萬狀種々の趣味あるものである釋迦が一粒の粟中世界を藏すと云ひしは決して虚誕でない

余は是の七月十三日公務を帯びて久世町に來り留まること今日で正に一週間宿は漆屋と號し旭川の左岸中川橋の邊りである其橋の長さ七十四間幅三間餘もありて殆んど岡山の高橋に類して居る但だ人の渡る京橋の肩摩なく車の通ふ京橋の殺撃なしと雖も一日の渡橋人員少なくとも一千を下らない或は相語りつゝ渡るものあれば又欄に憑て時事を評論するものあり笑ふて來るもあれば泣いて去るものもあり仰いで欣然歌ふものあれば

俯して悄然呻めくものもあり擔ふて歩むもの携えて走るもの挽くもの乗るもの老幼となく男女となく貴賤となく貧富となく樓上に在て一々瞰來り視去れば直に千種萬別一架の橋上浮世を藏するの感あるを覺ふ乃ち公務の餘筆を執つて所感を追録し櫻上痴誌と題す蓋し亦湖江同感の士が博覽の棗否午睡の友ともならば望外の幸である時に同じ月の十九日記す十三日朝來人馬の往來するもの引きも切れざりしが就中自轉車乗りが意外に多かつた其馳方を視るに六七間も手前から最も行路の濶く開いて居る處をかけて行くのである若し前路故障の恐れある場合は輒ち呼鈴を鳴らして警告し開路を促しつゝ進んで行くのであるが荷車の如き容易に避けがたきもの若しくは旅客の沓として塞がり到底呼鈴にては警告の甲斐なしと認むるときは車を下り手づから押し且つ一々會釋して進路を開かん事を乞ふて居る

今や人三人集まれば先づ口を滿洲問題に開かざるはない或は露の所爲を以て暴慢無禮なりと罵るものあれば又開國進取は彼れが國是にして寧ろ

當然のことなりと感服するものあり余以爲く西歐は概富強の列國路に塞がり容易に南下し能はざれば東亞の貧弱國に向つて斯舉ある後者の説の如くに全然感服も出来ぬなれども蓋し又水の低きに就くが如く自然の勢ひには相違ない此れ恰も自轉車乗りが進路の故障少なき方面に取ると同一理にして「英國の斯邊薩が世界象物の運動は日々夜々に最も他物の抵抗少なき點に向て其歩を進むものを自然の法則とするものなりと」云ひしに稱ふものなり此に由り之を視れば彼は彼が滿洲の野を蹂躪し雞林の山を横領せんとするに至りたるは曩に彼が旅順口占領の際我れの手袖傍看敢て抵抗せざりしに根ざすを知らん夫れ然り今に及んで彼が所爲の傍若無人なるに驚き眼中日本なきが如き行爲に立服するものあり此れ月夜波上に月影の漂ふを見て怪むものぞ何ぞ異ならん乞ふ回顧一番せよ其實體は却て高く已れが身後の天空に懸れるを知らん贅言なれども今一度繰返して云へば彼の滿洲の野に露國が侵略の針路を東方に取る所以のものは近く二十八年の遼東還附が道火線になつたのである

十四日夏曇天に濃かなれども雨なく群蟬林に聲あれも風なくドンヨリとした日和にて終日蒸すが如き心地がした然れども流石は橋上の事とて旭川の清流其漣に覺られ糸柳の翠葉其靡くに知らるゝ位の風が出たソコデ町内の人々一壘臺を提げ來り納涼に出掛けたものが非常に多かつた其相語るところを聞けば何れも異口同音に噫好い心持がすると云つて居る余も亦浴後樓上簾を捲き欄に倚つて清涼を納れ居り場社違へ橋上の客と共に風といへる此無主物の最惠に均露した事であつた處が程なくチリンチリンの音と共に橋上頻に氷屋の露店が開かれた雪に爲よと呼ぶものあれば霰に爲よと云ふものあり塊まりが好いといふものあれば水を呉れと云ふものもあり來つて買ふもの買ふて去るもの暫時にして店頭市を爲す面して其雪と霰と水とは必ず砂糖の混和を要するものである乃ち知る炎暑蒸すが如くして橋上夜客多し客多ければ氷屋の店繁昌す氷屋の店繁昌すれば其利益の幾分は砂糖屋の錢箱に入るではないか此一事に附けても吾人生活の世の中は双互聯關彼是共益のものであると云ふ一端が判ると同

時に亦開放の必要なる事が知れる見よ橋上僅七十餘間開放しあればこそ商買もし納涼もし甚も困まれ樂甚も指され尺八も吹いて歌はれ欄干も打て詠じられ橋其物を害せざる限りは勝手次第に使用することが出来るのである若し一朝繩張を施し通行禁止の立札を爲すもあれば果して如何噓開放の吾人生活の上に必須欠くべからざること眞に斯の如し

今や各所の外報によれば露は滿洲の開放どころか撤兵どころか却て着々戦備を充實し彼が大々の宿望を遂行せんとするかの觀がある其所爲の協約を塗抹し聲明を無視したること實に言語同斷と云ふより外殆ど形容するに詞なき振舞ひである然しながら此は利害の關係ある列國即被害者の側より非難する泣言に過ぎない若し夫れ試みに加害者の側より辯駁せしめば果して如何彼必ずや言はん露は滿洲の野はおろか日本の北鎗に對してさへ昔より黒龍江畔千二百清里の驅取を手始に或は樺太の強奪に或は遼東の横取に其他露が如何なる心底であるかは既往の事實に照らして能く判る處今更協約違犯を呼はり聲明無視を叫ぶは抑何等の噤語ぞ必竟欺

かれし相手方が馬鹿正直なのである余以爲らく人誰か過ちなからん唯過を再び爲さざるにある彼が慣用手段に係り喫臍之歎を再演する勿れと云ふのである否樓上唯我獨想するのである

## (11) 戰國民トシテノ所感

明治三十七年七月二十二日記述

余近頃久世町に在り其調査に従事す同僚は高田河陽辻洞雲戸田淡山中川樂基の四名にして鼓岳も宿を同ふせり旅館は漆屋旭川の左岸中川橋の北端に類せり樓上四大文字の扁額を掲ぐ曰く爰整其旅と故有栖川參謀總長の宮殿下の筆し給ふところ余は去年今月今日此樓に在り樓上痴誌と題する一編の所感を草し當時日露の間に談判開始中なりし滿韓問題に關する當局者の注意を促がしたることありき今や其問題は辯論交渉の時代を去り砲烟彈雨の舞臺に入れり噫嘗て日月の幾何ぞや國家の事眞に知るべからずこの感なき能はず國家既に其状態を異にす國家組織の要素たる余等獨り所感の同じかるべき理あらんや乃ち業餘毎田所感を遺録し同感の士に願つ蓋し午睡醒後の一餐に供するのみ時維明治三十七年七月二十二日



記す

(12) 中和村要覽  
はしがき

本書は編者が此中和村の村長に推舉され就職したる當初明治二十二年七月より同三十五年十二月まで在職十四箇年(明治二十九年中若干月を除く)間の経験に由り此村が如何なる資本を以て如何なる生活を爲し如何に成行き居るかを調べたるものなり今や編者は是明治三十五年といふときの歳末御用仕舞と同時に村長を辞退まする考でありますから聊留別の印までに豫め贈呈しました譯であります

シテ本書は概ね數字より成りたるものなれば夫の小説なご、違ひ真に淡泊無味としたものにて一見何の所感もなき様なれども前後對照再三熟讀の勞を惜まれずば將來一家生計の上に否一村生存の上に多少裨益する所あらん乎此れ編者が素志の存する所であります(但此はしがきは獨本村の諸氏に對して云ふのみ)

凡例

- 一、本書は編者が本村吏員の執務上參考の便に供せんが爲筆寫に代へて奇厥氏に附したるもの素より之を公にするにあらず
- 一、本書編纂の次第及其叙事とも概之を石川縣石川郡安原村の村是調査書に採る蓋し該村の狀況は大に我中和村と似る所あればなり
- 一、書中點圈を施す所のものは編者が私意の存する所にして本書編纂の主眼茲に在るなり
- 一、作付反別生産額價格等は凡て前三ヶ年(自明治三十二年至三十四年)の平均に據る但平均に據りがたきものは最近の調査額に據る
- 一、諸種の生産額及消費額とも二三のものを除くの外大抵主觀的推測の算定なり必ずや事實と差違あらん讀者此正する所あらば幸甚

中和村位置

本村は美作の西北部に位し岡山縣真庭郡の一部に屬せり

編者誌

東北は苦田郡羽出村及伯耆國東伯郡矢送西竹田源の諸村に境し南に神湯村及苦田郡富村に接し西は八束村及二川村に隣す  
 地勢は西南より漸く東北に高く下和川村の中央を貫流し初和に至て旭川に注ぐ其形凡そ魚形に類し南北に長く東西に短し村内五大字あり別所吉田(頭部)下和(腹部)真加子初和(尾部)是なり道路は伯耆往來津山往來の二線あるも四面山嶽連互し交通運輸の便に乏し

土質及土性

本村の地質及土性は大字によりて一様ならず別所吉田真加子の三大字及下和の内津黒野邊門所今在家荒井の五部落は概火山灰(俗黒壤と稱す)にして肥沃ならずと雖も下和の内湯の谷一の茅下鍛治屋の三部落は稍前者に勝り又初和の過半は粘質壤土(俗に真土と稱す)にして肥沃なり」排水の都合は全村を通じて不完全なるが就中別所吉田の二大字を以て最とし蓋し地勢或は地質により當該工事の施設の難易あるより來れる結界ならん元來本村の地質及土性に就ては未學術上の調査を行ひたることなければ

其詳細を知ることを得ず真に遺憾の極みなり

氣候

本村には未だ測候所の設けなし隨て其明確なることを知るに由なし左れども多年の經驗に依れば大略左の如し

毎月平均温度

一月	三十二度	二月	三十度
三月	四十度	四月	五十二度
五月	五十九度	六月	六十五度
七月	七十度	八月	七十八度
九月	七十度	十月	六十五度
十一月	五十八度	十二月	四十度
四季平均温度			
春	五十度三分	夏	七十一度
秋	六十四度三分	冬	三十四度

## 風位

春	東北	夏	西南
秋	東南	冬	西北

## 氣壓及晴雨

詳ナラズ

## 農家勞働の一斑

本村農家は其勞働の度合に於て他の附近の村落に比し劣れる所なし寧ろ勤勉なる方なり然れども近時社會の風潮に伴ひ次第に勞働を厭ふの念を増したるが如し殊に壯年の者に此傾きあるを見る今にして此弊習を矯正するにあらざれば終に本村の現状を維持すること能はざるの日あらん再言すれば獨立を保つこと能はざるの秋至らん須く注意用心すべきことなり

勞働時間は日の長短により一定せずされども總て日没まで田圃に在るを通例とす夏季酷暑の節といへとも午睡するの慣習なし又夜業をなすは秋

の彼岸より春の彼岸迄とし秋收の始(十月下旬)より煙草の葉製を卒ゆる(二月中旬)までを最とす

雨天の日田圃に勞働する能はざるときは屋内の爐邊にて自家農業用に供する諸種の藁細工を爲すを恒とす

## 專業農家及兼業農家の生活

本村農家中專業農家生活の狀況を視るに相當の資産を有し收支とも出ず入らず謂ゆる貸せず借らずと云ふが如きものは僅に十中一二に過ぎず其他は大抵切れ込みとなるもの多し況や小作人に至ては年中飯米を儲蓄する能はず毎年三四月の頃に至れど既に全く之を盡す者あり斯の如き輩は或は日雇稼ぎを爲し或は秋收後返濟の約束を以て之を地主に借るものとす

兼業農家は農産收入の外に多少の收入あるを以て專業農家に比すれば其生計も幾分か裕なるべき筈なるも本村の兼業者は二三の富有家を除くの外は概薄産の小商者なれば其生計は却て專業者に劣れり

## 農家衣食住の度合

現今本村農家の常食とするものを見るに資産に富めるもの資産に富まざるもの資産なきもの何れも皆米飯のみを食せり元來本村は裏毛作を爲さざれば麥の産額少なし隨て麥飯を食するもの甚稀なりされども今より二十餘年前にありては資産に富めるものもありても麥に代ふるに粟若くは稗を加へて炊きたるもの近年はある二三の部落を除くの外は小作農家否赤貧者といへども粟飯は愚稗飯など食するものは絶てなきに至れり家屋の如きも二十餘年前に比すれば頗る華美に進み維新前には疊を用ゆるもの稀なりしも近來は之を用ひざるもの稀なるに至れり又衣服も從來は冠婚葬儀の際といへども多く木綿を着用せしもの近來は不斷なほ絹布を纏ふものあるに至る其他草履は下駄に更り日傘は蝙蝠傘と變じ簷は毛布に笠は帽となり剩へ時計を帶び巻煙草を煙らし専ら都人士の風に摸し只管世上の流行に後れざらんとするものゝ如し是蓋し社會一般の風潮に感染する處にして獨本村のみ他所に比し奢侈に流れたりと

いふにあらず然れども今にして遠く慮るところなくんば必ずや近き憂あらん乎也

## 餘業の種類

本村内には古來格別の餘業なし僅に冬期農閑の節婦女子が屋内の爐邊に於て炊事を爲しつゝ蒲脚絆を織ると外に多少の草履藁等の藁細工を爲す位のことなり其一ヶ年の産額蒲脚絆は壹千足内外にして其收益六七拾圓を出でず草履等の産額に至ては敢て記するに足らず

## 交通運輸の便否

本村は道路南北に貫通せるも本村農産物の重なる市場たる湯本を距る本道四里間道三里餘あり本道は多く瀬川にして危険且甚迂回せり間道は嶮阪にして人肩馬背の外通車の便なく伯州倉吉町を距る六里此亦國境に難路あり尤も去明治十五年岡田彦市中島文平池田美寛武内禎俊等の諸氏首唱する所あり遂に翌十六年工を起し資數千圓を費し大に改修する所ありしも之れが聯絡線たる國境以北關金驛に至る鳥取縣所屬の道路甚迂遠且